

# 盛岡市給水装置工事施行要領

令和6年5月1日以降適用

盛岡市上下水道局

# 盛岡市給水装置工事施行要領

令和6年5月1日上下水道事業管理者決裁

## 目 次

1	総則	
1・1	目的	1
1・2	用語の定義	1
1・3	給水装置の種類	2
	別図第1 給水装置の概要図	3
1・4	給水装置工事の種類	4
1・5	給水装置工事の施行	4
1・6	加入金・手数料	5
2	給水装置の設計	7
2・1	事前調査等	7
2・1・1	事前調査等	7
	別表第1 標準事前調査項目と内容	8
2・1・2	給水装置図面写しの交付申請	9
2・2	給水方式と給水管の口径の決定	10
2・2・1	給水方式	10
2・2・2	同時使用水量	11
	別表第2 給水用具の種類別吐水量	13
	別表第3 同時使用を考慮した標準給水用具数	13
	別表第4 総給水用具数と標準同時使用水量比	13
	別表第5 器具給水負荷単位	14
	別図第2 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図	15
2・2・3	計画一日使用水量	16
	別表第6 建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員	17
2・2・4	設計水圧	18
2・2・5	給水管内の流速	18
2・2・6	メーターの性能とメーター口径の選定	18

	別表第7	メーター口径別許容流量	19
2・2・7		給水管の口径の決定	20
	別図第3	動水勾配線図	21
	別図第4	口径の決定手順	22
	別表第8	給水用具の種類別直管換算延長	23
	別図第5	ウエストン公式による流量図	24
	別図第6	ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図	25
	別表第9	動水勾配早見表	26
2・3		給水装置の構造及び材質	29
2・3・1		給水装置の構造及び材質の基準	29
	別表第10	給水管及び給水用具の性能基準	31
2・4		給水装置の設計基準	32
2・4・1		配水管等への取付口からメーターまでの給水管及び給水用具	32
	別図第7	耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法	33
	別図第8	サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法	35
	別表第11	給水装置工事の指定材料一覧表	36
2・4・2		給水管の占用位置	43
2・4・3		給水管の埋設深さ	43
2・4・4		給水管の埋設工法	44
	別図第9	標準掘削断面図	45
2・4・5		給水管等の分岐	46
	別表第12	標準管径均等表	48
	別表第13	分岐方法一覧表	49
	別図第10	分岐部分の標準配管図	50
	別図第11	配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図	51
	別図第12	既設給水管の途中で接続する場合の配管例	57
	別表第14	ポリエチレン管の口径別防護管口径目安表	58
2・4・6		構造物等に近接又は交差する場合の配管	59
	別図第13	構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図	60
2・4・7		給水管の布設替えと切替え	63
	別図第14	既設給水管の標準切替図	64
2・4・8		仕切弁及び止水栓の設置	65
	別図第15	道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図	66

	別図第16 宅地盤が盛土等で高い場合の止水栓の設置例	67
2・4・9	メーターの設置	68
	別図第17 メーターボックスの仕様	69
	別図第18 メーター前後の標準配管図	73
	別表第15 メーター仕様表	75
	別図第19 メーターの標準配置図	76
	別図第20 電子メーターの設置標準図	77
2・4・10	メーター直結止水栓及び逆止弁の設置	78
2・4・11	自己メーターの設置	78
2・4・12	私設消火栓の設置	79
	別図第21 地上式消火栓の標準図	80
	別図第22 地下式消火栓弁室構造図	81
2・4・13	空気弁の設置	82
	別図第23 空気弁室構造図	82
2・4・14	排水弁の設置	83
	別表第16 末端口径別の排水弁選定表	83
	別図第24 排水弁室構造図	84
2・4・15	メーター下流側の配管	85
	別図第25 分岐箇所の配管例	87
	別図第26 メーター下流側の標準配管図	88
	別表第17 ポリエチレン管の曲げ配管	89
	別表第18 架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の曲げ半径	89
2・4・16	水抜き用の給水用具の設置	90
	別図第27 水抜き栓の排水口周りの標準図	91
	別図第28 外部排水式不凍給水栓の排水口周りの標準図	91
2・4・17	受水槽への給水と受水槽の構造等	92
	別表第19 受水槽式集合住宅の認定制度の概要	93
	別表第20 吐水口空間	95
	別図第29 水槽等の吐水口空間	96
	別図第30 オーバーフロー管の排水口空間	98
2・4・18	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置	99
2・4・19	水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置	100
3	施工	101

3・1	施工の準備と現場管理	101
3・1・1	許可等の取得と許可条件の遵守	101
3・1・2	分岐位置及び埋設物の確認	101
3・1・3	現場管理	102
3・2	土工事	103
3・2・1	掘削	103
3・2・2	土留め	104
3・2・3	埋戻し	104
	別図第31 本復旧標準断面図	105
3・2・4	残土処理	112
3・2・5	舗装の本復旧	112
3・2・6	舗装の仮復旧	112
3・3	給水管の分岐	113
3・3・1	分岐工事を行う場合等の立ち会い及び届出	113
3・3・2	給水装置工事に関し技能を有する者の施工・監督	114
3・3・3	給水管の分岐の際の留意事項	114
	別図第32 サドル付分水栓等の外面防食	116
3・4	配管	117
3・4・1	配管施工上の留意事項	117
	別表第22 乾燥時間	118
	別図第33 配管スリーブの設置	118
	別図第34 ポリエチレンスリーブ施工図	118
3・4・2	撤去工事の施工	120
3・5	弁、栓、メーター及び筐等の設置	121
3・5・1	仕切弁、止水栓及び筐の設置	121
	別図第35 仕切弁標準図	122
3・5・2	メーター及びメーターボックスの設置	123
	別図第36 メーターボックス蓋裏面図	123
	別図第37 メーターボックスの調整枠と底板の連結について	124
3・6	給水管等の明示	125
3・6・1	給水管等の明示	125
	別図第38 埋設標識シート標準断面図	126
	別図第39 バルブ埋設表示の設置参考図	127

4	申込み等の手続と設計審査	128
4・1	申込み等の手続と設計審査	128
4・1・1	給水装置工事の手続	128
	別図第40 給水装置工事の手続フロー	129
	別表第22 給水装置工事台帳チェックリスト（参考）	130
4・1・2	給水装置工事の申込み	131
4・1・3	給水装置工事設計審査の申込み	131
4・1・4	給水装置工事及び給水装置工事設計審査の一括申込み	133
4・1・5	設計審査	134
4・1・6	給水装置工事及び給水装置工事設計審査の承認	134
4・1・7	主任技術者の変更の届出	135
4・1・8	設計変更の場合の給水装置工事設計審査の申込み	135
4・1・9	給水装置工事の取消し	136
4・1・10	占用許可の変更及び取消し	136
4・1・11	占用許可の完了の届出	137
4・1・12	給水装置工事の事前着工	137
4・1・13	口径変更の届出	137
4・1・14	しゅん工予定日の変更	138
4・2	申込みを省略できる給水装置工事	138
4・2・1	給水装置工事申込みを省略できる工事の範囲	138
4・2・2	工事の設計及び完了検査等	139
4・2・3	工事の届出等	140
5	検査	141
5・1	管理者が行う給水装置工事の検査	141
5・2	検査の申込み	142
	別表第23 検査時添付書類一覧表	143
	別表第24 写真検査撮影箇所一覧表	144
5・3	工事事業者が行う自社検査	145
5・4	管理者が行う完了検査	146
5・4・1	書類検査	146
5・4・2	現場検査	146
5・4・3	写真検査	147
5・5	管理者が行う完了検査の合否	148

5・6	給水装置所有者への引き渡し	148
6	給水装置工事図の作成	149
6・1	図の作成	149
6・2	設計図及びしゅん工図の様式等	150
6・3	作図記号及び地図記号等	151
6・4	口径及び延長等の単位	152
6・5	設計図に記載する図	153
6・6	位置図の作成	154
6・7	平面図の作成	155
6・8	その他の図の作成	157
6・9	設計変更の場合の設計図の作成	158
6・10	部分施行の場合の設計図の作成	159
6・11	しゅん工図に記載する図等	160
6・12	立面図の作成	161
6・13	オフセット図の作成	162
6・14	立面図の省略	163
	別表第25 設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表	164
7	占用許可申請図の作成	168
7・1	申請図書の作成	168
7・2	占用許可申請図の様式等	168
7・3	作図記号及び地図記号等	169
7・4	口径及び延長等の単位	169
7・5	占用許可申請図に記載する図	169
7・6	申請概要表の作成について	170
7・7	位置図の作成	172
7・8	平面図の作成	173
7・9	横断面図の作成	174
7・10	本復旧標準断面図の作成	175
	別表第26 占用許可申請に係る提出図書一覧表	176
8	様式集	177





10・1 条例・要綱等

- 10・1・1 盛岡市水道事業給水条例
- 10・1・2 盛岡市水道事業給水条例施行規程
- 10・1・3 盛岡市上下水道局補助金交付規程
- 10・1・4 盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱
- 10・1・5 盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱
- 10・1・6 盛岡市給水装置工事資金融資要綱
- 10・1・7 中高層建物直結給水技術基準
- 10・1・8 盛岡市公共下水道計量装置設置及び認定等に関する要領
- 10・1・9 盛岡市水道給水装置の用途の認定基準

10・2 水道工事標準仕様書（抜粋）

- 10・2・1 水道工事承認材料一覧表
- 10・2・2 一体化長さ早見表
- 10・2・3 標準図、構造図
- 10・2・4 継手チェックシート

10・3 給水装置工事設計図・しゅん工図の作図例

10・4 パンフレット等

- 10・4・1 鉛管布設替補助パンフレット
- 10・4・2 給水装置工事（窓口用）パンフレット
- 10・4・3 工事資金融資パンフレット
- 10・4・4 分岐工事又は撤去工事等の施工に関する現地立ち会いについて

10・5 水理計算事例集

- 10・5・1 一戸建て住宅（3階建て）の場合
- 10・5・2 集合住宅（3階建て）の場合
- 10・5・3 一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合
- 10・5・4 受水槽式の場合
- 10・5・5 直結増圧式（集合住宅、5階建て）の場合

10・6 水理計算様式

- 10・6・1 一戸建て住宅（3階建て）の場合
- 10・6・2 集合住宅（3階建て）の場合
- 10・6・3 一定規模以上の給水用具を有する施設等の場合
- 10・6・4 受水槽式の場合
- 10・6・5 直結増圧式（集合住宅、5階建て）の場合

## 1 総則

### 1・1 目的

この盛岡市給水装置工事施行要領（以下「要領」という。）は、水道法、水道法施行令、盛岡市水道事業給水条例等に基づき給水装置工事の設計、施工、手続、設計審査、完了検査等に関し必要な事項を定め、適正かつ円滑な給水装置工事の実施を図ることを目的とする。

〈解説〉

1 準拠する法律等については、次のとおりである。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）
- (3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）
- (4) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「省令」という。）
- (5) 盛岡市水道事業給水条例（昭和35年条例第14号。以下「条例」という。）
- (6) 盛岡市水道事業給水条例施行規程（昭和60年水管規程第5号。以下「施行規程」という。）
- (7) 盛岡市水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）

### 1・2 用語の定義

この要領において、用いられる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 管理者 盛岡市上下水道事業管理者をいう。
- 2 工事事業者 盛岡市指定給水装置工事事業者をいう。
- 3 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。
- 4 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路をいう。
- 5 法定外道路 盛岡市法定外道路条例（平成14年条例第40号）第2条に規定する道路をいう。

### 1・3 給水装置の種類

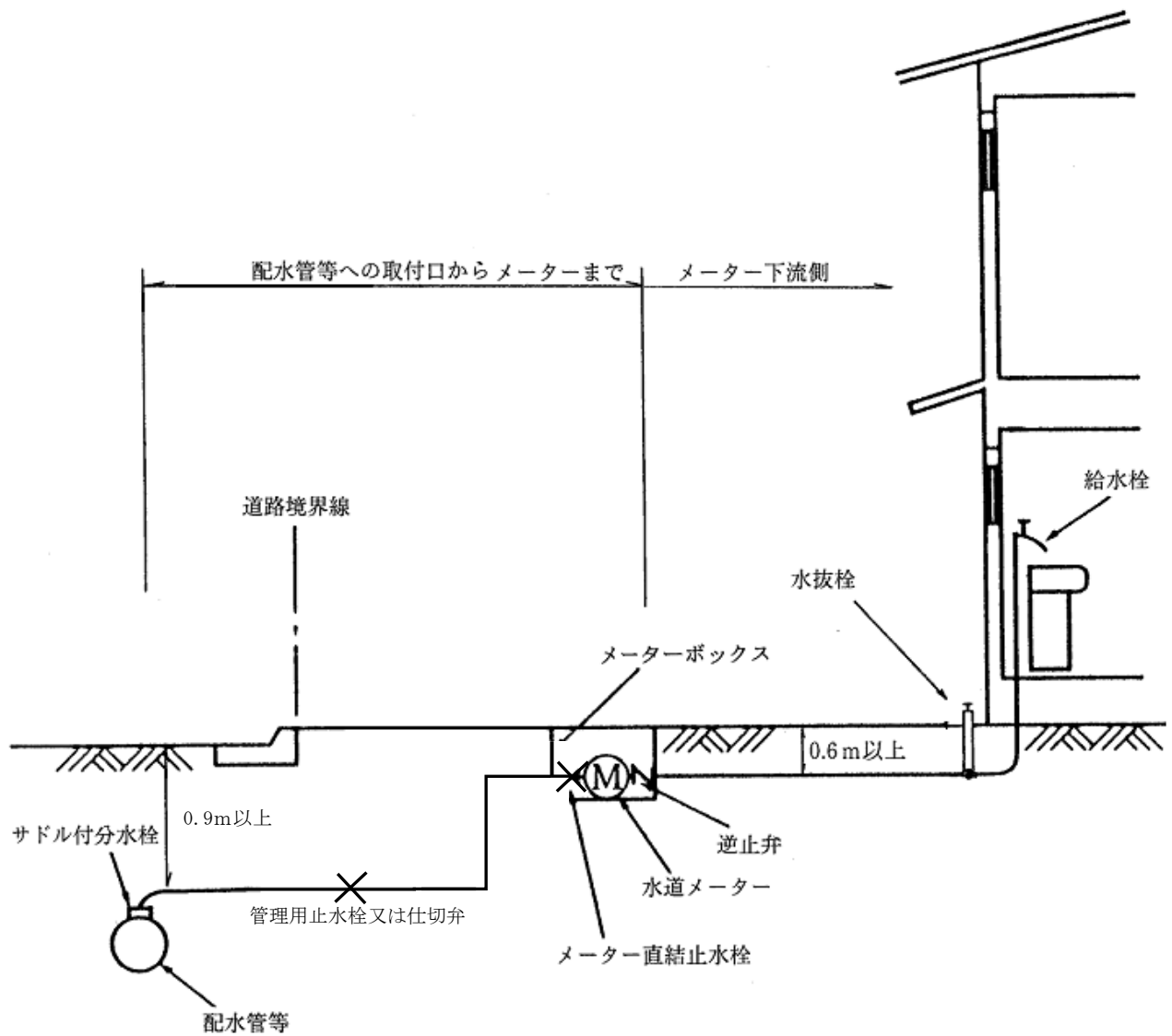
給水装置の種類は、次のとおりである。

- 1 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するものをいう。
- 2 共用給水装置 2世帯以上が共用するもので管理者の指定するものをいう。
- 3 私設消火栓（私消） 消防用に使用する私設の消火栓、給水管及び付属施設をいう。
- 4 私幹 配水管に相当する私設の給水管及び付属施設をいう。
- 5 予定栓 配水管等から分岐して給水管を布設し、宅地内に止水栓又は仕切弁まで設置する装置をいう。
- 6 特別計量栓（特計） 建物等の工事のための現場事務所等への工事期間中の給水を目的とした装置をいう。建物等の工事が完了した際は撤去することとなる。

#### 〈解説〉

- 1 給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）
- 2 一つの給水装置から別の給水装置が分岐されているものを総称して連合栓という。また、その連合栓の基幹となる給水装置を幹栓という。
- 3 予定栓は、宅地開発等の場合にあらかじめ設置するものであるが、長期間放置することにより漏水等維持管理に支障をきたすことから、確実に給水することが予定されている場合に限り設置できるものとする。
- 4 私設消火栓、私幹及び予定栓を除く給水装置には、給水量を計量するために、必ず市で貸与するメーターを設置することとなる。（条例第20条、20条の2）
- 5 給水装置の概要図（別図第1）を参照のこと。
- 6 申請する場合は、特別計量栓撤去誓約書（要領様式第2号）を提出すること。

別図第1 <給水装置の概要図>



#### 1・4 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりである。

- 1 新設工事 新たに給水装置を設置する工事をいう。
- 2 改造工事 給水装置の管種、口径、位置及びこれに直結する給水用具の一部又は全部を変更する等給水装置の原形を変える工事をいう。
- 3 修繕工事 給水管及び給水用具の部分的な破損箇所を修理する等給水装置の原形を変えない工事をいう。
- 4 撤去工事 給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

〈解説〉

- 1 給水装置工事において、補助金交付又は融資に係る制度がある。「盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付制度」「盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付制度」「盛岡市給水装置工事資金融資制度」については、「10 参考資料」を参照のこと。
- 3 「4・2・3 工事の届出等」4を参照のこと。

#### 1・5 給水装置工事の施行

- 1 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。（条例第5条第1項）
- 2 給水装置工事について、利害関係人がある場合は、申込者は、その者の同意を得なければならない。（条例第5条第2項）
- 3 給水装置工事は、管理者又は工事事業者が施行しなければならない。（条例第8条）
- 4 工事事業者は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。（条例第8条）

〈解説〉

- 1 (1) 改造又は修繕工事で、管理者が工事の申込みの必要がないと認めた場合を除く。  
(2) 「4 申込み等の手続と設計審査」を参照のこと。
- 2 次のいずれかに該当するときは、利害関係人が同意した旨を証する書面を管理者に提出しなければならない。なお、この場合当事者間の契約文書等であるときは、その写しを提出すること。  
(施行規程第3条)
  - (1) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有地に給水装置を設置しようとするとき。
  - (2) 他人の所有する構築物に給水装置を設置しようとするとき。
  - (3) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。
  - (4) その他、管理者が必要と認めるとき。
- 4 「4 申込み等の手続と設計審査」及び「5 検査」を参照のこと。

1・6 加入金・手数料

1 給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーター口径の増大を伴うものをいう。）をする者から、加入金を徴収する。（条例第 15 条の 2）（令和元年 10 月 1 日施行）

（1）新設の場合 メーターの口径に応じ次表に定める額

メーターの口径	金 額（内消費税相当額）
φ 13mm	47,300円（ 4,300円）
φ 20mm	129,800円（ 11,800円）
φ 25mm	220,000円（ 20,000円）
φ 30mm	336,600円（ 30,600円）
φ 40mm	669,900円（ 60,900円）
φ 50mm	1,151,700円（ 104,700円）
φ 75mm	3,103,100円（ 282,100円）
φ 100mm	6,364,600円（ 578,600円）
φ 150mm	17,567,000円（1,597,000円）

（2）メーター口径の増大を伴う場合は、増径前後の各メーター口径に応じた額の差額となる。

（3）既納の加入金は、還付しない。ただし、給水の開始前に給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。

（4）撤去工事を同時に申請する場合において、加入金が減額となるときがある。

2 給水装置工事の申込みの際には設計審査手数料を、完了検査の申込みの際には完了検査手数料を納入しなければならない。（条例第 34 条）（平成 29 年 4 月 1 日施行）

工事種別	分岐口径	設計審査手数料(円)	完了検査手数料(円)
新 設	φ 25mm以下	2,500	5,000
	φ 30～50mm	4,000	8,500
	φ 75mm以上	6,500	14,000
改 造		2,000	4,000
修 繕		2,000	4,000
撤 去		1,000	2,000
写真検査		—	2,000

3 給水装置図面の写しの交付の申込みの際は、1 枚につき 500 円の手数を納入しなければならない。（条例第 34 条）

〈解説〉

- 1 給水装置工事の申込みについては、「4 申込み等の手続と設計審査」を参照のこと。
- 2 給水装置工事完了検査の申込みについては、「5 検査」を参照のこと。
- 3 給水装置図面の写しの交付については、「2・1・2 給水装置図面写しの交付申請」を参照のこと。

## 2 給水装置の設計

### 2・1 事前調査等

#### 2・1・1 事前調査等

- 1 工事事業者は、給水装置工事の依頼を受けた場合は、現地の状況等を把握するため必要な調査を行うこと。
- 2 次の事項については、必ず主任技術者が管理者と連絡又は調整を行うこと。（規則第23条）
  - (1) 配水管等から分岐する工事を施行しようとする場合の配水管等の位置の確認に関する連絡調整
  - (2) 配水管等から分岐する工事及び給水装置の配水管等への取付け口から水道メーターまでの工事を施行しようとする場合の工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

#### 〈解説〉

- 1 調査の良否は計画の策定、施工及び機能にも影響するため、あらゆる角度から調査検討し総合的に判断すること。
- 2 調査内容は、「工事申込者に確認するもの」、「管理者に確認するもの」及び「現地調査により確認するもの」がある。



別表第1 <標準事前調査項目と内容>

番号	調査項目	調査内容	調査(確認)対象			
			申込者	管理者	現地	その他
1	給水装置場所	住居表示、仮換地番号	○		○	
2	使用水量	使用目的、使用人員、延床面積、取付栓数、使用状況等	○		○	
3	既設給水装置	所有者、布設時期、形態(単独・連合等)、口径、管種、布設位置、使用水量、栓種・番号等	○	○	○	所有者
4	屋外配管	メーター及び止水栓(仕切弁)の位置、給水管の布設位置等	○		○	
5	屋内配管	給水栓等の位置(種類と個数)、給水用具	○		○	
6	配水管等の布設状況	口径、管種、布設位置、水圧、工事番号、止水栓(仕切弁)の位置、消火栓・排水弁等の位置		○	○	
7	道路(私道含む)の状況	道路の種別、舗装未舗装の別、幅員構成、掘削規制の有無		○	○	道路管理者等
8	埋設物の状況	埋設物の種類、布設位置、口径等			○	埋設物管理者等
9	現地の施工環境	施工時間、関連工事等			○	
10	既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設時期、口径、布設位置、止水栓(仕切弁)の位置、既設建物との関連等	○	○	○	所有者
11	受水槽式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート等			○	
12	工事に関する同意承諾の取得状況	分岐の同意、土地・建物の使用同意等	○			利害関係者
13	建築確認	建築確認通知書	○			
14	開発許可申請内容の確認	給水計画等	○			開発者等

## 2・1・2 給水装置図面写しの交付申請

- 1 給水装置図面写しの交付を受けようとする者は、給水装置図面写し交付申請書（要領様式第 10 号）に給水装置図面写しの交付手数料を添えて申し込むこと。
- 2 給水装置の所有者又は所有者から依頼を受けた工事事業者以外の者が、給水装置図面写しの交付を受けようとする場合は、委任状（要領様式第 11 号）を提出すること。

### 〈解説〉

- 1 給水装置図面写し交付申請書（要領様式第 10 号）は、管理者が印刷作製したものを使用すること。
- 2 給排水課窓口にて、平日の午前 9 時 30 分から 12 時及び午後 1 時から 3 時までに申し込むこと。
- 3 図面交付手数料は、1 枚につき 500 円である。（条例第 34 条）
- 4 委任状については、内容が確認できるものであれば様式は問わない。参考様式を参照のこと。

## 2・2 給水方式と給水管の口径の決定

### 2・2・1 給水方式

- 1 給水方式は、直結式、受水槽式及び直結受水槽併用式とする。給水栓の高さ、使用水量、使用用途、維持管理面等を考慮して決定すること。
- 2 給水方式の適用範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 直結式
    - ① 直結直圧式 配水管の水圧で給水装置の末端の給水栓等まで給水する方式であり、配水管の給水能力が十分であるときはこの方式とする。
      - ア 建物の地上1、2階及び地下1階に給水するとき。
      - イ 建物の3階に給水し、中高層建物直結給水技術基準に該当するとき。
    - ② 中高層建物直結給水技術基準に基づく直結増圧給水に該当するとき。
  - (2) 受水槽式 受水槽を設け、水道水をこれに一旦貯めてから給水する方式である。
    - ア 病院等で事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要なとき。
    - イ 一時に多量の水を使用する場合、又は使用水量の変動が大きいときなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。
    - ウ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量又は水圧を必要とするとき。
    - エ 有害薬品を使用する工場等からの逆流によって配水管の水を汚染するおそれがあるとき。
    - オ 給水用具以外の設備に給水するとき。
    - カ 直結式給水に適合しないとき。
  - (3) 直結受水槽併用式 一つの建築物内で直結直圧式と受水槽式を併用する方式である。
    - ア 地上3階建て以上又は地下2階以上の建物で、階層別に給水方式を分けるとき。
    - イ 給水用具以外の設備に一部給水するとき。

#### 〈解説〉

- 1 設計条件を考慮した上で、直結式を優先して検討すること。
- 2 受水槽の設置者は、条例等に基づき適正に管理し、その管理の状況に関する検査を実施しなければならない。（条例第41条2項、施行規定第20条）

## 2・2・2 同時使用水量

- 1 同時使用水量とは、対象とする給水装置内に設置される給水用具のうち、同時に使用される給水用具の吐水量の総和をいう。
- 2 直結直圧式の場合の給水管の口径の決定の基礎となるものである。
- 3 算定方法の選択については、各種方法の特徴を踏まえて使用実態に応じていずれかを選択すること。

### (1) 一戸建て住宅等の場合

#### ア 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

(ア) 同時使用水量は、同時に使用する給水用具の種類別吐水量（別表第2を標準とする）の総和とする。

(イ) 同時に使用する給水用具数は、同時使用を考慮した標準給水用具数（別表第3を標準とする）のとおりである。

#### イ 標準化した同時使用水量により計算する方法

同時使用水量は、全ての給水用具の吐水量の総和を給水用具の総数で割ったものに、総給水用具数と標準同時使用水量比（別表第4）の使用水量比を乗じて求める。

### (2) 集合住宅等の場合

#### ア 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$$Q = 42N^{0.33} \quad (10 \text{ 戸未満の場合})$$

$$Q = 19N^{0.67} \quad (10 \text{ 戸以上 } 600 \text{ 戸未満の場合})$$

Q : 同時使用水量 (ℓ / min)

N : 戸数

#### イ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

同時使用水量は、次の式により求める。

$$Q = 26P^{0.36} \quad (1 \sim 30 \text{ 人の場合})$$

$$Q = 13P^{0.56} \quad (31 \sim 200 \text{ 人の場合})$$

Q : 同時使用水量 (ℓ / min)

P : 人数 (人)

#### ウ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

(調査により提案された新たな方法)

同時使用水量は、次の式により求める。

$$Q = 26P^{0.36} \quad (1 \sim 30 \text{ 人の場合})$$

$$Q = 15.2P^{0.51} \quad (31 \text{ 人以上の場合})$$

Q : 同時使用水量 (ℓ / min)

P：人数（人）

（3）一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等の場合

給水用具給水負荷単位による方法とし、同時使用水量は、器具給水負荷単位（別表第5）の器具給水負荷単位に器具数を乗じたものの総和をもとに、給水用具給水負荷単位による同時使用水量図（別図第2）から求める。

（水道施設設計指針 2012 から引用）

別表第2 &lt;給水用具の種類別吐水量&gt;

(水道施設設計指針から引用)

用途	吐水量 (ℓ /min)	対応する給水用具の口径 (mm)	備考
台所流し	12~40	13~20	1回 (4~6秒) の吐水量2~3ℓ 1回 (8~12秒) の吐水量 13.5~16.5ℓ 業務用
洗たく流し	12~40	13~20	
洗面器	8~15	13	
浴槽 (和式)	20~40	13~20	
〃 (洋式)	30~60	20~25	
シャワー	8~15	13	
小便器 (洗浄水槽)	12~20	13	
〃 (洗浄弁)	15~30	13	
大便器 (洗浄水槽)	12~20	13	
〃 (洗浄弁)	70~130	25	
手洗器	5~10	13	
消火栓 (小型)	130~260	40~50	
散水	15~40	13~20	
洗車	35~65	20~25	

※ 給湯器については、瞬間式の場合は出湯能力、貯湯式の場合は給水能力によること。

※ これ以外の器具については、それぞれの器具の性能表によること。

※ 湯沸器は、その号数を使用水量とする。

別表第3 &lt;同時使用を考慮した標準給水用具数&gt;

(水道施設設計指針から引用)

総給水用具数	1	2~4	5~10	11~15	16~20	21~30
同時に使用する給水用具数	1	2	3	4	5	6

別表第4 &lt;総給水用具数と標準同時使用水量比&gt;

(水道施設設計指針から引用)

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
同時使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

別表第5 <器具給水負荷単位> (水道施設設計指針、空気調和・衛生工学便覧から引用)

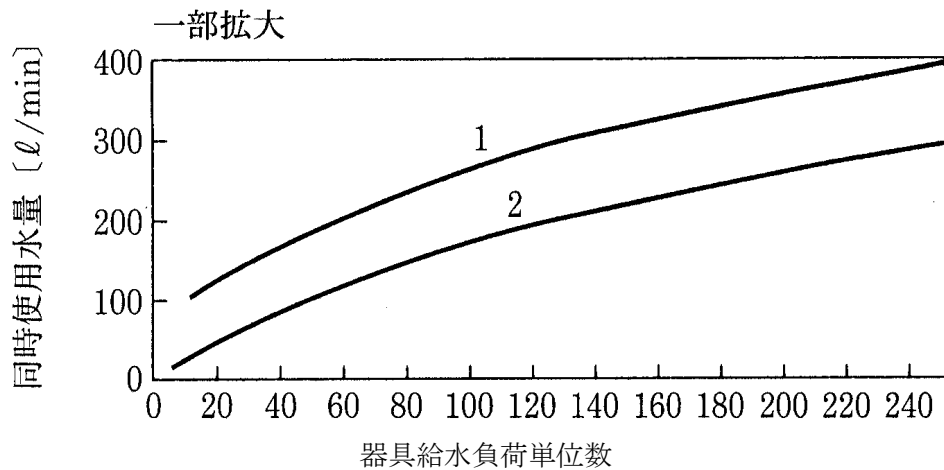
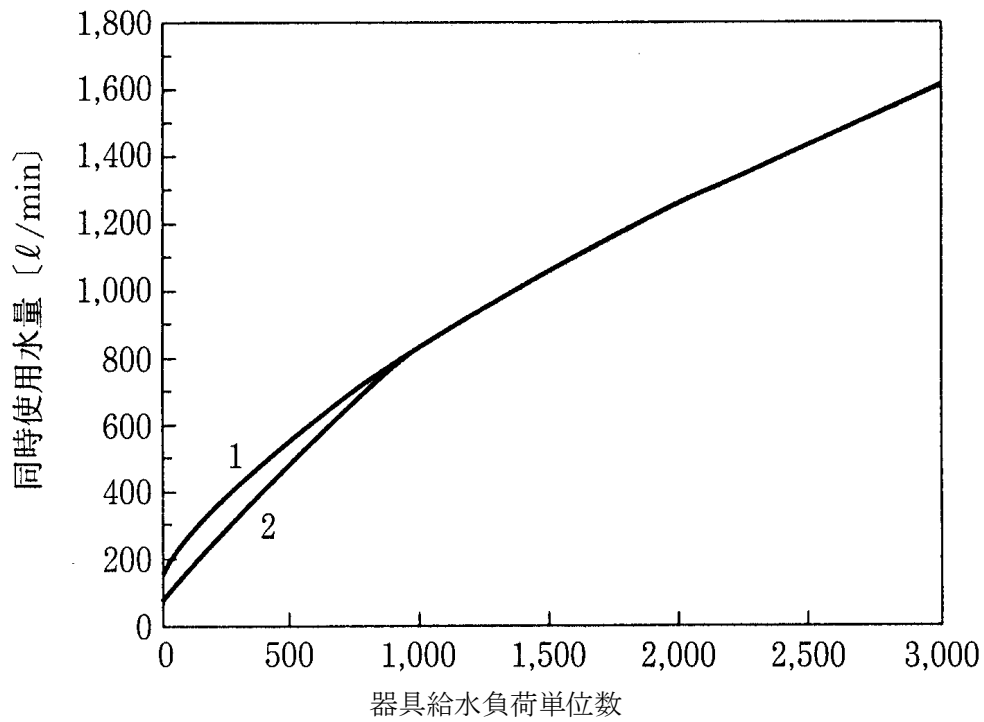
器具名	水栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用
大便器	洗浄弁	10	6
大便器	洗浄タンク	5	3
小便器	洗浄弁	5	—
小便器	洗浄タンク	3	—
洗面器	給水栓	2	1
手洗い器	〃	1	0.5
医療用手洗い器	〃	3	—
水飲み器	水飲み水栓	2	1
浴槽	給水栓	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室—そろい	大便器が洗浄弁による場合	—	8
浴室—そろい	大便器が洗浄タンクによる場合	—	6
事務室用流し	給水栓	3	—
台所流し	〃	—	3
料理場流し	〃	4	2
料理場流し	混合栓	3	—
食器洗い流し	給水栓	5	—
連合流し	〃	—	3
洗面流し (水栓1個につき)	給水栓	2	—
掃除用流し	給水栓	4	3
湯沸し器	ボールタップ	2	—
散水・車庫	給水栓	5	—

※ 給湯栓併用の場合、1個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記の数値の3/4とする。

※ 事務所、施設等不特定多数の人が使用するものを公衆用、住居等個人で使用するものを私室用とする。

別図第2 <給水用具給水負荷単位による同時使用水量図>

(空気が調和・衛生工学便覧から引用)



※ 曲線 1 は大便器洗浄弁の多い場合、曲線 2 は大便器洗浄タンクの多い場合に用いる。



### 2・2・3 計画一日使用水量

- 1 計画一日使用水量とは、給水装置に給水される一日当たりの水量をいう。
- 2 受水槽式の場合の受水槽の有効容量の決定等の基礎となるものである。
- 3 建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員（別表第6）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における類似施設の使用実態等を十分考慮して設定する。
- 4 給水管の口径を決定するための受水槽への単位時間当たり給水量は、計画一日使用水量を使用時間で除した水量とする。

#### 〈解説〉

- 2 受水槽式の場合で改造工事を行う場合は、実績使用水量について十分に勘案すること。
- 3 別表第6に明記されていない業態等については、使用実態及び類似した業態の使用水量実績等を調査して算出すること。その場合は、根拠となる資料を提出すること。

別表第6 <建物用途別標準単位給水量・使用時間・人員>

(水道施設設計指針、空気調和・衛生工学便覧から引用)

建物種別	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (h/日)	注記	有効面積当たり の人員など	備考																					
戸建て住宅 集合住宅 独身寮	200~400L/人 200~350L/人 400~600L/人	10 15 10	居住者1人当たり 居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16人/m <sup>2</sup> 0.16人/m <sup>2</sup>	参考：盛岡市の1人当たりの単位給水量は約250L/日 参考：盛岡市世帯当たり人口 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅規模</th> <th>一戸建</th> <th>共同住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~29m<sup>2</sup></td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>30~49m<sup>2</sup></td> <td>2.0</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>50~69m<sup>2</sup></td> <td>2.3</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>70~99m<sup>2</sup></td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>100~149m<sup>2</sup></td> <td>3.0</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>150m<sup>2</sup>以上</td> <td>3.3</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table> H22国勢調査結果から抜粋	住宅規模	一戸建	共同住宅	0~29m <sup>2</sup>	1.3	1.2	30~49m <sup>2</sup>	2.0	1.7	50~69m <sup>2</sup>	2.3	2.3	70~99m <sup>2</sup>	2.5	2.5	100~149m <sup>2</sup>	3.0	2.5	150m <sup>2</sup> 以上	3.3	2.7
住宅規模	一戸建	共同住宅																								
0~29m <sup>2</sup>	1.3	1.2																								
30~49m <sup>2</sup>	2.0	1.7																								
50~69m <sup>2</sup>	2.3	2.3																								
70~99m <sup>2</sup>	2.5	2.5																								
100~149m <sup>2</sup>	3.0	2.5																								
150m <sup>2</sup> 以上	3.3	2.7																								
官公庁・事務所	60~100L/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m <sup>2</sup>	男子50L/人、女子100L/人、社員食堂・テナントなどは別途加算																					
工場	60~100L/人	操業時間+1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/m <sup>2</sup> 立作業0.1人/m <sup>2</sup>	男子50L/人、女子100L/人、社員食堂・シャワーなどは別途加算																					
総合病院	1500~3500L/床 30~60L/m <sup>2</sup>	16	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり		設備内容などにより詳細に検討する																					
ホテル全体 ホテル客室部	500~6000L/床 350~450L/床	12 12			同上 客室部のみ																					
保養所	500~800L/人	10																								
喫茶店 飲食店 社員食堂 給食センター	20~35L/客 55~130L/店舗m <sup>2</sup> 55~130L/客 110~530L/店舗m <sup>2</sup> 25~50L/食 80~140L/食堂m <sup>2</sup> 20~30L/食	10 10 10 10		店舗面積には 厨房面積を含む 同上 同上	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算 同上 定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い 同上 同上																					
デパート・スーパーマーケット	15~30L/m <sup>2</sup>	10	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり		従業員分・空調用水を含む																					
小・中・普通高等学校 大学講義棟	70~100L/人 2~4L/m <sup>2</sup>	9 9	(生徒+職員)1人当たり 延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり		教師・職員分を含む。プール用水(40~100L/人)は別途加算 実験・研究用水は別途加算																					
劇場・映画館	25~40L/m <sup>2</sup> 0.2~0.3L/人	14	延べ面積1m <sup>2</sup> 当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む																					
ターミナル駅 普通駅	10L/1000人 3L/1000人	16	乗降客1000人当たり 乗降客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算 従業員分・多少のテナント分を含む																					
寺院・教会	10L/人	2	参会者1人当たり		常住者・常勤者分は別途加算																					
図書館	25L/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/m <sup>2</sup>	常勤者分は別途加算																					

(1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

(2) 備考欄に特記のないかぎり、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水などは別途加算する。

#### 2・2・4 設計水圧

- 1 設計水圧は、0.15MPa とすること。

〈解説〉

- 1 中高層建物直結給水技術基準に該当する場合を除く。
- 2 管理者が別に定める場合を除く。

#### 2・2・5 給水管内の流速

- 1 給水管内の流速は、2 m/秒以下とすること。

〈解説〉

- 1 配水支管への影響、流水音、ウォーターハンマー、管路や器具の損傷等を防止するため、給水管内の流速が過大にならないように配慮する必要がある。（空気調和・衛生工学会）

#### 2・2・6 メーターの性能とメーター口径の選定

- 1 メーターの性能は、メーター口径別許容流量（別表第7）のとおりである。
- 2 メーター口径の選定は、次によること。
  - (1) 同時使用水量又は計画一日使用水量が、メーター口径別許容流量（別表第7）の範囲内である。
  - (2) メーター口径は、接続する給水管（メーター上流側）の口径以下である。

〈解説〉

- 1 平成23年4月以降、メーターの規格が変更となった。
- 2 直結直圧式の戸建て専用住宅等の場合のメーター口径は、おおむね次のとおりとすること。
  - (1) 同時に使用する給水用具数（φ13mm）が2個の場合は、メーター口径はφ13mmとする。
  - (2) 同時に使用する給水用具数（φ13mm）が3個の場合は、メーター口径はφ20mmとする。  
(※ ただし、φ13mmを超える給水用具（給湯器等）がある場合は、同時に使用する給水用具数に関わらずメーター口径はφ20mmとする。)
  - (3) φ13mmを超える給水用具（給湯器等）が2個の場合等は、メーター口径はφ25mmとする。

別表第7 <メーター口径別許容流量>

新規格 (JIS 規格) メーター

口径 (mm)	型 式	適正使用 流量範囲 (m <sup>3</sup> /h)	一時的使用の許容流量 (m <sup>3</sup> /h)		1日当たりの使用量 (m <sup>3</sup> /日)			月間使用 量 (m <sup>3</sup> /月)
			10分/日 以内の使用 の場合	1時間/日 以内の使 用の場合	1日の使 用時間の 合計が 5時間 のとき	1日の使 用時間の 合計が 10時間 のとき	1日24時 間使用の とき	
13	接線流羽根車式	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20	接線流羽根車式	0.2~1.6	4	2.5	7	12	20	170
25	接線流羽根車式	0.23~2.5	6.3	4	11	18	30	260
30	電子式接線流羽 根車式 電子たて型軸流 羽根車式	0.4~4	10	6	18	30	50	420
40	電子たて型軸流 羽根車式	0.4~6.5	16	9	28	44	80	700
50	電子たて型軸流 羽根車式	1.25~17.0	50	30	87	140	250	2,600
75	電子たて型軸流 羽根車式	2.5~ 27.5	78	47	138	218	390	4,100
100	電子たて型軸流 羽根車式	4.0~ 44.00	125	74.5	218	345	620	6,600

## 2・2・7 給水管の口径の決定

- 1 給水管の口径は、配水管の設計水圧において計画使用水量を供給できる口径とすること。
- 2 給水管の口径は、著しく過大とならないように決定するものとし、次によること。
  - (1) 口径の決定は、口径の決定手順（別図第4）による。
  - (2) 各種給水用具の直管換算延長は、給水用具の種類別直管換算延長（別表第8）によるものとし、それ以外のものについては、製造メーカーの資料等をもとに計算して求める。
  - (3) 摩擦損失水頭の計算は、次のとおりとする。

ア 給水管の口径が50mm以下の場合、ウエストーン公式によるものとする。

$$h = \{0.0126 + (0.01739 - 0.1087D) / V^{0.5}\} \cdot (L/D) \cdot (V^2 / 2g)$$

$$Q = (\pi D^2 / 4) \cdot V$$

h : 管の摩擦損失水頭 (m)

V : 管の平均流速 (m/sec)

L : 管の長さ (m)

D : 管の口径 (m)

g : 重力の加速度 (9.8m/sec<sup>2</sup>)

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec)

ウエストーン公式による流量図（別図第5）

イ 給水管の口径が75mm以上の場合、ヘーゼン・ウィリアムズ公式によるものとする。

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

h : 管の摩擦損失水頭 (m)

V : 管の平均流速 (m/sec)

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec)

C : 流速係数（屈曲部損失等を考慮し 110とする。）

D : 管の口径 (m)

L : 管の長さ (m)

I : 動水勾配 (h/L)

ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図（別図第6）

(4) 水理計算は、次のとおりとする。

ア 水理計算は、次の式による。

$$h' + \Sigma h \leq 15$$

h' : 配水管分岐位置から給水栓までの高さ (m)

Σ h : 総摩擦損失水頭 (m)

15：設計水圧（m）

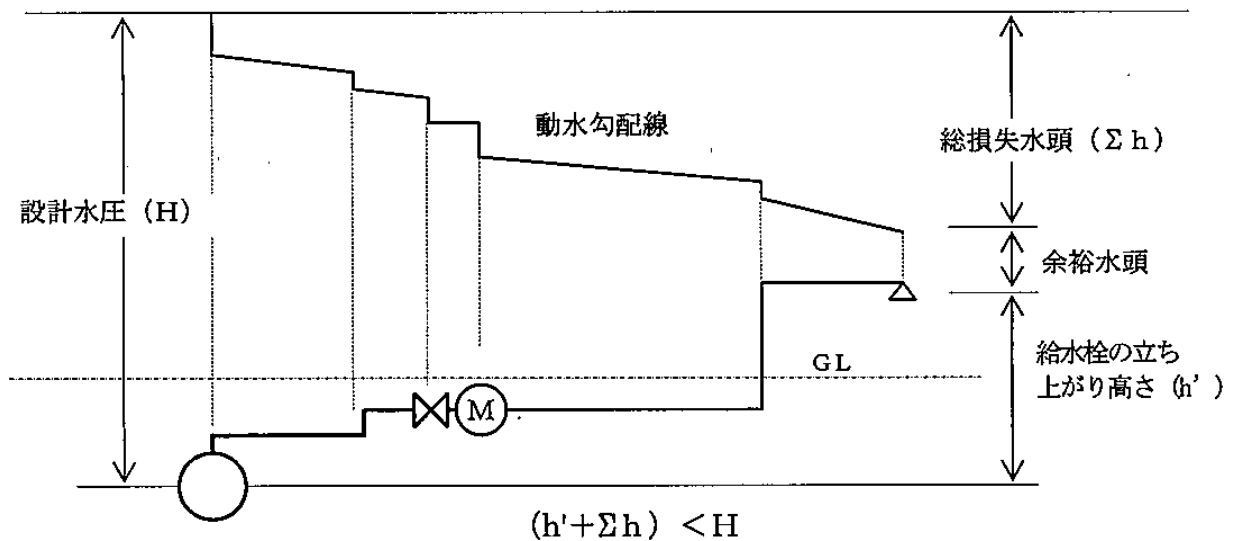
イ 中高層建物直結給水技術基準の適用を受けるものについては、別途その定めによる。

(5) メーター先の給水管の口径は、立ち上がり管を除いてメーター口径以下とする。

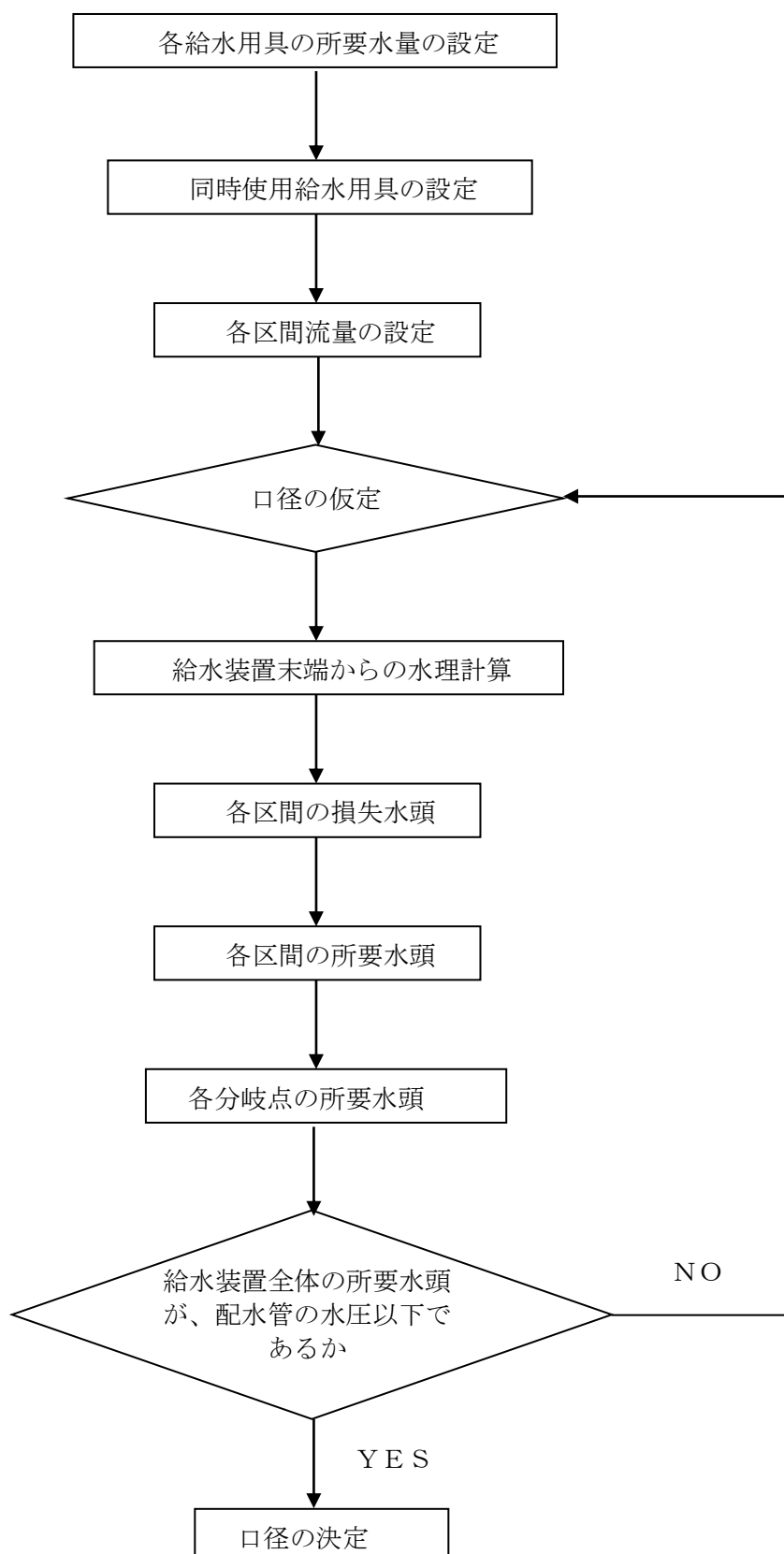
〈解説〉

- 1 給水管の口径は、設計水圧において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ、経済性を考慮し著しく過大でない合理的な大きさにすること。
- 2 (1) 給水管の口径は、給水用具の立ち上がり高さと同計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、設計水圧の圧力水頭以下となるよう計算によって求めること。また、給水管内の流速が2 m/秒以下となることを確認すること。  
(2) 将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておくことが望ましい。（別図第3）
- 3 (1) 湯沸器や直圧式トイレ等のように最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付け部において3～5 m程度の水頭を確保すること。  
(2) 先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合等は、給湯水栓、シャワー等において所要水量を確保できるようにすること。

別図第3 <動水勾配線図>



別図第4 <口径の決定手順>



別表第8 &lt;給水用具の種類別直管換算延長&gt;

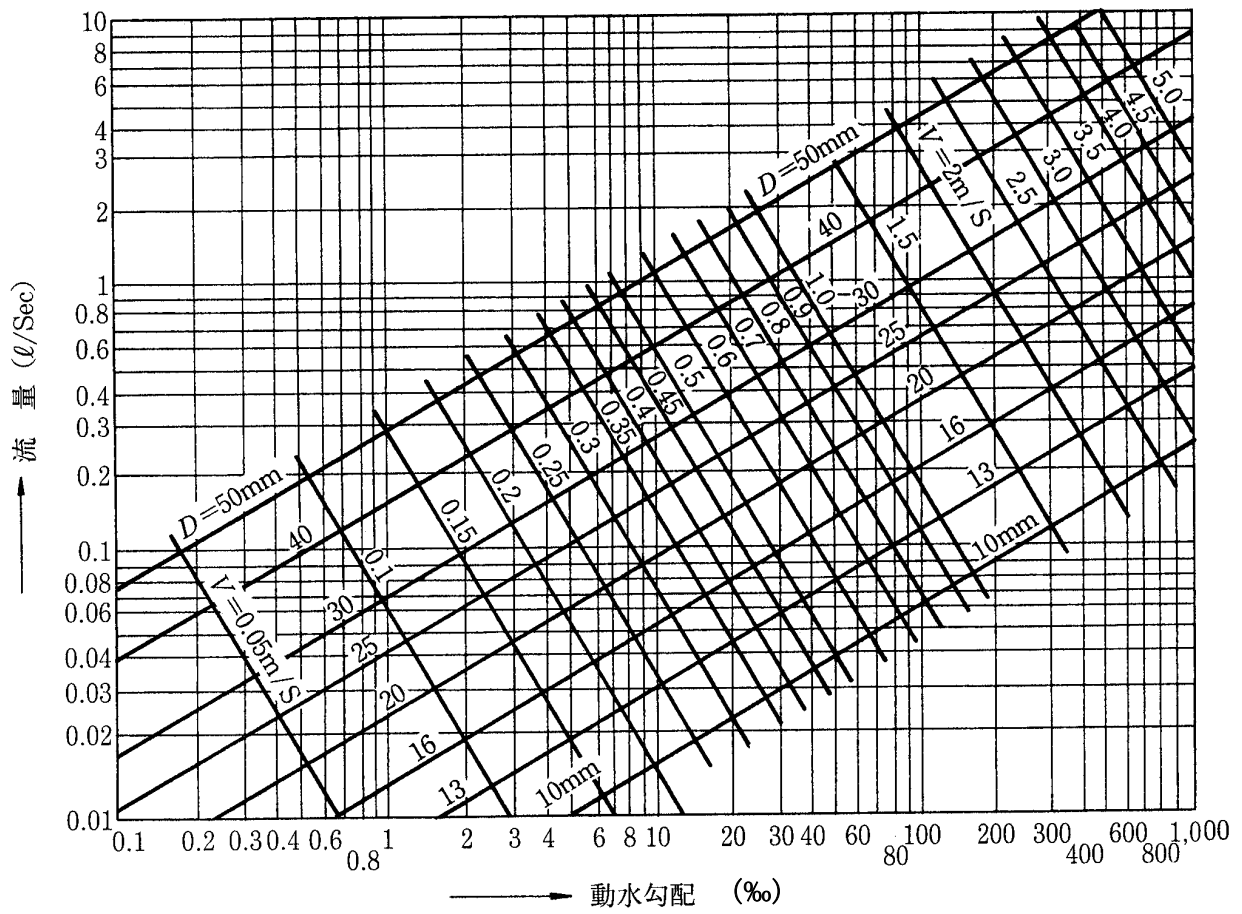
&lt;単位：m&gt;

種 別 \ 管径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
サドル付分水栓	1.5	2.0	3.0							
分岐箇所	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
止水栓	3.0	8.0	10.0							
仕切弁				0.24	0.3	0.39	0.63	0.81	1.2	1.4
メーター直結止水栓	1.5	2.0	3.0	5.0	6.0	8.0				
メーター	4.0	11.0	15.0	24.0	26.0	35.0	55.0	120.0	250.0	
逆止弁(スイング式)							5.7	7.6	12.0	
逆止弁(ばね式単式)	2.6	5.0	5.7	6.2	10.0	11.8				
水抜栓	3.0	8.0	8.0	11.0	14.0	18.0				
水抜きバルブ	4.0	21.0	16.0	17.0	38.0	34.0				
エルボ(45°)	0.36	0.45	0.54	0.72	0.9	1.2	1.8	2.4	3.6	
エルボ(90°)	0.6	0.75	0.9	1.2	1.5	2.1	3.0	4.2	6.0	
ベント(45°)							1.5	2.0	3.0	4.0
ベント(90°)							3.0	4.0	6.0	8.0
T字管分流	0.9	1.2	1.5	1.8	2.1	3.0	4.5	6.3	9.0	
T字管直流	0.18	0.24	0.27	0.36	0.45	0.6	0.9	1.2	1.8	
径違継手	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
ストップバルブ	4.5	6.0	7.5	10.5	13.5	16.5	24.0	37.5	49.5	70.0
アングルバルブ	2.4	3.6	4.5	5.4	6.6	8.4	12.0	16.5	24.0	33.0
定水位弁			9.2	11.9	13.9	17.6	26.9	35.1	51.7	68.2
ボールタップ	2.4	3.6	13.7	17.7	21.0	26.2	40.0	52.0		
ストレーナー	1.38	2.18	3.0	4.62	5.47	8.0	14.11	21.62	41.17	54.83

※ 径違継手は、小さい方の管径とする。

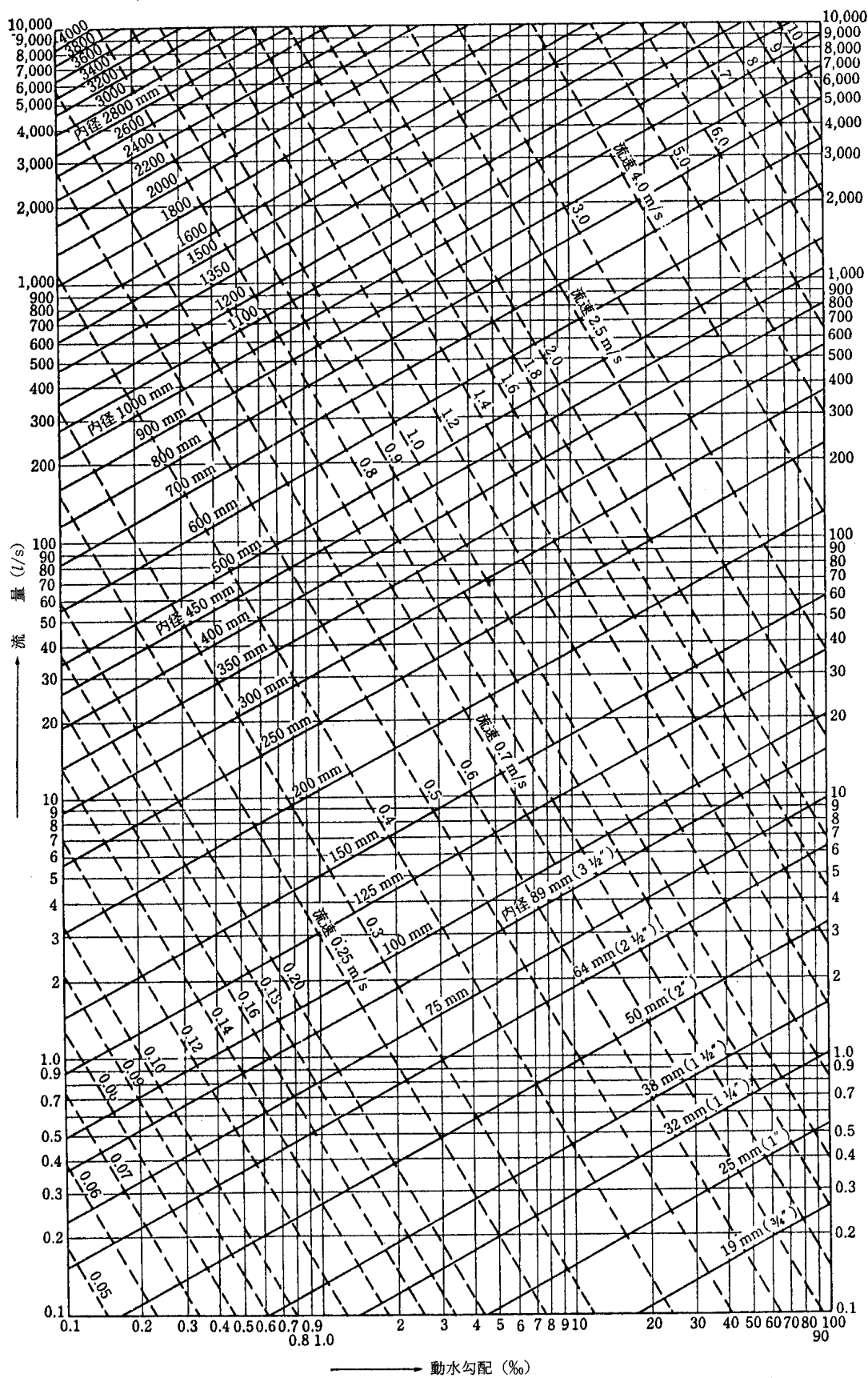


別図第5 <ウエストン公式による流量図>



※ 動水勾配早見表（別表第10）を参照のこと。

別図第6 <ヘーゼン・ウィリアムズ公式による流量図>



※ 動水勾配早見表 (別表第9) を参照のこと。

別表第9 <動水勾配早見表>

(ウエストン公式：流量の単位はℓ /分)

<網かけ部は、流速 2.0m/秒以上>

[動水勾配(%)] No. 1

流量	φ 13	φ 16	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	流量	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50
1	4	1	1	0	0	0	0	43	108	47	12	4
2	11	4	2	1	0	0	0	44	112	48	13	5
3	22	9	3	1	1	0	0	45	117	50	13	5
4	35	14	5	2	1	0	0	46	121	52	14	5
5	51	20	8	3	1	0	0	47	126	54	14	5
6	69	27	10	4	2	0	0	48	131	56	15	5
7	90	36	13	5	2	1	0	49	135	58	16	5
8	113	45	17	6	3	1	0	50	140	61	16	6
9	138	55	20	7	3	1	0	51	145	63	17	6
10	166	65	24	9	4	1	0	52	150	65	17	6
11	196	77	28	10	5	1	0	53	156	67	18	6
12	228	89	33	12	5	1	1	54	161	69	18	6
13	263	103	38	14	6	2	1	55	166	72	19	7
14	299	117	43	16	7	2	1	56	171	74	20	7
15	338	131	48	18	8	2	1	57	177	76	20	7
16	378	147	54	20	9	2	1	58	182	79	21	7
17	421	163	59	22	10	3	1	59	188	81	21	8
18	466	181	66	24	11	3	1	60	194	83	22	8
19	513	198	72	26	12	3	1	61	200	86	23	8
20	561	217	79	29	13	3	1	62	205	88	23	8
21	612	237	86	31	14	4	1	63	211	91	24	8
22	665	257	93	34	15	4	1	64	217	93	25	9
23	720	278	100	36	16	4	2	65		96	25	9
24	777	299	108	39	17	5	2	66		99	26	9
25		322	116	42	18	5	2	67		101	27	9
26		345	124	45	20	5	2	68		104	27	10
27		369	132	48	21	6	2	69		107	28	10
28		393	141	51	22	6	2	70		109	29	10
29		419	150	54	24	6	2	71		112	29	10
30			159	57	25	7	2	72		115	30	11
31			169	61	26	7	3	73		118	31	11
32			178	64	28	7	3	74		121	32	11
33			188	68	29	8	3	75		124	32	11
34			199	71	31	8	3	76		126	33	12
35			209	75	33	9	3	77		129	34	12
36			220	79	34	9	3	78		132	35	12
37			231	83	36	10	3	79		135	35	12
38			242	87	38	10	4	80		138	36	13
39			253	91	39	10	4	81		142	37	13
40			265	95	41	11	4	82		145	38	13
41			277	99	43	11	4	83		148	40	14
42			289	103	45	12	4	84		151	40	14

(ウエストン公式：流量の単位はℓ /分)

<網かけ部は、流速 2.0m/秒以上>

[動水勾配(‰)] No.2

流量	φ 30	φ 40	φ 50	流量	φ 40	φ 50	流量	φ 50	流量	φ 50
85	154	41	14	128	83	29	171	48	214	72
86	157	41	14	129	84	29	172	49	215	72
87	161	42	15	130	85	30	173	49	216	73
88	164	43	15	131	87	30	174	50	217	74
89	167	44	15	132	88	31	175	50	218	74
90		45	16	133	89	31	176	51	219	75
91		45	16	134	90	31	177	51	220	75
92		46	16	135	91	32	178	52	221	76
93		47	17	136	93	32	179	53	222	77
94		48	17	137	94	33	180	53	223	77
95		49	17	138	95	33	181	54	224	78
96		50	18	139	96	34	182	54	225	78
97		51	18	140	98	34	183	55	226	79
98		52	18	141	99	34	184	55	227	80
99		53	18	142	100	35	185	56	228	80
100		54	19	143	101	35	186	56	229	81
101		55	19	144	103	36	187	57	230	82
102		56	19	145	104	36	188	57	231	82
103		57	20	146	105	37	189	58	232	83
104		58	20	147	106	37	190	58	233	84
105		59	20	148	108	37	191	59	234	84
106		59	21	149	109	38	192	60	235	85
107		60	21	150	110	38	193	61	236	86
108		61	22	151	112	39	194	61	237	86
109		63	22	152	113	39	195	61	238	87
110		64	22	153	114	40	196	62	239	88
111		65	23	154	116	40	197	62	240	88
112		66	23	155	117	41	198	63	241	89
113		67	23	156	118	41	199	63	242	89
114		68	24	157		42	200	64	243	
115		69	24	158		42	201	65	244	
116		70	24	159		43	202	65	245	
117		71	25	160		43	203	66	246	
118		72	25	161		44	204	66	247	
119		73	26	162		44	205	66	248	
120		74	26	163		44	206	67	249	
121		75	26	164		45	207	68	250	
122		76	27	165		45	208	68		
123		77	27	166		46	209	69		
124		79	27	167		46	210	69		
125		80	28	168		47	211	70		
126		81	28	169		47	212	70		
127		82	29	170		48	213	71		

(ヘーゼン・ウィリアムズ公式：流量の単位はℓ / 秒)

[動水勾配(‰)] No. 1

流量	φ 75	φ 100	流量	φ 75	φ 100	流量	φ 75	φ 100
4.0	19.6	4.8	6.0	41.6	10.0	8.0	70.9	17.5
4.1	20.6	5.1	6.1	42.9	11.0	8.1	72.5	17.9
4.2	21.5	5.3	6.2	44.2	11.0	8.2	74.2	18.3
4.3	22.4	5.5	6.3	45.5	11.0	8.3	75.9	18.7
4.4	23.4	5.8	6.4	46.9	12.0	8.4	77.6	19.1
4.5	24.4	6.0	6.5	48.3	12.0	8.5	79.3	19.5
4.6	25.4	6.3	6.6	49.7	12.0	8.6	81.0	20.0
4.7	26.5	6.5	6.7	51.1	13.0	8.7	82.8	20.4
4.8	27.5	6.8	6.8	52.5	13.0	8.8	84.6	20.8
4.9	28.6	7.1	6.9	53.9	13.0	8.9	86.3	21.3
5.0	29.7	7.3	7.0	55.4	14.0	9.0	88.1	21.7
5.1	30.8	7.6	7.1	56.8	14.0	9.1	89.9	22.2
5.2	31.9	7.9	7.2	58.8	14.0	9.2	91.8	22.6
5.3	33.1	8.2	7.3	59.8	15.0	9.3	93.6	23.1
5.4	34.3	8.4	7.4	61.4	15.0	9.4	95.5	23.5
5.5	35.4	8.7	7.5	62.9	15.0			
5.6	36.6	9.0	7.6	64.4	16.0			
5.7	37.8	9.3	7.7	66.0	16.0			
5.8	39.1	10.0	7.8	67.6	17.0			
5.9	40.3	10.0	7.9	69.3	17.0			

## 2・3 給水装置の構造及び材質

### 2・3・1 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質は、次によること。

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 cm以上離れていること。
- 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 4 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
  - (1) 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
  - (2) 家屋の主配管等は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。
  - (3) 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。
  - (4) 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取扱う施設に近接して設置されてはならない。
  - (5) 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。
- 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
  - (1) 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁にあつては、耐久性能及び耐寒性能、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能を有するものとするか、又は断熱材で被覆すること等により、適切な凍結の防止のための措置が講じられているものでなければならない。
  - (2) 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものを除く。
  - (3) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置が講じられているものでなければならない。
  - (4) 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の

材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

- 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講じられていること。
  - (1) 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次のいずれかによること。
    - ア 逆流を防止するための性能を有する給水用具が水の逆流を防止することができる適切な位置（バキュームブレーカにあつては、水受け容器の越流面の上方 150 mm以上の位置）に設置されていること。
    - イ 吐水口空間（別表第 20）に規定する吐水口空間が確保されていること。
  - (2) 水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、吐水口空間（別表第 20）に規定する吐水口空間を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離することにより、適切な逆流の防止のための措置が講じられていること。

〈解説〉

- 1 (1) 政令第 6 条（給水装置の構造及び材質の基準）を参照のこと。
  - (2) 給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。（法第 16 条）
  - (3) 主任技術者は、給水装置が基準省令に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認しなければならない。（法第 25 条の 4）
  - (4) 給水管及び給水用具に適用される性能基準は、別表第 10 のとおりである。

別表第10 <給水管及び給水用具の性能基準>

性能基準		耐	浸	水	逆	負	耐	耐
給水管 及び給水用具		圧	出	撃 限 界	流 防 止	圧 破 壊	寒	久
給水管		●	●	—	—	—	—	—
水栓 ボールタップ	飲用	●	○	○	○	○	○	—
	飲用以外	●	—	○	○	○	○	—
バルブ		●	○	○	—	—	○	○
継手		●	○	—	—	—	—	—
浄水器		○	●	—	○	—	—	—
湯沸器	飲用	○	○	○	○	○	○	—
	飲用以外	○	—	—	○	○	○	—
逆流防止器		●	○	—	●	○	—	●
水撃防止器		●	●	●	—	—	—	—
ユニット器具 (流し台、洗面 台、浴槽、便 器等)	飲用	●	○	○	○	○	○	—
	飲用以外	●	—	○	○	○	○	—
自動食器洗い器、冷水機・ 洗浄装置付便座等		●	○	○	○	○	○	—

凡 例

● 適用される性能基準

○ 給水用具の種類、設置場所により適用される性能基準

4 (5) ガソリンスタンド、自動車修理工場等では、ポリエチレン管等合成樹脂性の管の使用は避け、金属管を使用すること。

7 (1) イ 吐水口空間 (別表第 20) は、「2・4・17 受水槽への給水と受水槽の構造等」を参照のこと。



## 2・4 給水装置の設計基準

### 2・4・1 配水管等への取付口からメーターまでの給水管及び給水用具

- 1 配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具については、次によること。
- (1) 使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）による。
  - (2) 配水管からφ50mm以上の分岐をする場合は、仕切弁まで耐震化を図ること。
  - (3) 道路（公道等官地）内にφ50mm以上の給水管を布設する場合は、耐震管（GX形、S50形ダクタイル鋳鉄管）を使用すること。
  - (4) ダクタイル鋳鉄管は、エポキシ樹脂粉体塗装管（EP）を使用すること。
  - (5) ダクタイル鋳鉄管を使用する場合において、曲管やT字管等の異形管、仕切弁の前後等は、一体化長さ早見表により管路の一体化を図る。
  - (6) 管路の一体化は、GX形、S50形継手の場合はライナによること。また、K形継手の場合は離脱防止型特殊押輪（3DkN）を使用する。
  - (7) ダクタイル鋳鉄管からの分岐については、原則として断水・切落し工法を基本とするが、やむを得ない場合は不断水工法とする。
  - (8) 分岐する場合は他の分岐箇所から30cm以上離す。

#### 〈解説〉

管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために、配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定している。（条例第8条の2）

- 1 (1) ダクタイル鋳鉄管を布設する場合は耐震管（GX形、S50形）を原則とする。ただし、既設管との接続や複雑な配管の場合を除く。
- (2) 配水管分岐部から仕切弁（止水栓）までの耐震性等を高めるためである。仕切弁先メーター上流側までの管種はφ75以上の場合はGX形ダクタイル鋳鉄管、φ50の場合はS50形ダクタイル鋳鉄管又は給水用高密度ポリエチレン管とすること。
- (3) 開発行為等で道路予定地内に布設する場合を含む。宅地内の場合も耐震管（GX形、S50形ダクタイル鋳鉄管）を使用することが望ましい。
- (5) 一体化長さ早見表は、「10 参考資料」を参照のこと。
- (7) 耐震継手を使用した配水管を断水・切落し施工により接続する場合等は、離脱防止継手（GX形、S50形）またはK形継手の離脱防止型特殊押輪（3DkN）を使用すること。GX形ダクタイル鋳鉄管の切管を接合する場合は、G-Linkを使用すること。  
なお、配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保すること。
- (7) 耐震継手を使用した既設配水管から切落し又は不断水で分岐する場合は既設配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保することとし、施工時には目視で確認すること。

なお、配水管しゅん工図と現地が整合しない場合もあり得るので、試掘等調査を行い確認することが望ましい。「耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法」（別図第7）を参照のこと。

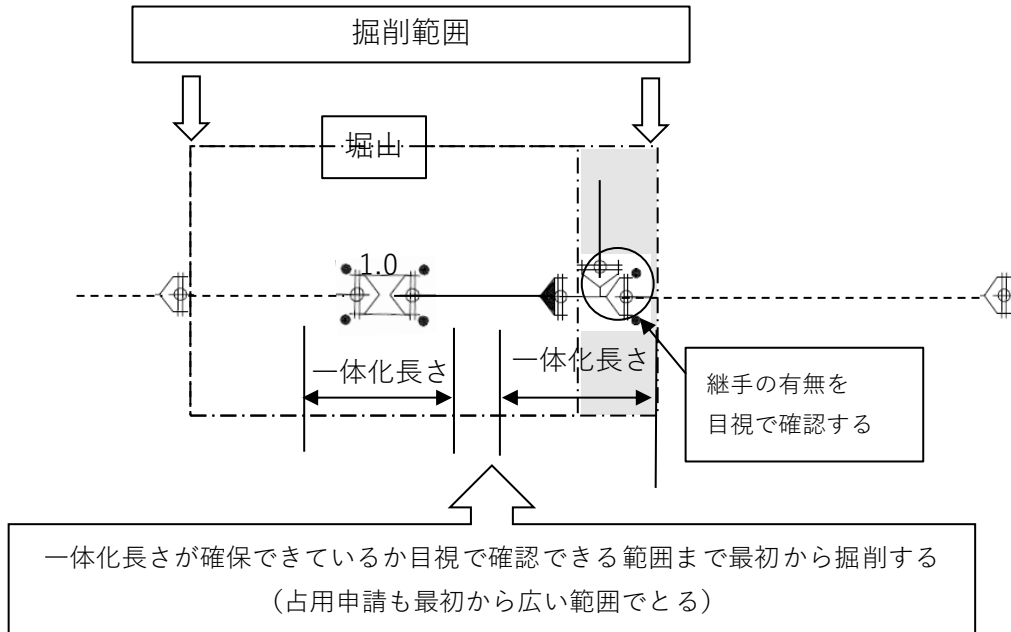
(7) 配水管口径が150mmを超える場合や、断水件数や仕切弁の操作箇所数が多い場合、または断水できない現場事情がある場合は、事前に給排水課審査係に相談すること。

(8) 「サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法」（別図第8）を参照のこと。

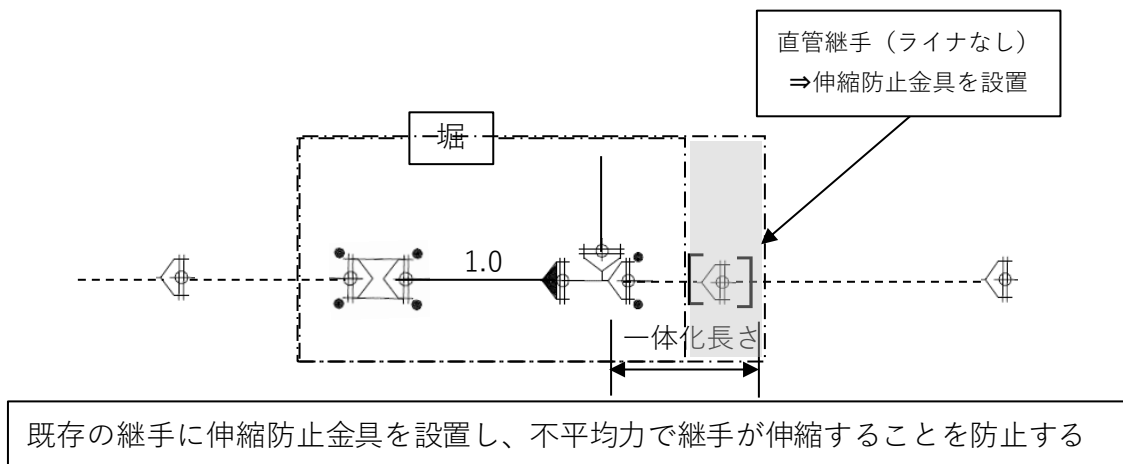
### 別図第7 耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法

#### 1 既設管を切落して分岐する場合

掘削範囲を一体化長さも含めた範囲とする。

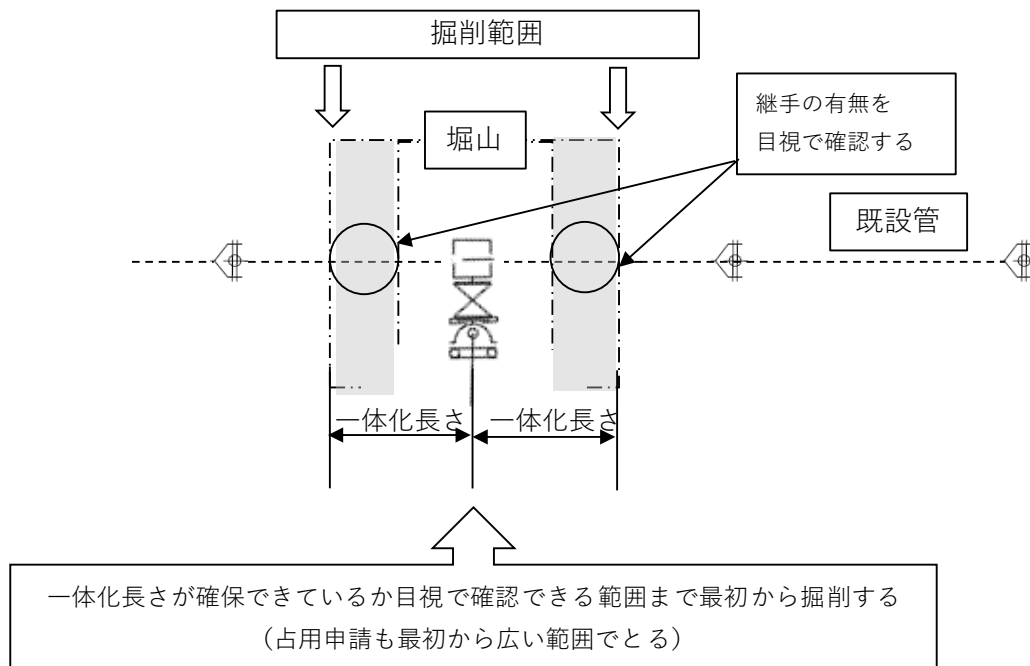


補足 一体化長さの範囲内に一体化されていない既設の継手を確認した場合

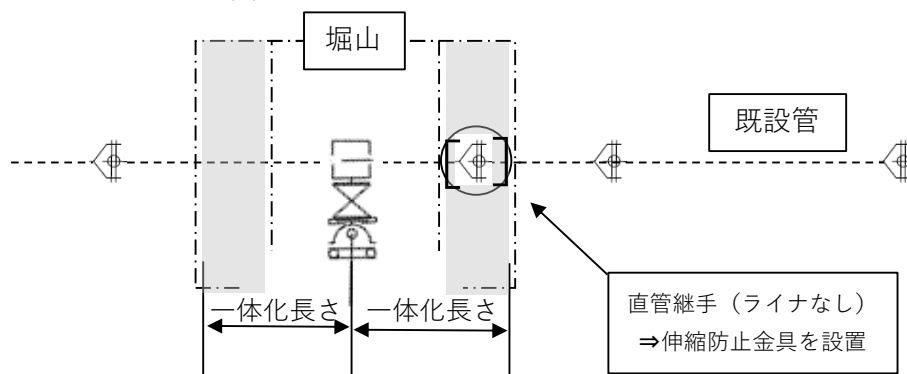


## 2 不断水分岐の場合

掘削範囲を一体化長さも含めた範囲とする。



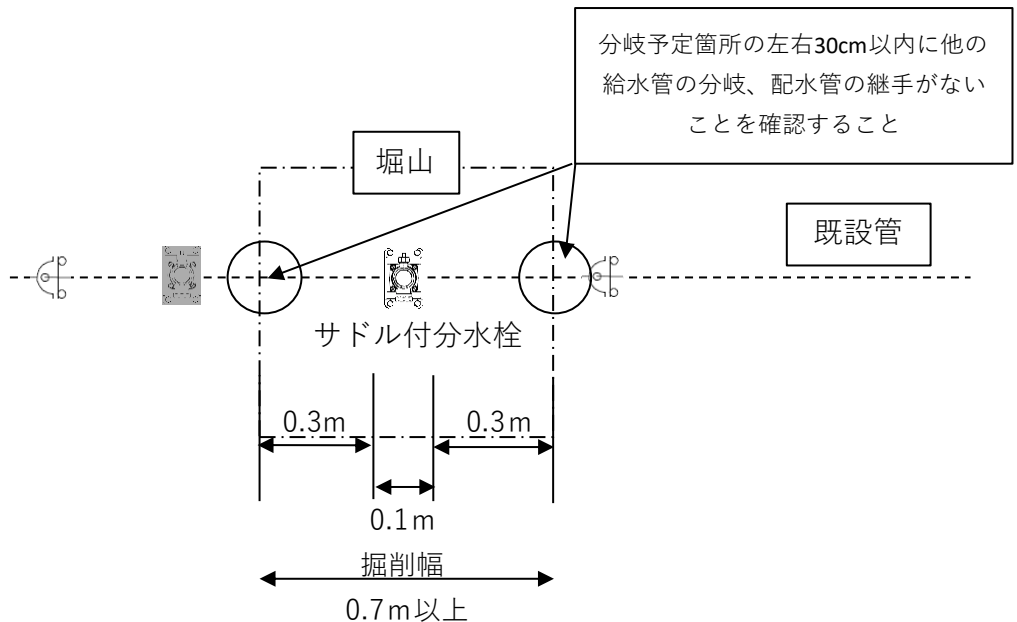
補足 一体化長さの範囲内に一体化されていない既設の継手を確認した場合



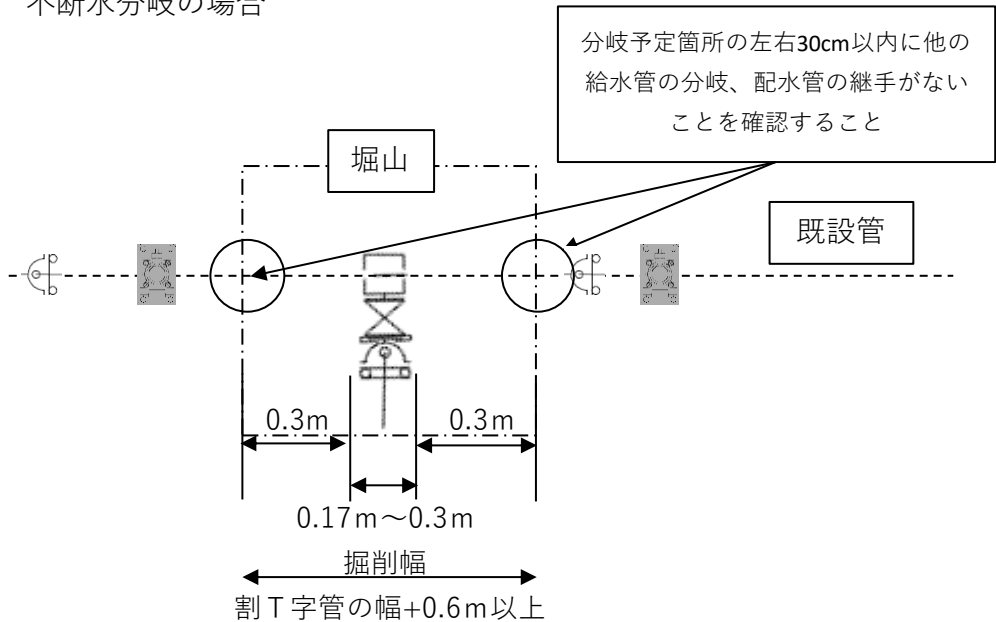
既存の継手に伸縮防止金具を設置し、不平均力で継手が伸縮することを防止する

別図第8 サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法

1 サドル付分水栓の場合



2 不断水分岐の場合



※分岐予定箇所付近に、他の給水管の分岐又は継手部が近接している場合は、分岐箇所から0.3m以上離れていることを確認するため、掘削幅は概ね0.7m以上とすること。

分岐予定箇所の左右0.3m以内に他の給水管の分岐、配水管の継手等が無いことが確実な場合は、

掘削幅を最小で0.5mとすることができる。

別表第11 <給水装置工事の指定材料一覧表>

1 分岐用具

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
サドル付分水栓	铸铁管用	20～25	JWWA B 117	銅製密着コア <sup>*1</sup> を装着
	S50 形ダクタイル铸铁管用	20～25	JWWA B 117 に準拠	銅製密着コア <sup>*</sup> を装着 栗本商事(株) 前澤給装工業(株) 日邦バルブ(株) タブチ(株) 光明製作所(株)
	石綿セメント管用	13～25	JWWA B 117	
	硬質ポリ塩化ビニル管用	13～25	JWWA B 117	
	配水用ポリエチレン管用	20～25	PTC B 20	
甲形分水栓変換用 サドル付分水栓	铸铁管用	20～25	盛岡市上下 水道局仕様	(株)栗本鐵工所 (株)タブチ (株)日邦バルブ 前澤給装工業(株)
耐震型バルブ付割 T字管	FCD 製 K形受口	75～300 ×75～150		ステンレス製密着コア または樹脂製密着コア を装着 コスモ工機(株) RLKVKs 大成機工(株) TII-12
バルブ付割T字管	FCD 製	75～300 ×50		ステンレス製密着コア または樹脂製密着コア を装着 <sup>*2</sup> コスモ工機(株) STCPFSP 大成機工(株) TY-105
		分岐口径 75 以上	標準仕様書 による。	ステンレス製密着コア または樹脂製密着コア を装着 <sup>*2</sup>

【解説】

\*1 従来の脱酸銅製コア及びステンレス製密着コアは使用しないこと。

\*2 高級铸铁管（CIP）の場合は不要とする。

## 2 給水管・継手類

### (1) ポリエチレン管・継手類

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
ポリエチレン管	1種二層管(軟質)	13~50	JIS K 6762	
高密度ポリエチレン管	PE100	20~50	PWA005	ポリエチレン管1種二層管と同一外径
ポリエチレン管 金属継手	メカニカルB形	13~50	JWWA B 116	
	ワンタッチ式継手	13~50	認証機関による品質認証品	(株)日邦バルブ (株)タブチ 前澤給装工業(株) (株)光明製作所 前田バルブ工業(株)
高密度ポリエチレン管用金属継手	メカニカルB形 (PWA005用)	20~50	認証機関による品質認証品	前澤給装工業(株) (株)光明製作所 (株)タブチ (株)日邦バルブ

### (2) ステンレス鋼管・継手類

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
波状ステンレス鋼管(B)	SUS316	20、25	JWWA G 119	
伸縮可とう式ステンレス鋼管継手	1形	20、25	JWWA G 116	
	2形			
被覆可とう管		20、25	認証機関による品質認証品	

### (3) 鋼管・継手類

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB	13~50	JWWA K 132	埋設管にはSGP-PDを使用する。
	SGP-PD			
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB	13~50	JWWA K 116	埋設管にはSGP-VDを使用する。
	SGP-VD			

管端防食継手		13～50	JPF MP 003	
--------	--	-------	------------	--

(4) その他

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
合フランジ		50		φ50mmのメーターに使用する。 上水フランジ
PCジョイント		75～150	PTC G 30	配水用ポリエチレン管とダクトイル鋳鉄管を接続する。
異種管継手		75×50		ダクトイル鋳鉄管φ75と高密度ポリエチレン管φ50を接続する。 株川西水道機器 スッポンMD-V-K
		50×40		ダクトイル鋳鉄管S50と高密度ポリエチレン管φ40を接続する。 株川西水道機器 スッポンMD-SKX
		50		高密度ポリエチレン管φ50とS50形ダクトイル鋳鉄管を接続する。 株川西水道機器 スッポンMD-V
		50		高密度ポリエチレン管φ50またはポリエチレン管φ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ50を接続する。 株川西水道機器 スッポンロングMVFポリ用 (PE/AW用)
		F75×40 F75×50		高密度ポリエチレン管φ40またはφ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ75を接続する。 株川西水道機器 スッポンショートMVF-Kポリ用 (AW用)
		13～50		株川西水道機器 SKX各種 HPPE×VP 前澤給装工業(株) HPPE×VP 株光明製作所

3 止水用具

(1) 仕切弁

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
----	----	--------	-----	----

ソフトシール仕切弁 (FCD製・立形・内ねじ式・右回り開)	内外面粉体塗装 フランジ形	50~200	JWWA B 120	
	内外面粉体塗装 耐震形(NS形)	75~200	JWWA B 120に準拠	
	内面粉体塗装 外面耐食塗装 耐震形(GX形)	75~200	JWWA B 120に準拠	
	内面粉体塗装 外面耐食塗装 耐震形(S50形)	50	JWWA B 120に準拠	
ゲートバルブ	スピンドル付 弁体ゴム製	30~40	認証機関による品質認証品	
仕切弁筐	A1L(従来埋設 φ 50~100) A1(従来埋設 φ 150~300) A1S(浅層埋設 φ 50~200)		標準仕様書による。	
仕切弁筐台	コンクリート製		標準仕様書による。	
	再生プラスチック製			

(2) 止水栓

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
止水栓	M型止水栓	20~25	盛岡市上下水道局仕様	(株)竹村製作所 (株)光合金製作所
メーター直結止水栓	ボール式開閉防止伸縮止水栓	13~25	盛岡市上下水道局仕様	(株)柿崎機械 (株)キッツ (株)光明製作所 (株)タブチ (株)日邦バルブ 前澤給装工業(株) 前田バルブ工業(株)
メーター直結止水栓	ボール式伸縮止水栓(φ 50mm片側フランジ)	30~50	盛岡市上下水道局仕様	(株)光明製作所 (株)タブチ (株)日邦バルブ 前澤給装工業(株) 前田バルブ工業(株)
止水栓筐	二段式伸縮型(鋳鉄製、FRP製)	13~25	盛岡市上下水道局仕様	日之出水道機器(株) 前澤化成工業(株) アロン化成(株)



#### 4 逆止弁

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
ばね式単式逆止弁	I形、II形 (φ50mm両端フランジ)	13~50	JWWA B 129	
汎用形スイング式逆止弁	弁体はソフトシート	75~150	JIS B 2071	

#### 5 メーターボックス

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
メーターボックス	樹脂製(25mm用)	13、20	盛岡市上下水道局仕様	前澤化成工業(株) 日之出水道機器(株) アロン化成(株)
	樹脂製(30mm用)	25	盛岡市上下水道局仕様	前澤化成工業(株) 日之出水道機器(株)
メーターボックス用蓋	鋳鉄製	13、20	盛岡市上下水道局仕様	前澤化成工業(株)
	鋳鉄製小窓付	30~100	盛岡市上下水道局仕様	伊藤鉄工(株) 長谷川鉄工所

#### 6 ダクタイル鋳鉄管・継手類、消火栓、排水弁、空気弁、等

##### (1) ダクタイル鋳鉄管・継手類

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
ダクタイル鋳鉄管直管	K形、GX形	75~200	標準仕様書による。	
	S50形	50		
ダクタイル鋳鉄異形管	K形、フランジ形、GX形、S50形	50~200	標準仕様書による。	
ダクタイル鋳鉄異種継手管		50~200	標準仕様書による。	
ダクタイル鋳鉄管接合部品	K形、フランジ形、GX形	75~200	標準仕様書による。	
	S50形	50		

## (2) 消火栓

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
地上式消火栓	単口、単口(回転式)、双口	75	標準仕様書による。	
地下式消火栓(FCD製・内面粉体・左回り開)	単口 双口	75	標準仕様書による。	
地下式消火栓弁室口環蓋			標準仕様書による。	
組立マンホール			標準仕様書による。	
コンクリートL型座台			標準仕様書による。	

## (3) 排水弁

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
不凍式排水弁	固定式	40、50	標準仕様書による。	
排水弁室口環蓋	φ500mm用		標準仕様書による。	
排水弁室	φ500mm		標準仕様書による。	

## (4) 空気弁

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
水道用急速空気弁 (FCD製、内外面粉体)	フランジ形	75	標準仕様書による。	
不凍急速型空気弁	SUS304製		標準仕様書による。	
空気弁室口環蓋	FCD製		標準仕様書による。	
組立マンホール			標準仕様書による。	

## (5) 補修弁

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用
ボール型補修弁 (FCD製、内面粉体)	レバー式 φ75 L=100、150 φ100 L=200	75、100	標準仕様書による。	地下式消火栓、空気弁に使用する。

## (6) その他

品名	種類	口径(mm)	規格等	適用

埋設標示シート	幅 150 mm		標準仕様書による。	埋設深さが 1.2m 未満の場合は、黄色で「浅埋」と記載されたものを使用する。
明示テープ			標準仕様書による。	
管探知ワイヤ			標準仕様書による。	

※ 標準仕様書は、「10 参考資料」を参照のこと。

## 2・4・2 給水管の占用位置

給水管を道路、法定外道路、河川区域、水路敷地、鉄道敷地又は私道内に布設する場合の占用位置は、当該管理者又は当該所有者等の指示に従うこと。

〈解説〉

- 1 歩車道の区別のある道路内に布設するときは、原則として歩道内に布設すること。

## 2・4・3 給水管の埋設深さ

給水管の埋設深さは、次によること。

- 1 公道内（国県道、市道、法定外道路内）については、次のとおりとする。
  - (1) 道路及び法定外道路内に給水管を布設する場合の管頂部と路面との距離（以下「土被り」という。）は、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とする。
  - (2) マウンドアップ歩道の場合は、最小土被りにマウンドアップの高さ分を加える。
  - (3) これによりがたい場合は、当該管理者と協議する。
- 2 河川区域、水路敷地又は鉄道敷地に給水管を布設する場合の土被りは、当該管理者と協議すること。
- 3 私道内については、次のとおりとする。
  - (1) 給水管を布設する場合の土被りは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とする。
  - (2) これによりがたい場合は、当該所有者と協議すること。
- 4 宅地内については、次のとおりとする。
  - (1) 管理用止水栓までを道路内等の土被り（最小土被り 0.9m）と同一とし、メーター以降については0.6m以上とする。
  - (2) メーター以降について0.6m未満とする場合は、適切な凍結防止策を施す。

〈解説〉

- 1 水管橋取付部の堤防横断箇所、他の埋設物との交差の関係で土被りを標準値まで取れない場合等は、河川管理者又は道路管理者と協議することとし、必要に応じて防護措置を施すこと。
- 4 盛岡市の凍結深度を考慮したものである。

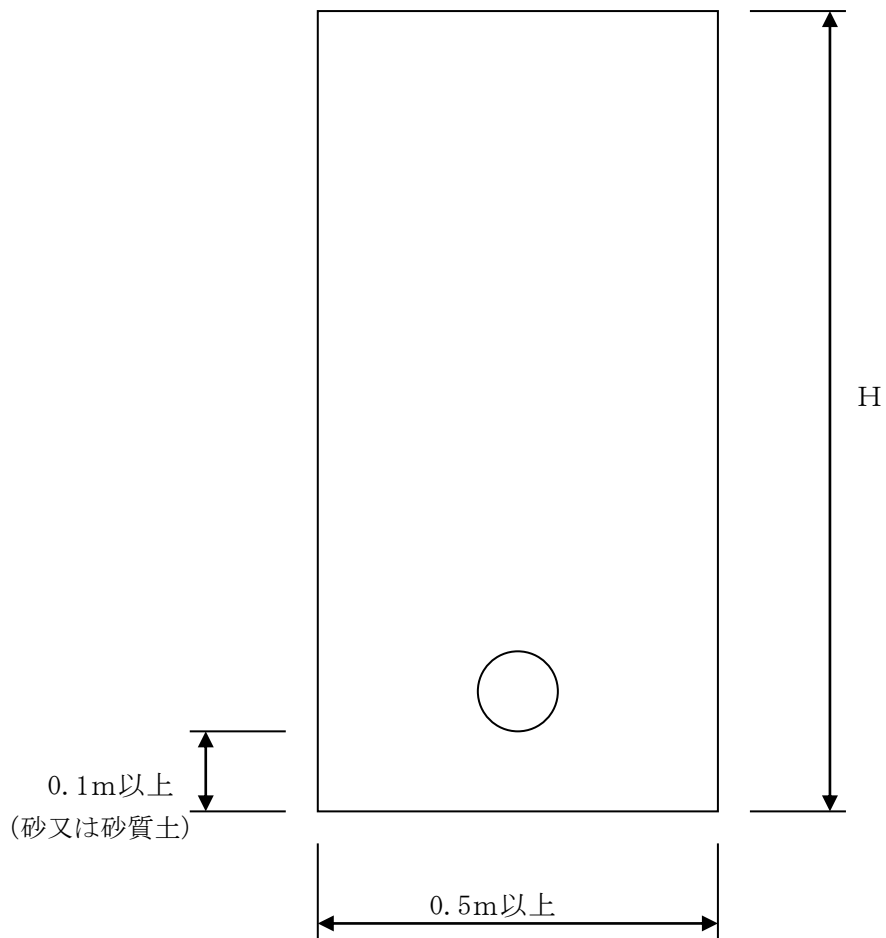
なお、標高が高い等、凍結深度が 0.6mより大きい場合は、埋設深さを凍結深度以上とすること。

#### 2・4・4 給水管の埋設工法

給水管の埋設工法は、次によること。

- 1 公道内（国県道、市道、法定外道路内）については、次によること。
  - （1）道路、法定外道路及び私道内に給水管を布設する場合は、開削工法を基本とする。
  - （2）掘削断面は、標準掘削断面図（別図第9）とし、道路幅員、交通の状況、埋設物の状況、土質条件、掘削深さ等を考慮し、最小かつ安全な断面とする。
  - （3）当該管理者又は当該所有者から埋設工法の指示があった場合は、それに従うこと。
- 2 河川区域、水路敷地又は鉄道敷地に給水管を布設する場合の埋設工法は、当該管理者と協議すること。
- 3 宅地内については、次によること。
  - （1）宅地内に給水管を布設する場合の埋設工法は、開削工法とする。
  - （2）掘削断面は標準掘削断面図（別図第9）とし、埋設物の状況、土質条件、掘削深さ等を検討し、最小かつ安全な断面とする。

別図第9 <標準掘削断面図>



- ※1 H：掘削深さ
- ※2 Hが1.5mを超える場合は、土留工とすること。
- ※3 Hが1.5m以下の場合は、勾配掘りを標準とするが、自立性に乏しい地山の場合等は、土留工を施すこと。
- ※4 管下は砂又は砂質土とすること。

## 2・4・5 給水管等の分岐

配水管等から給水管等を分岐する場合は、次によること。

### 1 分岐の位置等

- (1) 分岐の位置は、他の給水管の分岐位置及び継手部の端面から 30 cm以上離す。
- (2) 配水管等の異形管及び継手からは、分岐しない。
- (3) 道路の交差点内では、分岐しない。
- (4) 同一敷地内への分岐取出しは、1箇所とする。
- (5) 分岐口径は、直結直圧式は配水管等の口径より一段落ち以下、受水槽式は二段落ち以下とする。
- (6) 道路及び法定外道路内の分岐口径は 20 mm以上とする。
- (7) GX 形、NS、SⅡ、S形、S50 形ダクタイル鋳鉄管から  $\phi 50$  mm以上のダクタイル鋳鉄管で分岐する場合は、一体化長さを考慮する。
- (8) これによりがたい場合は、管理者と協議すること。

### 2 配水管等からの分岐数

- (1) 標準管径均等表（別表第 12）によること。
- (2) これによりがたい場合は、管理者と協議すること。

### 3 分岐方法及び使用材料

- (1) 配水管等の管種及び口径並びに給水管等の必要口径に応じて、サドル付分水栓、T字管、バルブ付割T字管又はチーズを用いるものとし、分岐方法は、分岐方法一覧表（別表第 13）によること。
- (2) 配水管等に対して直角に分岐する。
- (3) 分岐部分の配管は、分岐部分の標準配管図（別図第 10）によること。
- (4) ダクタイル鋳鉄管から  $\phi 50$  mm以上で分岐する場合は、原則として断水・切り落とし工法を基本とし、やむを得ない場合は、不断水工法とする。

### 4 取出し管の配管

- (1) 単独栓である取出し管の配管は、配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第 9）によること。
- (2) 既設の給水管に 接続する場合は、既設給水管の途中で接続する場合の配管例（別図第 12）を参照すること。
- (3) 道路内及び宅地内で高密度ポリエチレン管を布設する場合において、屈曲させるときは継手を使用し、生曲げによる配管とはしないことを原則とする。
- (4) 宅地内でポリエチレン管を生曲げによる配管とする場合は、ポリエチレン管の曲げ配管（別表第 17）によること。
- (5) 配水管等への取付口からメーターまでは、メーター二次側の給水管や、他のメーター先の

給水管と交差させないこと。



別表第 12 <標準管径均等表>

枝管 主管 (mm) (mm)	13	20	25	30	40	50	65	75	100	150
13	1.00									
20	2.89	1.00								
25	5.10	1.74	1.00							
30	8.02	2.72	1.57	1.00						
40	15.59	5.65	3.23	2.05	1.00					
50	29.00	9.80	5.65	3.58	1.75	1.00				
65	55.90	19.03	10.96	6.90	3.36	1.92	1.00			
75	79.97	27.23	15.59	9.88	4.80	2.75	1.43	1.00		
100	164.50	55.90	32.00	20.28	7.89	5.65	2.94	2.05	1.00	
150	452.00	154.00	88.18	56.16	27.27	15.58	8.09	5.65	2.75	1.00

$$\text{(主管と枝管の均等径) } N = \left( \frac{D}{d} \right)^{\frac{5}{2}}$$

D : 主管の呼び径

d : 枝管の呼び径

※ 配水管等が管網を形成している場合（ループ配管）は、表の数値の2倍の分岐数を標準とする。

別表第 13 <分岐方法一覧表>

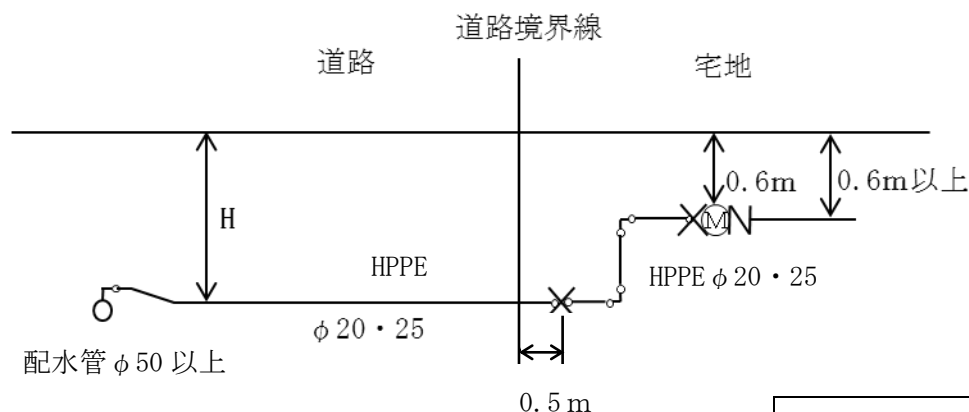
配水管等		必要口径 (mm)	分岐口径 (mm)	工 法	使用材料
管 種	口径(mm)				
ダクタイル鋳鉄管 鋳鉄管	50～300	13～25	20～25	不断水	サドル付分水栓
		30 以上	50～150	断水・切落	T字管
			50～150 (配水管等の口径 の一段落ち以下)	不断水	バルブ付割T字管
ポリエチレン管	20～50	13～40	13～40	断水・切落	チーズ
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管 硬質塩化ビニルラ イニング鋼管	30～50	13～40	13～40	断水・切落	チーズ
硬質ポリ塩化ビニ ル管	20～50	13～40	13～40	断水・切落	チーズ
	75～150	13～25	20～25	不断水	サドル付分水栓
		30 以上	50～100	断水・切落	T字管
石綿セメント管	75～300	13～25	20～25	不断水	サドル付分水栓
		30 以上	75～150	断水・切落	T字管
配水用ポリエチレ ン管	75～150	13～25	20～25	不断水	サドル付分水栓
		30 以上	50～100	断水・切落	T字管

別図第 10 <分岐部分の標準配管図>

配水管等		取出し管の管種及び配管	
管種	口径 (mm)	ダクタイトル鋳鉄管 φ 50～200 mm	高密度ポリエチレン管 φ 20・25・30・40 mm
ダクタイトル鋳鉄管 (耐震継手GX、NS、SⅡ、S形)	50 ～ 300	<p>断水・切落し</p> <p>不断水</p> <p>耐震型割T字管</p> <p>※耐震型割T字管からφ50で分岐する場合</p>	φ 20・φ 25 
ダクタイトル鋳鉄管・鋳鉄管	50 ～ 300	<p>断水・切落し</p> <p>不断水</p> <p>割T字管</p> <p>DIP GX</p> <p>不断水</p> <p>割T字管</p>	φ 20・φ 25 
ポリエチレン管	20 ～ 50		φ 20～φ 40 
ポリ粉体・硬質塩ビライニング鋼管	30 ～ 50		φ 20～φ 40 
硬質ポリ塩化ビニル管	20 ～ 50		φ 20～φ 40  異種管継手
	75 ～ 150	<p>VP</p> <p>DIP</p> <p>S50</p> <p>DIP GX</p>	φ 20・φ 25 
配水用ポリエチレン管	75 ～ 150	<p>HPPE</p> <p>DIP</p> <p>S50</p> <p>DIP GX</p>	φ 20・φ 25 

別図第 11 <配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図>

1 メーター口径が 25 mm 以下の場合



埋設深さ H (m)	管理用止水栓の寸法 (長さ)
H=0.60~0.75 未満	0.30m
H=0.75~1.05 未満	0.65m
H=1.05 以上~1.40	0.8m

※深さ 1.40m 以上となる場合は協議すること。宅地盤が高い場合は別図第 16 <宅地盤が配水管布設面より高い場合の止水栓の設置例>を参照すること。

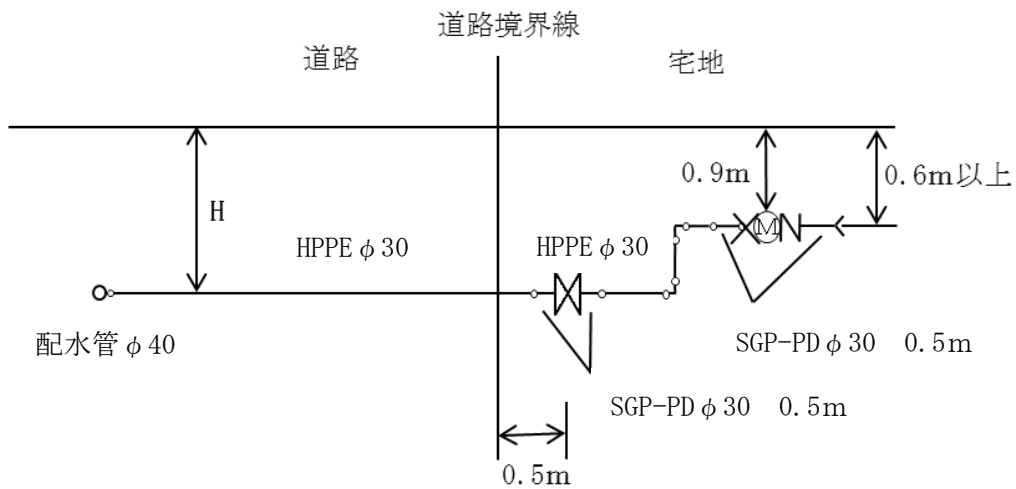
- ※ 1 給水管の埋設深さ H は、当該道路の下層路盤の下面に 0.3m を加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とすること。
- ※ 2 地盤沈下のおそれがある場合、他の地下埋設物が支障になる場合等は、分水栓接続部に被覆可とう管を使用すること。
- ※ 3 国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、別表第 14 を参照のこと。

【参考】国道地下占用浅層埋設許可管種（土被り 0.6m 以上）

- ・水道用鋼管（φ 80mm 以上）
- ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（SGP-VD）
- ・水道用硬質塩化ビニル管（VP、HIVP）
- ・水道用ポリエチレン 1 種二層管
- ・配水管ポリエチレン管
- ・ダクタイル鋳鉄管（φ 75mm 以上）
- ・高密度ポリエチレン管（φ 300mm 以下）

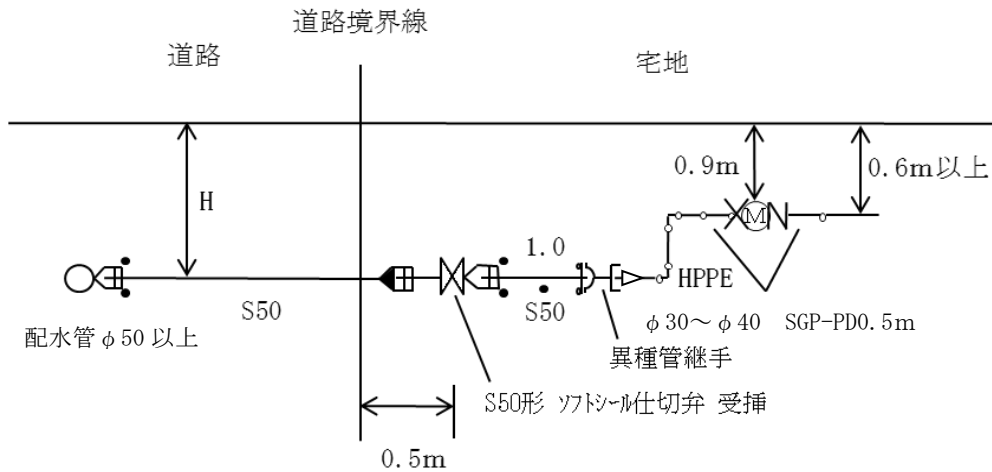
## 2 メーター口径が 30～40 mm の場合

### (1) 配水管の口径が 40 mm の場合



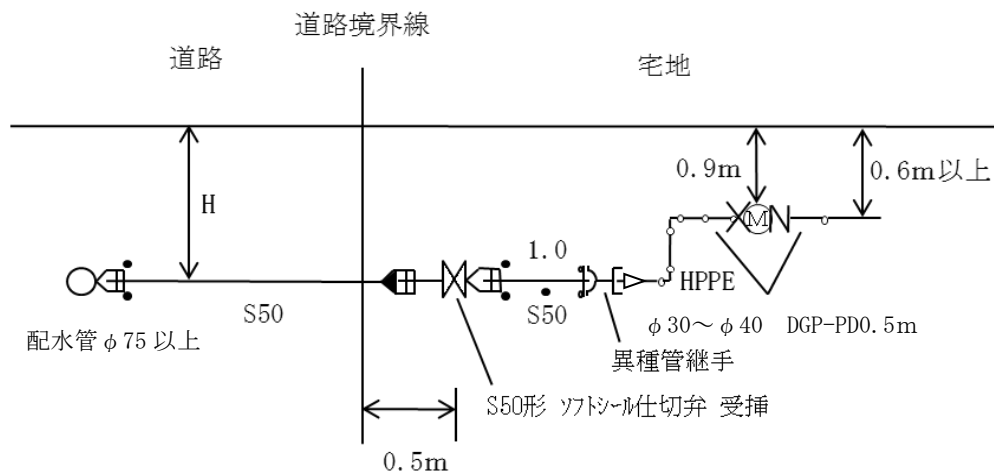
- ※1 給水管の埋設深さHは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とすること。
- ※2 国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、別表第 14 を参照のこと。

(2) 配水管の口径が 50 mm 以上の場合



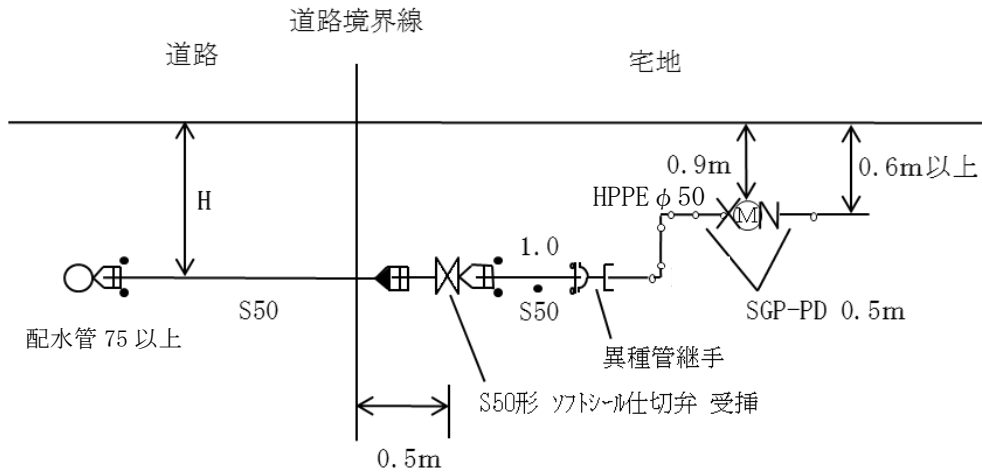
- ※ 1 給水管の埋設深さHは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とすること。
- ※ 2 国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、別表第 14 を参照のこと。
- ※ 3 配水管等が φ 50 の場合は、取出し管を S50、仕切弁は S50 型ソフトシール仕切弁受挿とし、仕切弁先で口径を落とすこと。
- ※ 4 既設のソフトシール仕切弁（φ 50）フランジ型の後に接続する場合は、スッポンロング MVF-K を使用すること。ショートは使用しないこと。

(3) 配水管の口径が 75 mm 以上の場合



- ※ 1 給水管の埋設深さHは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とすること。
- ※ 2 国県道の車道内に埋設する場合において、道路管理者から非開削工法の指示があったときは、適正な口径の防護管を使用すること。防護管については、別表第 14 を参照のこと。
- ※ 3 国道の場合、S50 形ダクタイトイル鋳鉄管は埋設を認められていないため、φ75mmGX 形ダクタイトイル鋳鉄管を埋設し、仕切弁先で S50 型ダクタイトイル鋳鉄管とすること。

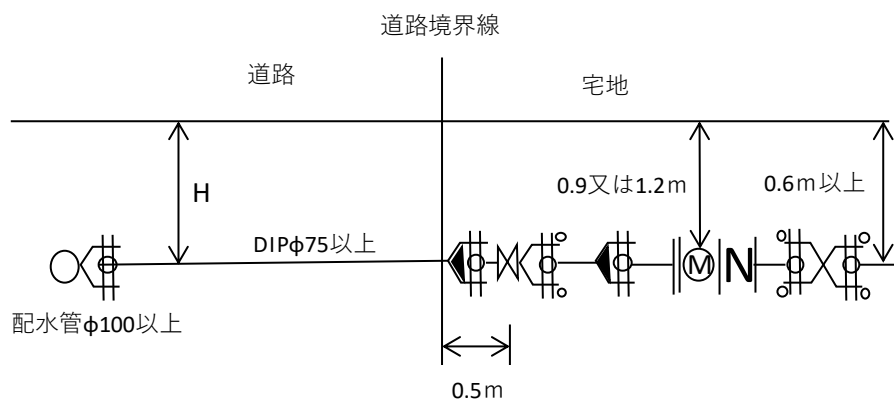
### 3 メーター口径が 50 mm の場合



- ※1 給水管の埋設深さHは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とすること。
- ※2 既設のソフトシール仕切弁（φ50）フランジ型の後に接続する場合は、スッポンロング MVF を使用すること。ショートは使用しないこと。
- ※3 国道の場合、S50 形ダクタイル鋳鉄管は埋設を認められていないため、φ75mmの GX 形ダクタイル鋳鉄管を埋設し、仕切弁先で S50 形ダクタイル鋳鉄管とすること。



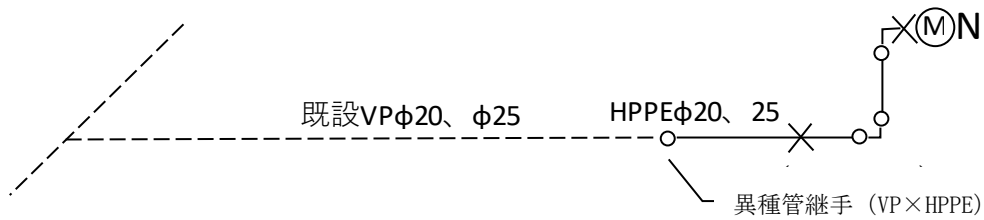
#### 4 メーター口径が 75 mm 以上の場合



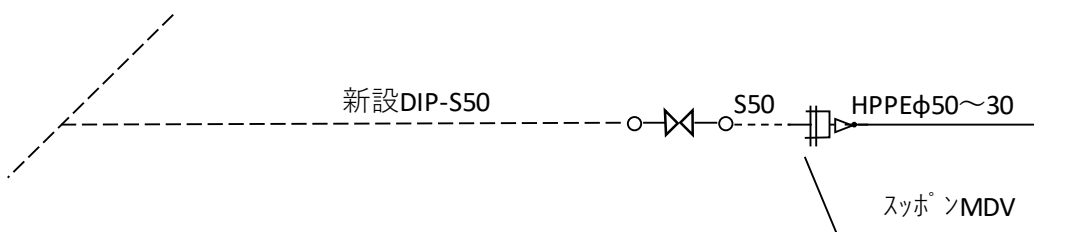
- ※ 1 給水管の埋設深さHは、当該道路の下層路盤の下面に 0.3mを加えた深さ以上（最小土被りは、0.9m）とすること。
- ※ 2 GX形で配管し、仕切弁はGX形ソフトシール仕切弁を設置すること。

別図第 12 <既設給水管の途中で接続する場合の配管例>

1 VP に HPPE を接続する場合

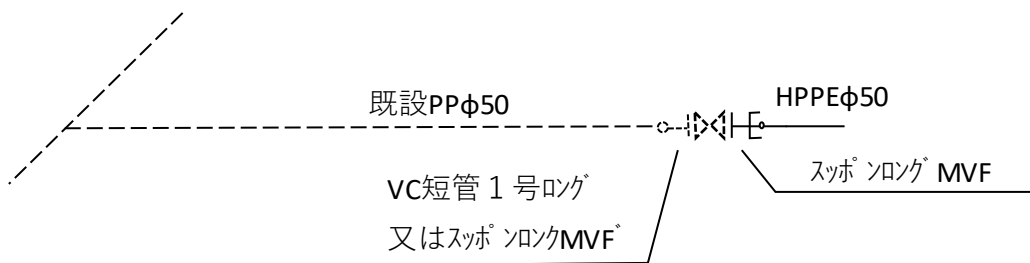


2 DIP-S50 に HPPE を接続する場合

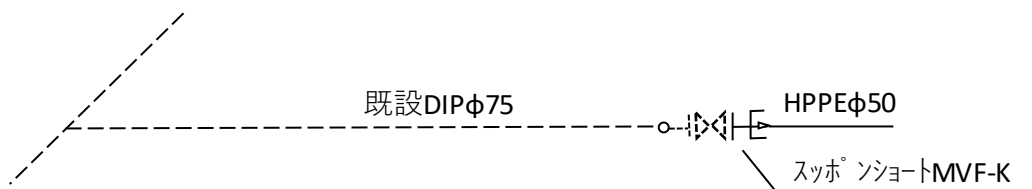


3 既設の仕切弁に HPPE を接続する場合

(1) 既設管が PP φ 50mm の場合



(2) 既設管が DIP φ 75mm の場合



別表第 14 <ポリエチレン管の口径別防護管口径目安表>

<単位：mm>

PP 管口径	20	25	30	40	50
PP 管外径	27	34	42	48	60
防護管 (PD 管)	50 以上	65 又は 80	80	80	100

※ 1 防護管の管種は、PD 管や DIP 管を使用することが望ましい。

## 2・4・6 構造物等に近接又は交差する場合の配管

構造物等に近接又は交差する場合の配管は、次によること。

### 1 構造物等に近接する場合の配管

(1) 道路、法定外道路、私道、水路敷地及び宅地内で構造物等に近接して給水管を布設する場合

ア 構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図（別図第13）によること。

イ 構造物又は埋設物から60cm以上離して布設する。

(2) 軌道又は変電所等に近接して金属製の給水管を布設する場合は、電食防止措置を行う。

(3) 給水管と構造物又は埋設物の離れが60cm未満の場合は、保温工を行う。

(4) 鉄道沿線において工事を施行する場合は、工事計画段階において当該管理者と協議すること。

(5) 河川区域内に給水管を布設する場合は、当該管理者と協議すること。

### 2 構造物と交差する場合の配管

(1) 道路、法定外道路、私道、水路敷地及び宅地内で構造物等と交差して給水管を布設する場合

ア 構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図（別図第13）によること。

イ 構造物の基礎コンクリート下面又は埋設物下面から30cm以上離して布設すること。

ウ 構造物の上部を通過する場合は離れを60cm以上確保すること。

エ これによりがたい場合は、当該管理者と協議すること。

(2) 軌道又は河川を横断して給水管を布設する場合は、当該管理者と協議すること。

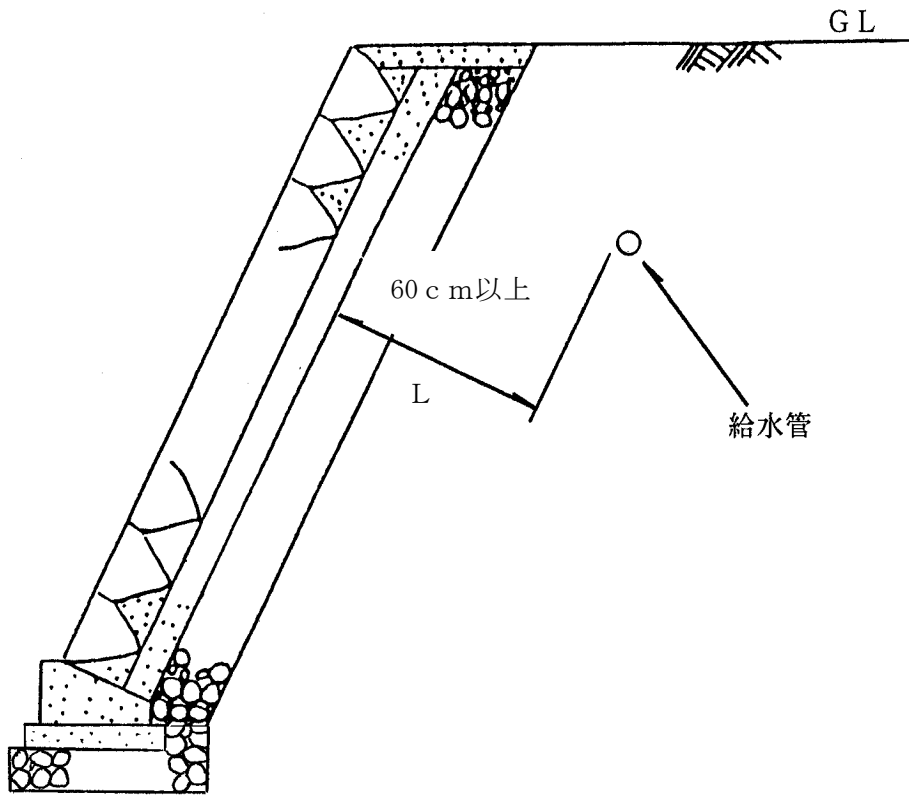
(3) 橋梁等に添架等を行う場合は、橋梁等の管理者又は所有者と協議すること。

(4) 給水管と構造物又は埋設物の離れが60cm未満の場合は、防護管を設置し保温工を行うこと。

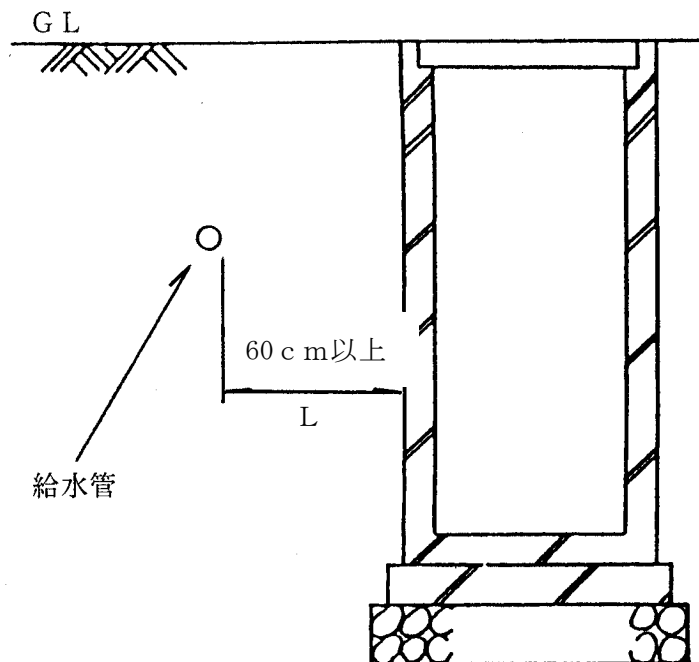
別図第 13 < 構造物等に近接又は交差する場合の標準配管図 >

1 構造物等に近接する場合の配管

(1) ブロック積工に近接する場合



(2) 雨水渠に近接する場合

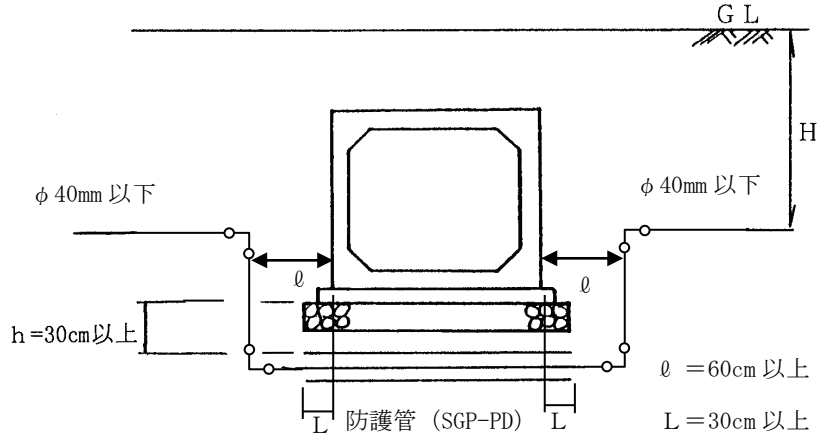


※ Lが60 cm未満の場合は、保温工を行うこと。

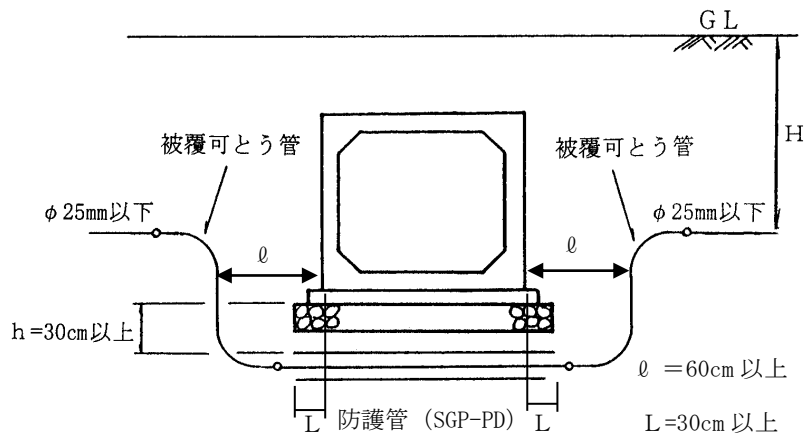
2 構造物等を交差する場合の配管

(1) 給水管の口径が 40 mm以下

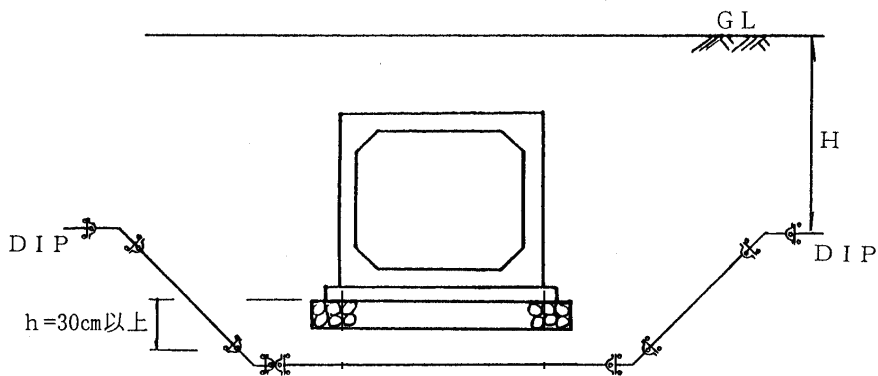
ア 標準配管



イ 地盤沈下のおそれがある場合の配管



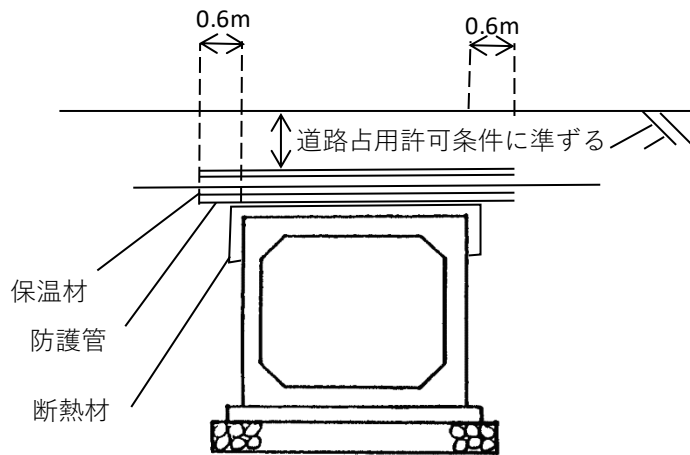
(2) 給水管の口径が 50 mm以上



※1  $\ell$  が 60 cm未満の場合は、保温工を行うこと。

※2 防護管の端部は、土砂等が流入しないように防食テープ等で処理すること。

(3) 構造物の上部を通過する場合の配管



※ 断熱材・保温材は発砲プラスチック保温材（発砲スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等）を使用すること。

#### 2・4・7 給水管の布設替えと切替え

給水管の布設替えと切替えにあたっては、次によること。

- 1 既設の鉛製給水管については、原則として、すべての鉛製給水管を布設替えすること。
- 2 甲形分水栓により铸铁製の配水管から取出している鉛製給水管を布設替えする際は、甲形分水栓変換用サドル付分水栓を採用することが望ましい。
- 3 連合栓等の給水管の増径工事にあたって、既に分岐されている給水管については、既設給水管の標準切替図（別図第14）により分岐から仕切弁又は止水栓の間を布設替えすること。ただし、ダクタイル铸铁管で既設管の一部が利用可能である場合は、利用できるものとする。
- 4 分岐からメーターまでの間でポリエチレン管等の部分的な修繕工事を行う場合、高密度ポリエチレン管で施工することを原則とする。

〈解説〉

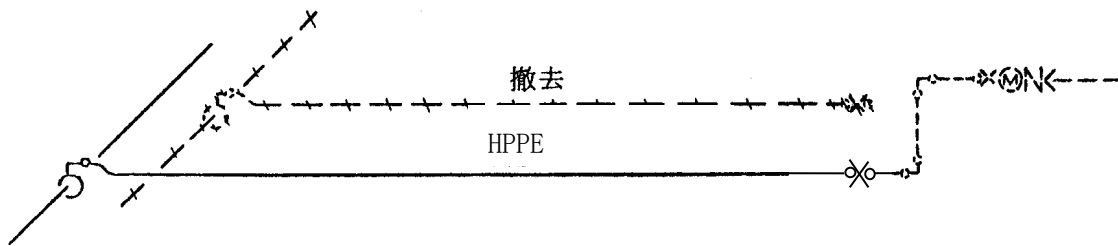
- 1 盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付制度については、「10 参考資料」を参照のこと。



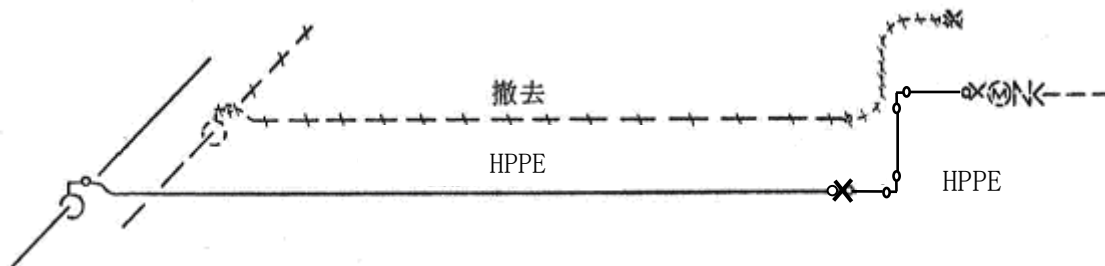
別図第 14 <既設給水管の標準切替図>

1 給水管口径が 25 mm 以下の場合

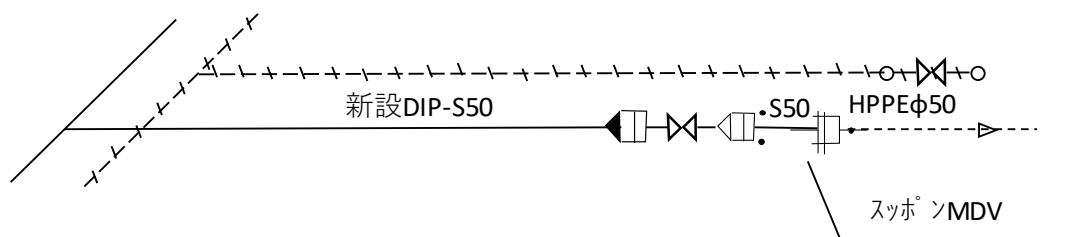
(1) 既設給水管に管理用止水栓がある場合



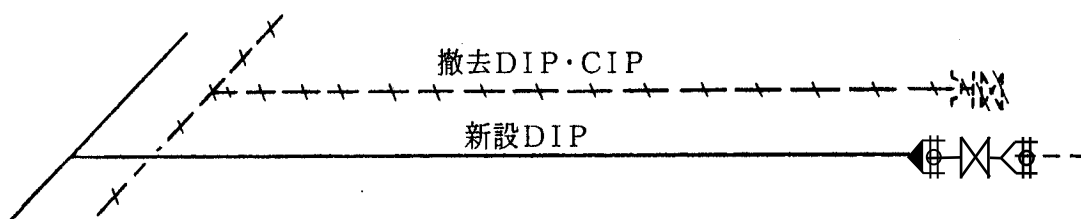
(2) 既設給水管に管理用止水栓がない場合



2 給水管口径が 30・40・50 mm の場合



3 給水管口径が 75 mm 以上の場合



## 2・4・8 仕切弁及び止水栓の設置

仕切弁及び止水栓の設置は、次によること。（配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第11）を参照のこと。）

### 1 設置の留意点

- (1) 仕切弁及び止水栓は、配水管等から直角に分岐した方向線上に設置する。
- (2) 専用の筐又はメーターボックスに収納して設置する。
- (3) 止水栓の傾きを防ぐため、止水栓にスペーサー（樹脂製）を設置することを標準とする。

### 2 道路内に設置する場合

- (1) 交差点の外側に設置する。（道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図（別図第15）を参照のこと。）
- (2) 仕切弁又は止水栓を設置する給水管の埋設深さに合わせて設置する。また、止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。
- (3) 仕切弁筐は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差は5mm以内とすること。
- (4) 仕切弁筐は管の土被りが0.9mの場合にはA1Sを、土被り1.2mの場合にはA1Lを使用すること。

### 3 単独で給水装置を宅地内に設置する場合

- (1) 操作が容易で維持管理に支障がない場所に管理用止水栓又は仕切弁を設置する。
- (2) メーター口径が25mm以下の場合
  - ア 管理用止水栓及びメーター直結止水栓を設置する。
  - イ 管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。
  - ウ メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.6mとする。
  - エ 管理用止水栓の設置が困難な場合は、メーター直結止水栓のみを設置する。
  - オ 宅地盤が盛土等で高い場合は宅地内で立上り管を設置する。（別図第16を参照のこと）
- (3) メーター口径が30～50mmの場合
  - ア 仕切弁及びメーター直結止水栓を設置する。
  - イ 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。
  - ウ メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.9mとする。
- (4) メーター口径が75mm以上の場合
  - ア 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被り

と同一とする。

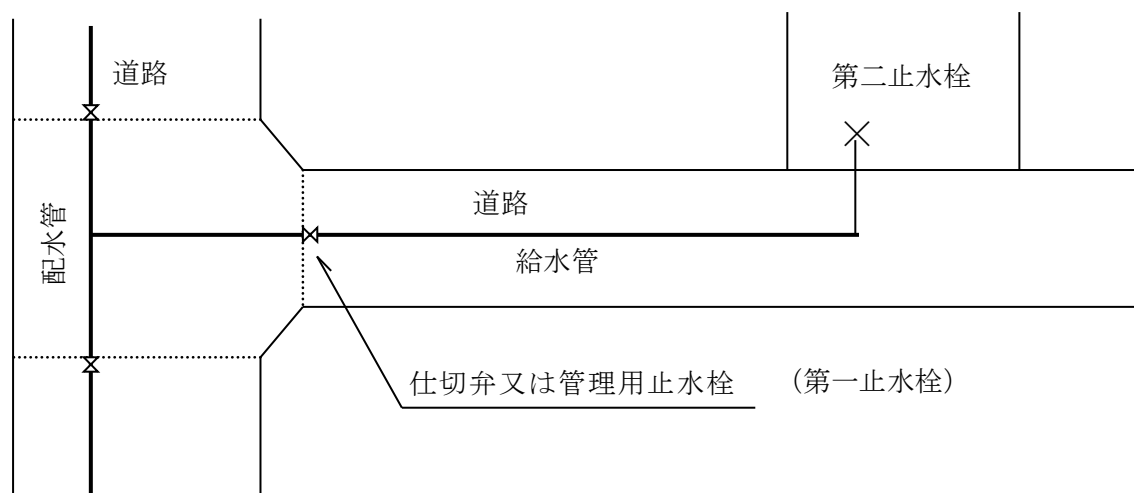
#### 4 連合栓の場合

- (1) 操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。
- (2) それぞれの給水装置に、メーター直結止水栓を設置する。
- (3) 管理用止水栓又は仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置の共用部分に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。
- (4) 系統又は棟ごとにも、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。
- (5) 配水管の分岐から宅地まで距離が遠い場合は第一及び第二止水栓を設置する。
- (6) メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りはメーター口径に応じて0.6～0.9mとする。

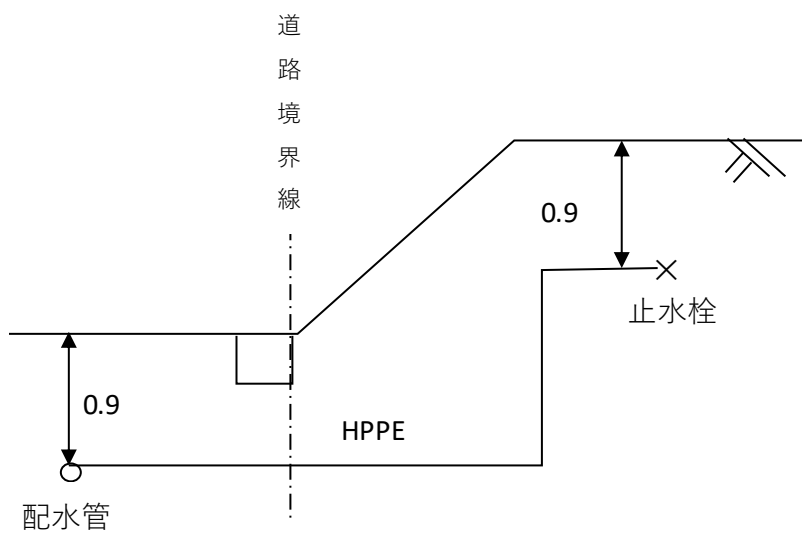
#### 5 予定栓の場合

- (1) 操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。
- (2) 取出し管の口径が25mm以下の場合
  - ア 管理用止水栓を設置する。
  - イ 管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。
- (3) 取出し管の口径が30mm以上の場合
  - ア 仕切弁を設置する。
  - イ 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

別図第 15 <道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図>



別図第 16<宅地盤が配水管布設面より高い場合の止水栓の設置例>



## 2・4・9 メーターの設置

- 1 メーターの設置基準等は、次のとおりである。
  - (1) 検針及び維持管理が容易であり、かつ、損傷、凍結、汚染等のおそれがない場所に設置すること。
  - (2) 建物内、車庫内又は駐車場で車の下になるような場所、車の出入りする通路、小屋、ゴミ置場、庭園又は花壇、室外器等の下部、屋根からの雪等でメーターが隠れてしまうような場所等には設置しないこと。
  - (3) 単独で給水装置を宅地内に設置する場合のメーターの設置は、当該宅地の出入口に近い場所とし、配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第11）により設置すること。
  - (4) 直結直圧式の場合、一世帯につき1個のメーターを設置するものとし、集合住宅等のメーターの配置は、メーターの標準配置図（別図第19）により、建物の奥から手前へ、かつ最上階の世帯から順にその下の階の世帯へといった順に同方向で直列又は並列に設置すること。
  - (5) 電子メーターを設置する場合の遠隔指示装置及び通信用ケーブルの設置は、電子メーターの設置標準図（別図第20）によるものとし、遠隔指示装置の設置場所は、検針の維持管理が容易に出来るように常時目視可能な場所とすること。
- 2 メーターの設置方法等は、次によること。
  - (1) メーターは原則、地中に設置するものとし、メーターボックス内に収納すること。（メーターボックスの仕様（別図第17）を参照のこと。）ただし、中高層建物直結給水技術基準に該当する場合はその基準に従うこと。
    - ア メーター口径が13～25mmの場合は、樹脂製の防寒型メーターボックスとする。底から約0.2m（下から1段目）付近に発泡スチロール製の中蓋を設置しメーターを保温する。
    - イ メーター口径が30mm以上の場合は、鉄筋コンクリート構造のメーターボックスに保温材を設置し収納する。
  - (2) メーターの土被りは、次によること。
    - ア メーター口径が13～25mmの場合は、0.6mとする。
    - イ メーター口径が30～50mmの場合は、0.9mとする。
    - ウ メーター口径が75mm以上の場合は、0.9m又は1.2mとする。
  - (3) メーター周りの配管は、メーター前後の標準配管図（別図第18）によること。

### 〈解説〉

- 1 メーターの位置は、管理者が定める。（条例第20条の2）
- 2 電子メーターは、メーター口径が30mm以上の場合に設置することとなる。
- 3 玉山地域については、全て遠隔指示装置付きのメーターを設置することとなる。
- 4 配管に際しては、できるだけ継ぎ手の数を少なくなるように計画すること。（「別図第11」

及び「別表第 17」を参照のこと。)

5 メーターの取付部ねじについては、盛岡地域と玉山地域では仕様が異なるため注意すること。

(「別表第 15」を参照のこと。)

6 メーターの維持管理は、給水装置の所有者の責任において確実に行うこと。(条例第 21 条)

7 メーターの設置に当たっては、メーターの逆取付等を防止するため、メーターの向きが取り出し方向と逆向きとならないように設置すること。(メーターの取付(別図第 18)を参照のこと。)

8 メーターを撤去しておく場合、スペーサーを設置することができる。メーターを取り外した状態では前後の配管がよじれてしまうおそれがある。スペーサーは通水ができず、かつ虫・ゴミ等が給水装置に入り込まないメーター代用管等の設置を標準とする。

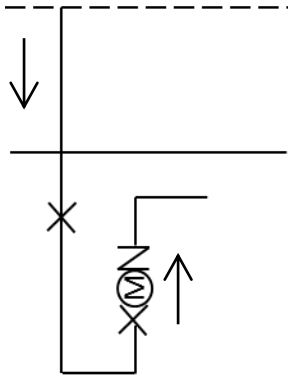
#### 別図第 17 <メーターボックスの仕様>

##### 1 メーターボックスの内寸

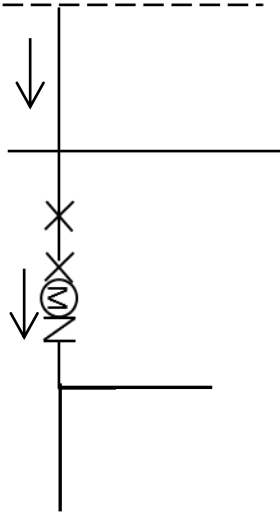
メーター口径 (mm)	メーターボックスの種類	ボックスの内寸法(L) (mm)
13~20	FRP又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型(25mm用)	490以上
25	FRP又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型(30mm用)	560以上
30	鉄筋コンクリート構造	750
40	鉄筋コンクリート構造	750
50~100	鉄筋コンクリート構造	1,100
150	鉄筋コンクリート構造	1,400

2 メーターの取付（流水方向について）

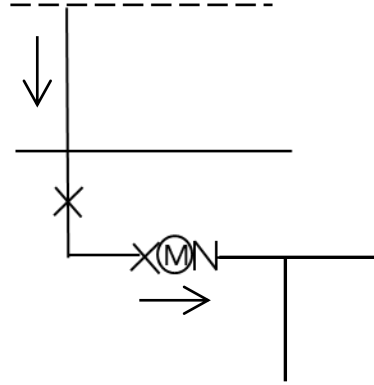
×



○

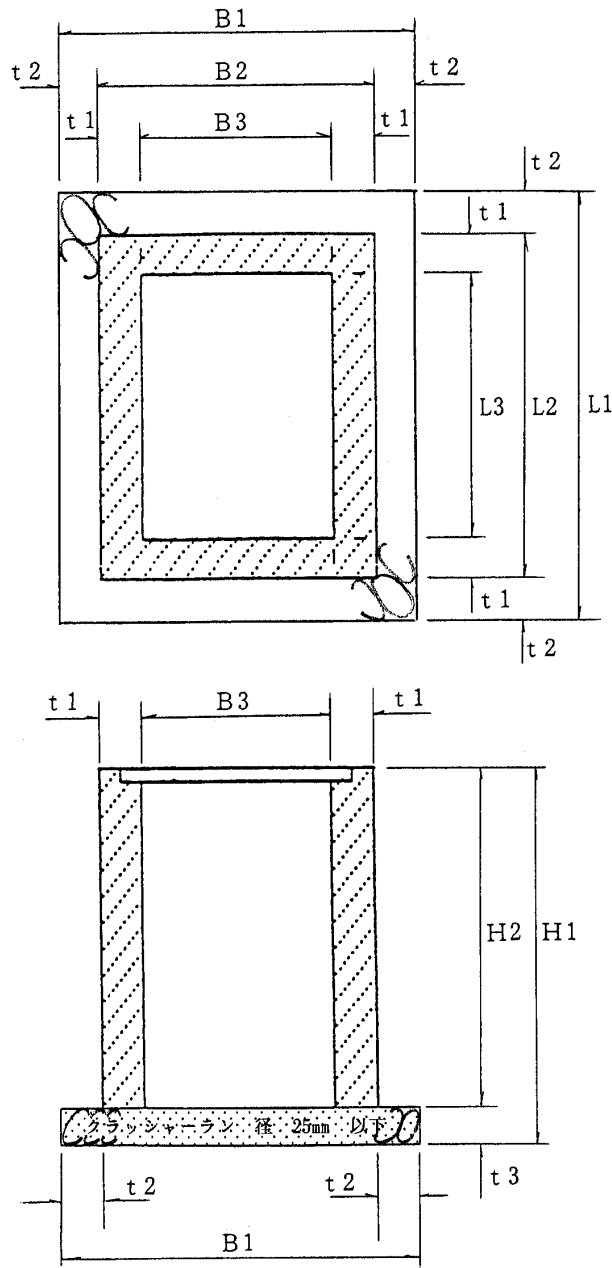


○



3 メーター口径が 30 mm 以上の場合のメーターボックスの構造図

(1) メーターボックスの構造



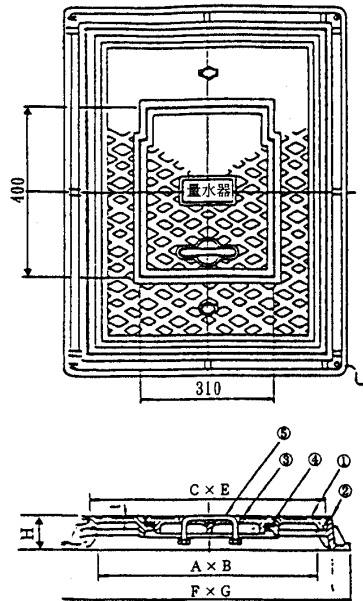
メーター口径 (mm)	B1 (m)	B2 (m)	B3 (m)	L1 (m)	L2 (m)	L3 (m)	H1 (m)	H2 (m)	t1 (m)	t2 (m)	t3 (m)	適用
30、40	1.05	0.85	0.55	1.25	1.05	0.75	1.15	1.00	0.15	0.10	0.15	
50	1.25	1.05	0.75	1.60	1.40	1.10	1.15	1.00	0.15	0.10	0.15	
75、100	1.25	1.05	0.75	1.60	1.40	1.10	1.15	1.00	0.15	0.10	0.15	埋設深さ 0.9mの場合
75、100	1.25	1.05	0.75	1.60	1.40	1.10	1.45	1.30	0.15	0.10	0.15	埋設深さ 1.2mの場合

※ メーターボックスについては、盛岡市上下水道局仕様に適合する鉄筋コンクリート二次製品も使用できる。



(2) 筐蓋（鋳鉄製）の寸法等

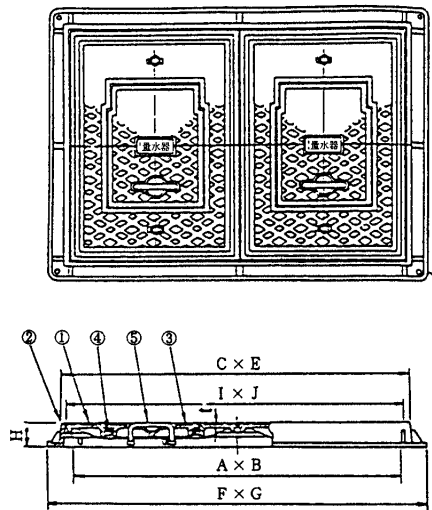
ア メーター口径が 30・40 mm



<単位：mm>

符号	A	B	C	E	F	G	H	t	破壊荷重	重量kg
MB 1-2 N	515	715	560	760	650	850	75	12	13T	87

イ メーター口径が 50~100 mm



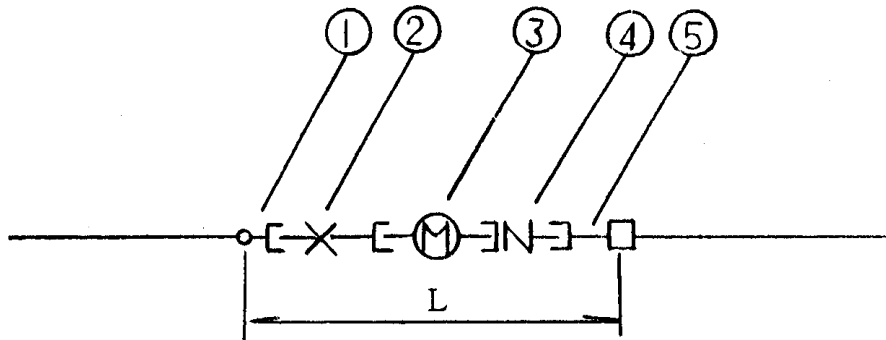
<単位：mm>

符号	A	B	C	E	F	G	H	I	J	t	破壊荷重	重量kg
MB 2-2 N	1,077	715	1,146	784	1,240	880	75	1,120	760	12	13T	190

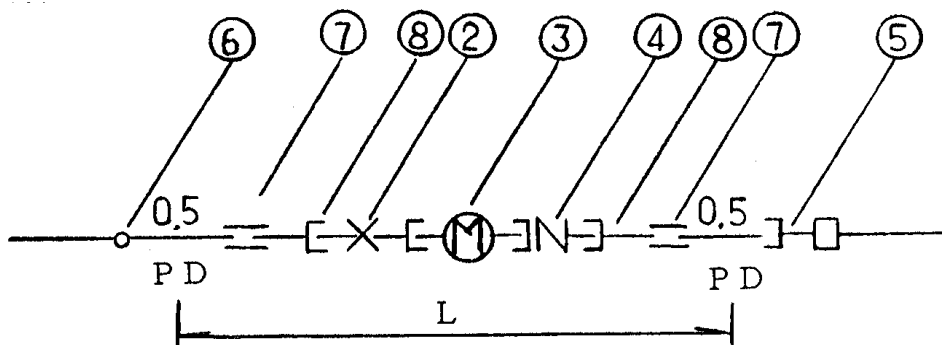
※ 口径が 150 mm のメーターボックス及び筐蓋の寸法等は、別途協議によること。

別図第 18 <メーター前後の標準配管図>

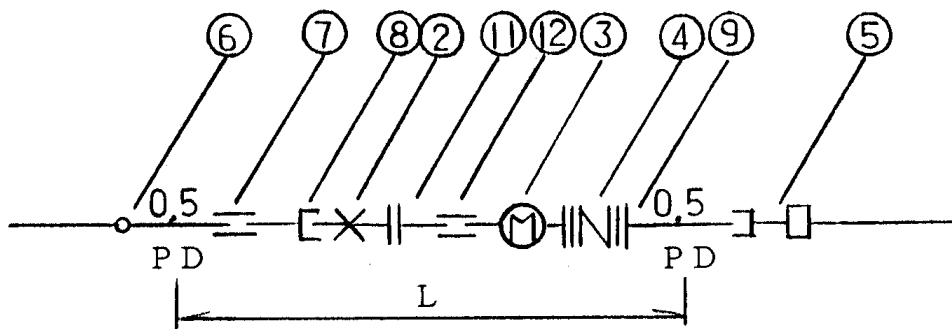
1 口径が 13~25 mm の場合



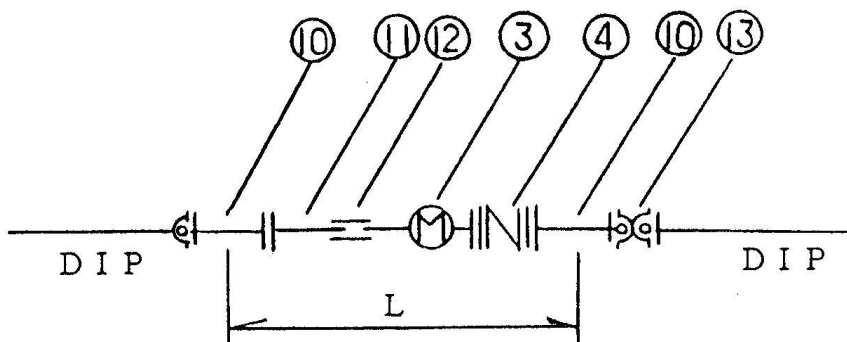
2 口径が 30~40 mm の場合



3 口径が 50 mm の場合



4 口径が 75~150 mm の場合



材 料 表

No.	名 称	対応口径 (mm)	摘 要
①	メーター用継手	13～25	PP の場合は、回転継手
②	メーター用直結止水栓	13～50	50 mmは、片フランジ（上水）
③	水道メーター	13～150	
④	ばね式単式逆止弁	13～50	20～40 mmはユニオンナット平行おねじ 50 mmは、両フランジ
	汎用形スイング式逆止弁	75～150	
⑤	伸縮継手（TSソケット共）	13～50	13～25 mmは、メーター用
⑥	めねじ付ソケット	30～50	30～50 mmは、鋼管用めねじ
⑦	ソケット（異種金属用）	30～50	
⑧	ユニオンソケット（袋ナット付）	30～50	
⑨	合フランジ	50	
⑩	DIP 短管 2号	75～150	
⑪	メーター用補足管	50～150	75～150 mmは、伸縮
⑫	ビクトリックジョイント	50～150	
⑬	DIP 継輪	75～150	

別表第 15 <メーター仕様表>

1 盛岡地域

口径 (mm)	型 式	主 要 寸 法 ( 単 位 ; mm )	
		長さ	取付部ねじ (外径×山数)
13	接線流羽根車型 単乾式 直読型	165	旧ねじ (25.8 × 14)
20	接線流羽根車型 複乾式 直読型	190	上水ねじ (33.2 × 11)
25	〃	225	〃 (41.9 × 11)
30	電子式 接線流羽根車型 複式	230	旧ねじ (49.0 × 11)
30	電子式 軸流羽根車型 たて型	230	旧ねじ (49.0 × 11)
40	電子式 軸流羽根車型 たて型	245	〃 (56.0 × 11)
50	〃	560	フランジ
75	〃	630	フランジ
100	〃	750	フランジ
150	電磁式	1、000	挟込み式 または フランジ

2 玉山地域

口径 (mm)	型 式	主 要 寸 法 ( 単 位 ; mm )	
		長さ	取付部ねじ (外径×山数)
13	電子式 接線流羽根車型 単式	165	上水ねじ (26.4 × 14)
20	電子式 接線流羽根車型 複式	190	〃 (33.2 × 11)
25	〃	225	〃 (41.9 × 11)
30	電子式 接線流羽根車型 複式	230	旧ねじ (49.0 × 11)
30	電子式 軸流羽根車型 たて型	230	旧ねじ (49.0 × 11)
40	電子式 軸流羽根車型 たて型	245	〃 (56.0 × 11)
50	〃	560	フランジ
75	〃	630	フランジ
100	〃	750	フランジ
150	電磁式	1、000	挟込み式 または フランジ

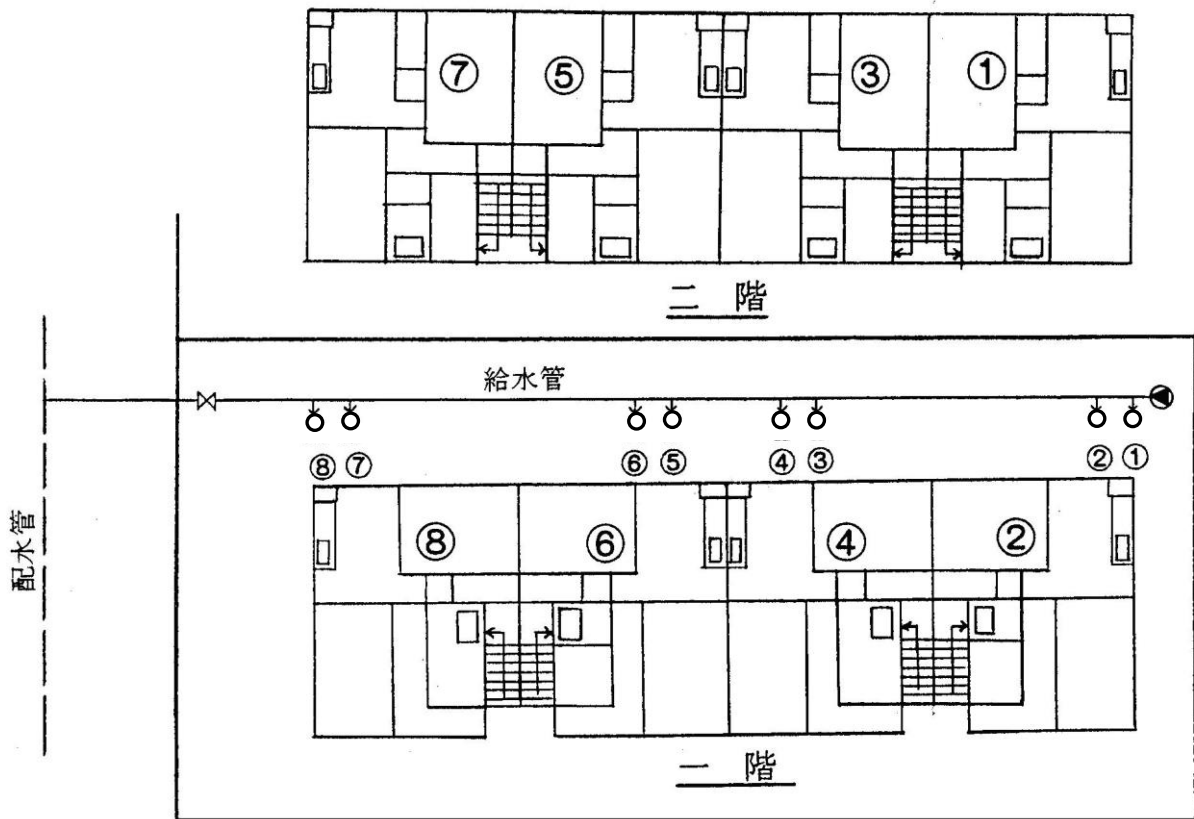
※ 1 50 mm以上のメーター長さについては、補足管付きの寸法である。

※ 2 13～25 mmについて、盛岡地域は直読型、玉山地域は電子式（隔測）である。

※ 3 13 mmの取付部ねじについて、盛岡地域は旧ねじ、玉山地域は上水ねじ（JIS B 202）である。

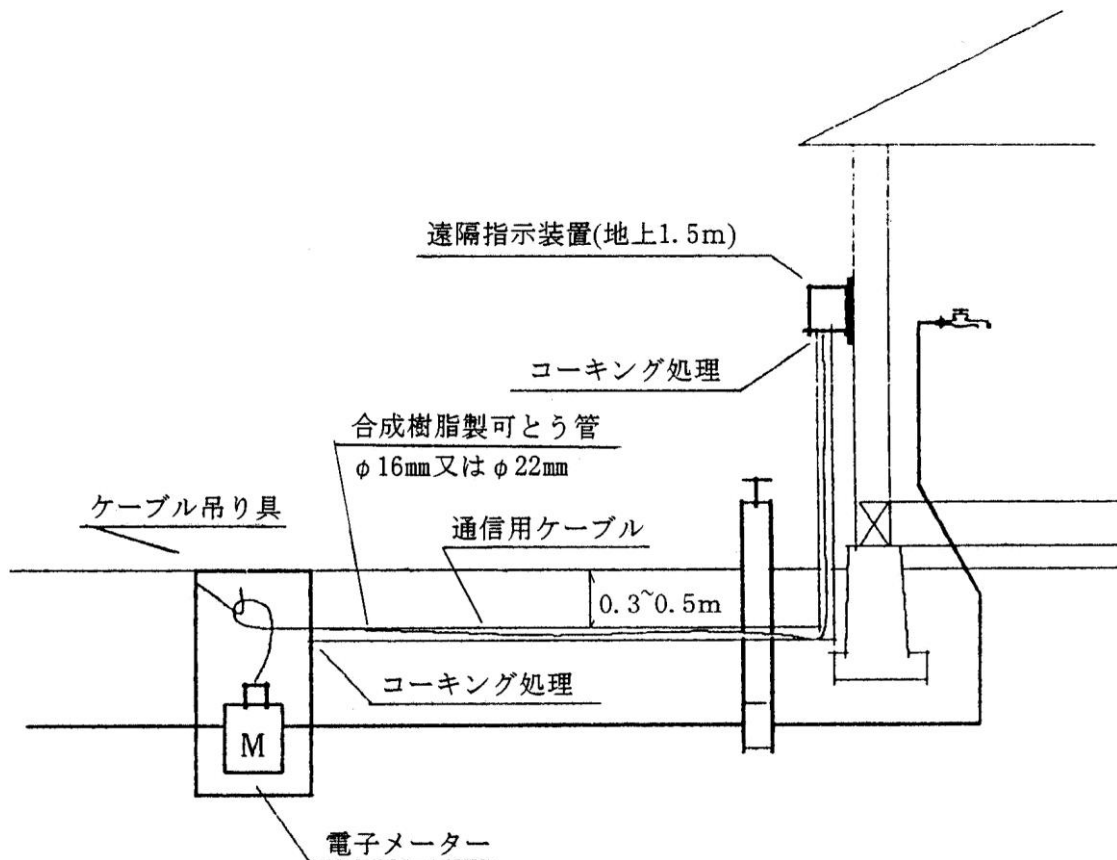
※ 4 玉山地域の 30～40 mmの取付部ねじについて、合併前は上水ねじを使用していた。（メーター交換等の際に旧ねじに変更している。）

別図第 19 <メーターの標準配置図>

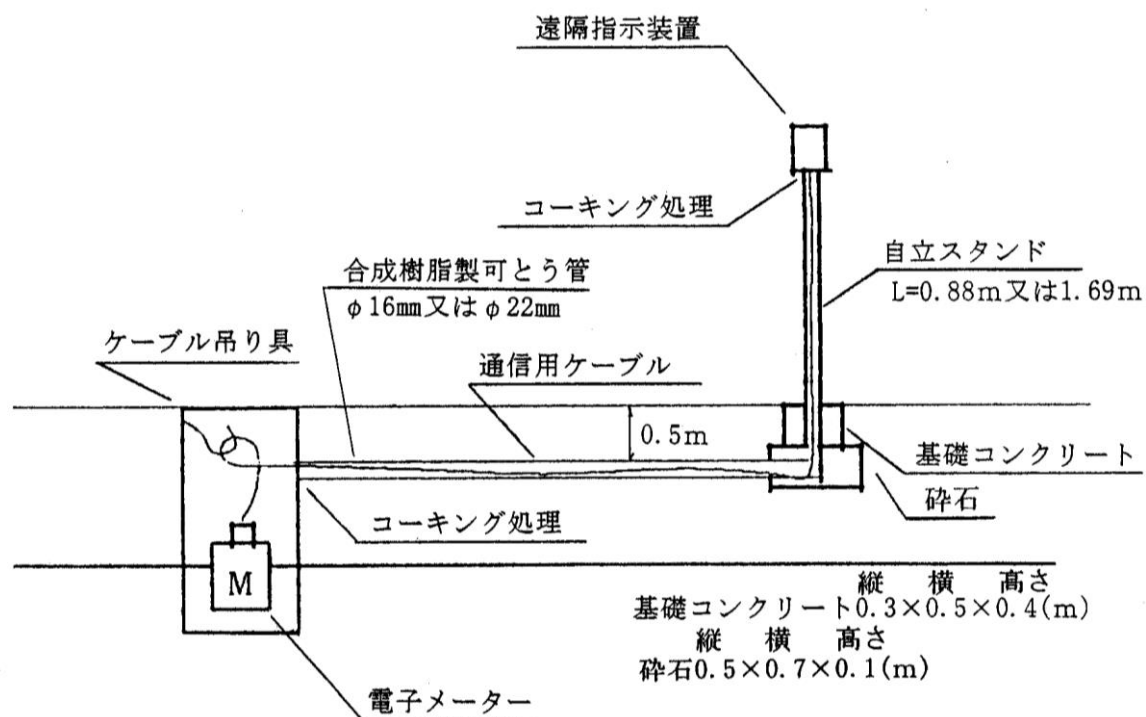


別図第 20 <電子メーターの設置標準図>

1 遠隔指示装置を建物等に直接取付ける場合



2 遠隔指示装置を自立スタンドで設置する場合



## 2・4・10 メーター直結止水栓及び逆止弁の設置

メーター直結止水栓及び逆止弁は、メーター前後の標準配管図（別図第18）によりメーターボックス内に収納して設置すること。

- 1 新設工事では、メーター直結止水栓及び逆止弁を設置すること。
- 2 改造工事ではメーター直結止水栓は設置するものとし、逆止弁は次のようなとき設置するものとする。
  - (1) 自家水配管等の既設配管を流用するとき。
  - (2) メーター周りの工事を伴うとき。
  - (3) メーターボックス内に設置するスペースがあるとき。
  - (4) 事業所や美容院などで特殊器具を接続するとき。
  - (5) その他管理者が必要と認めたとき。

〈解説〉

- 2 (2) メーター周りの工事が伴わない場合でも、逆止弁を設置するように努めること。
- (4) 逆止弁を内蔵する特殊器具などの場合は、故障等による不具合が想定されるため。
- (5) 鉛製給水管布設替え工事費補助金交付制度を適用する場合で、メーター周りの工事を行うときは逆止弁を設置すること。又、未承認施工箇所がある場合は逆止弁を設置すること。

## 2・4・11 自己メーターの設置

自己メーターを設置するときは、メーター全体を黄色に着色すること。また、メーターボックス蓋は市章マークのないものを使用すること。

〈解説〉

- 1 市が貸与するメーターと区別するために着色するものである。
- 2 自己メーターは、基準に適合したものを使用し、管理及び検定満期交換は、給水装置の所有者の責任において確実に行うこと。
- 3 自己メーターには、メーター直結止水栓を設置することが望ましい。
- 4 汚水排出量を減量するために設置する「控除メーター」の場合、「盛岡市公共下水道計量装置設置及び認定等に関する要領」に則り、予め「控除メーター設置承認」を得た上で給水装置工事の申請をすること。「盛岡市公共下水道計量装置設置及び認定等に関する要領」は、「10 参考資料」を参照のこと。
- 5 カラン表に自己メーターを記入すること。

## 2・4・12 私設消火栓の設置

私設消火栓は、所轄の消防署と協議のうえ設置するものとし、次によること。

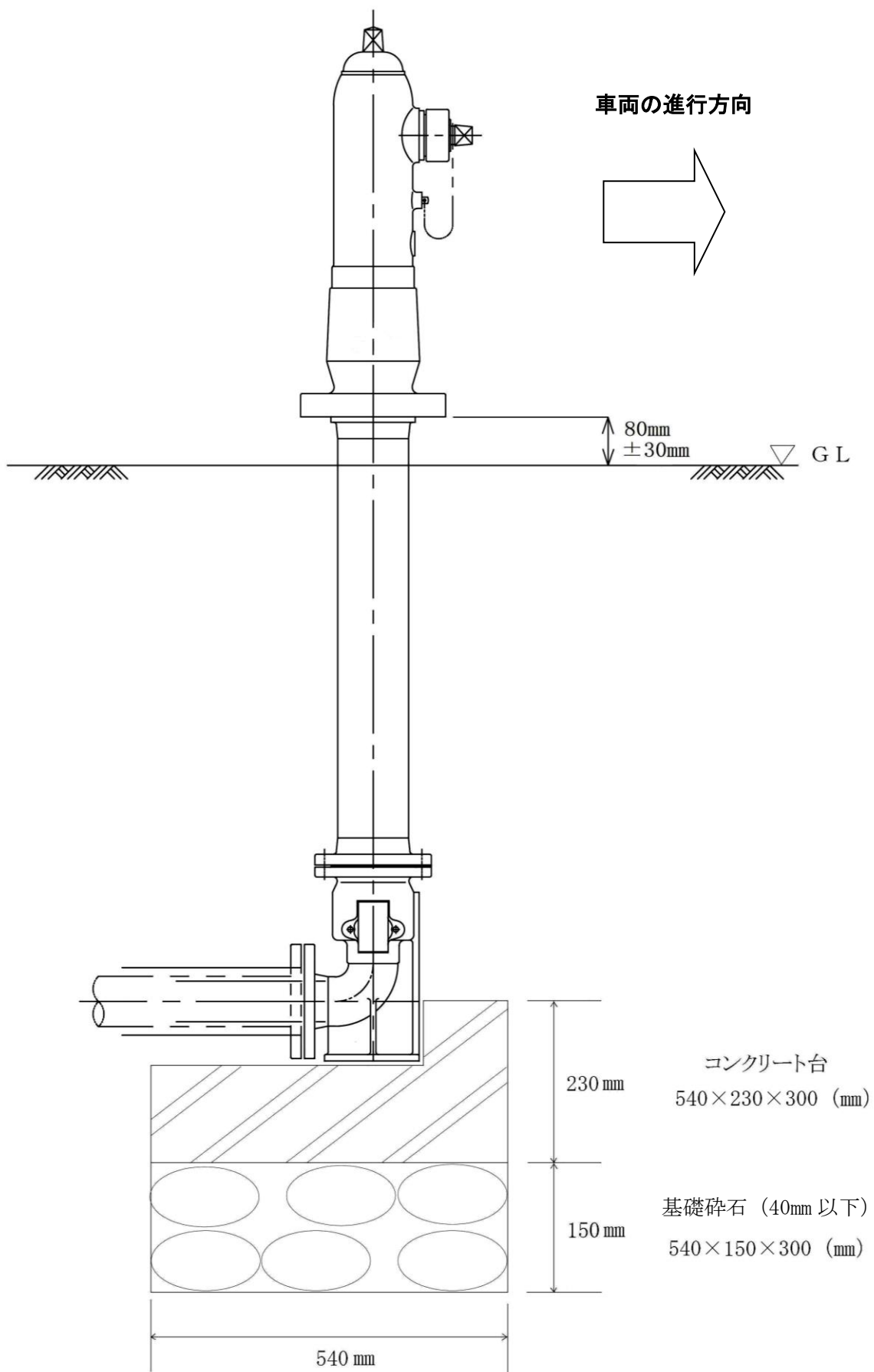
- 1 私設消火栓が設置できる配水管等は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条第2項及び3項の規定に合致したものであること。
- 2 私設消火栓の仕様
  - (1) 消火栓は地上式単口消火栓を標準とする。
  - (2)  $\phi 300\text{mm}$ 以上の配水管に設置する場合は、地上式双口消火栓とする。
  - (3) 地上式消火栓の設置が困難な場合は、管理者と協議すること。
- 3 私設消火栓の設置場所
  - (1) 道路内に消火栓を設置する場合は、通行等に支障がなく、かつ、消防自動車の出入りに支障とならない場所とする。
  - (2) 歩道内に設置する場合は、歩道の有効幅員を確保する。なお、植樹帯には設置しない。
- 4 地上式消火栓の設置については、地上式消火栓の標準図（別図第21）によること。
- 5 地上式消火栓の放水口の向きは、単口の場合は進行方向を標準とし、双口の場合は進行方向と平行とする。
- 6 消火栓の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）によること。
- 7 地下式消火栓の鉄蓋は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差は5mm以内とする。

〈解説〉

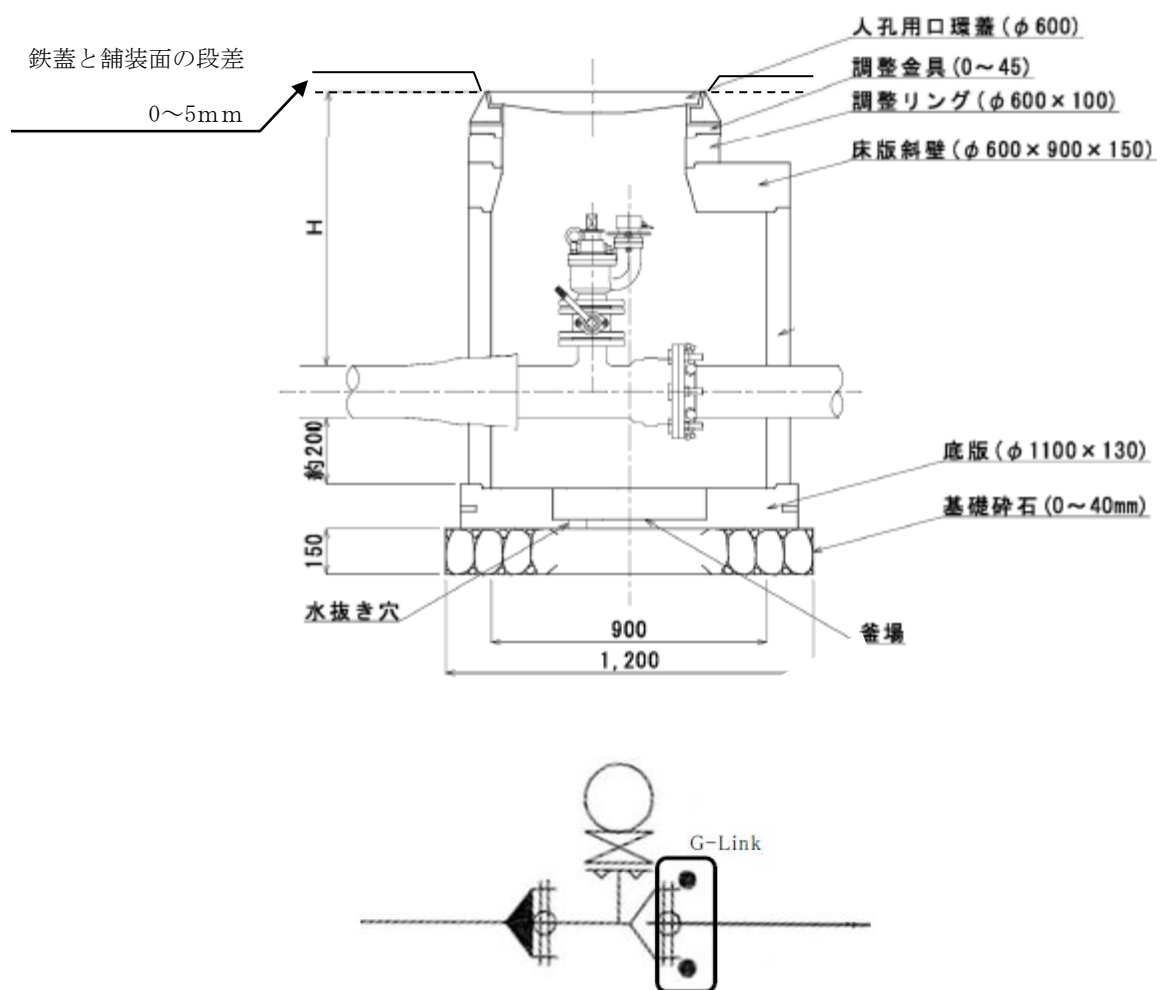
- 2 (3) 地下式消火栓を設置できる場合がある。
- 3 道路内に消火栓を設置する場合は、道路管理者の指示に従うこと。
- 4 地上式消火栓の設置高（舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離）については、80mmとすること。
- 6 地下式消火栓の弁室の構造は、地下式消火栓弁室構造図（別図第22）によること。



別図第 21 <地上式消火栓の標準図>



別図第 22 <地下式消火栓弁室構造図>



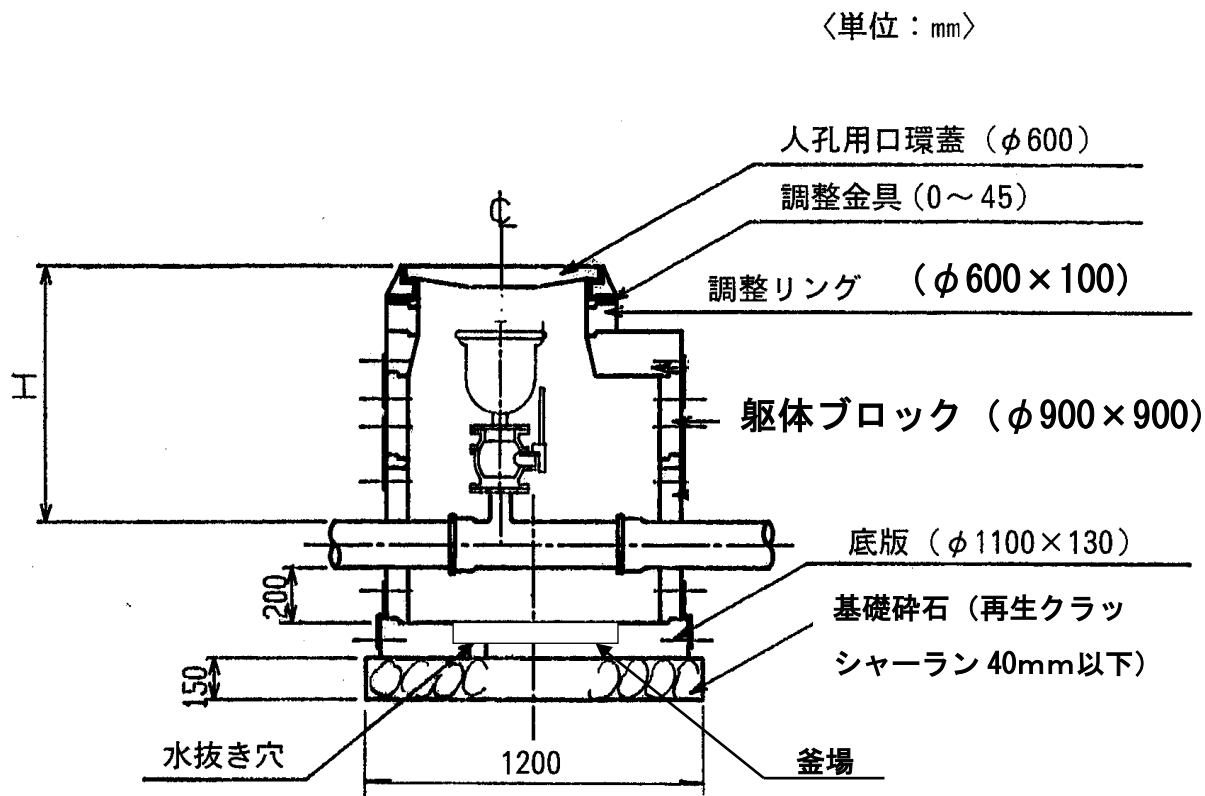
注 1 H=120cm の場合は、直壁 (φ 900×300) を 1 個追加すること。

注 2 現場状況に応じて、躯体ブロック φ 900×900 の代わりに、躯体ブロック φ 900×600 及び直壁 φ 900×300 を使用してもよい。

2・4・13 空気弁の設置

- 1 管路の凸部に空気が停滞するおそれがある場合は、空気を排出するために空気弁を設置すること。
- 2 空気弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）によること。
- 3 弁室は空気弁室構造図（別図第23）によること。

別図第23 <空気弁室構造図>



※図は頂版使用

注1 H=120cmの場合は、直壁（φ900×300）を1個追加すること。

注2 現場状況に応じて、躯体ブロックφ900×900の代わりに、躯体ブロックφ900×600及び直壁φ900×300を使用してもよい。

## 2・4・14 排水弁の設置

- 1 排水弁は、次の場合に設置すること。
  - (1) 口径が 30 mm以上の給水管で、基幹となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が概ね 40 リットルを超える場合
  - (2) その他管理者が必要と認めた場合
- 2 排水弁は、給水管の末端部に設置するものとし、末端口径別の排水弁選定表（別表第 16）によること。
- 3 排水弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第 11）によること。
- 4 弁室は、排水弁室構造図（別図第 24）によること。
- 5 排水弁及び排水弁に至る給水管の土被りは、0.9m以上とすること。
- 6 排水弁室は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差を 5 mm以内とすること。

### 〈解説〉

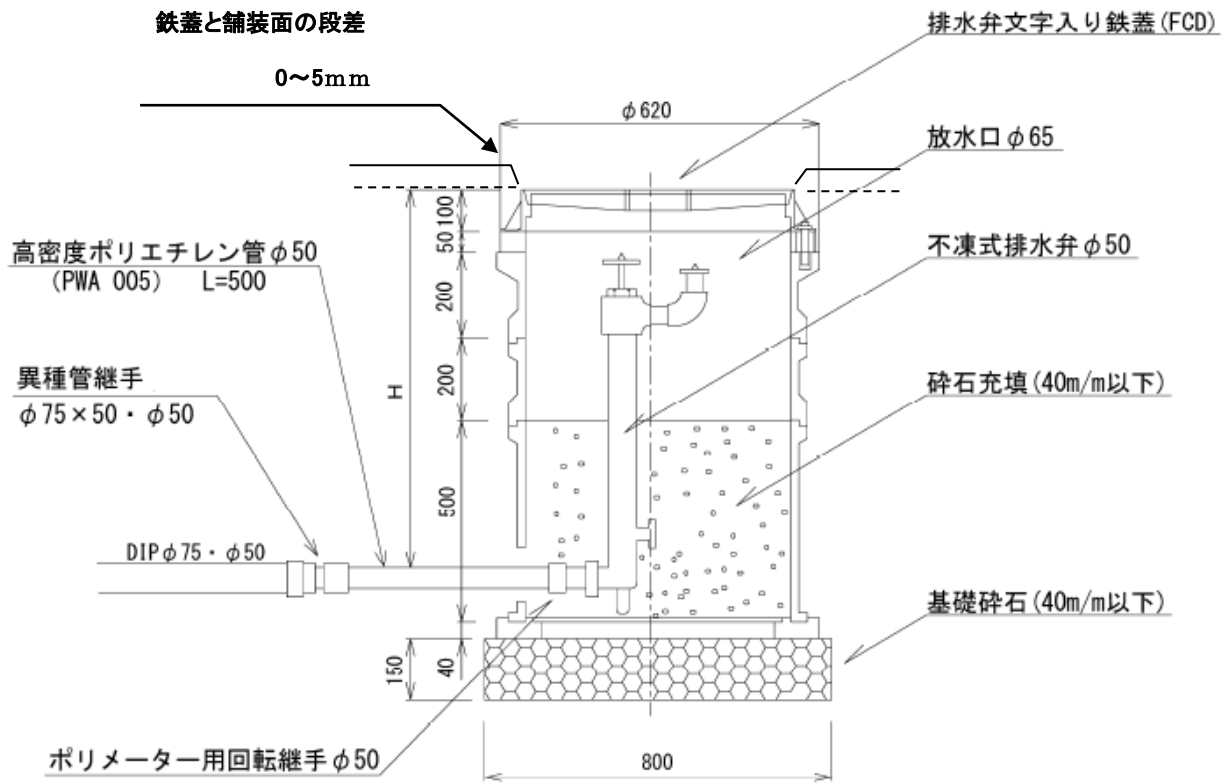
- 1 排水弁の設置場所は、できるだけ車両の出入口や駐車スペースを避け放流先（側溝までの距離等）を考慮すること。

別表第 16 <末端口径別の排水弁選定表>

給水管の末端口径 (mm)	不凍式排水弁 (mm)
φ 40 以下	φ 40
φ 50	φ 50
φ 75 以上	φ 50 又は地下式消火栓

別図第 24 <排水弁室構造図>

構造図はH=900mmの場合である。



<単位 : mm>

1 配管工事の基本事項は、次によること。

- (1) 給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能を有するものを用いる。
- (2) 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するために、その構造及び材質に応じた適切な接合を行う。
- (3) 家屋の主配管は、建物基礎の外回りに布設することを原則とし、構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにする。
- (4) 凍結防止のための措置を行う。

2 配管にあたっての留意事項は、次によること。

- (1) 配管材料は、配管場所に応じた管種を選定することとし、十分な耐食性能を有すること。メーター先から建物までは、ポリエチレン管又は高密度ポリエチレン管を使用することが望ましい。
- (2) 宅地内の配管は、修理等の維持管理のため、直線的に配管する。
- (3) 曲げ配管を行う場合は、管種に応じ適切な曲げ半径以上を確保する。また、メーター直後では、直線部を1 m以上確保すること。
- (4) とんぼ配管（しゅもく配管）はしないこと。分岐箇所の配管例（別図第25）を参照のこと。
- (5) 立ち上がり管以降の地上配管は、屋内配管とすることが望ましい。やむを得ず屋外配管とする場合は、保温工等の凍結対策を施すものとする。電熱線による保温を行う場合は省エネルギーに配慮したものが望ましい。
- (6) 立ち上がり管
  - ア 凍結対策等から口径を20mm以上とする。
  - イ 立ち上がり管の保温工は、土中の深さ 0.6mから行う。
  - ウ 凍結した場合の解冻作業を考慮して、鋼管等とすることが望ましい。
  - エ 修理等の維持管理を考慮して、ソケット又はユニオン継ぎ手を設置する。
- (7) さや管ヘッダ方式
  - ア 維持管理のために、床下等に点検口を設ける。
  - イ 管種及び口径等に適合した継手を使用する。
  - ウ 曲げ配管を行う場合は、管種に応じ適切な曲げ半径以上を確保し、管をしっかり固定する。
  - エ ヘッダは給水栓数に応じたものを使用し、末端まで単独配管とし先分岐は行わない。ただし、ヘッダー先で分岐している手洗い付きトイレ（既製品等）については、設置条件等を確認の上でお客様に十分に説明して使用すること。

(8) 各階ごとに修理等の維持管理のため、水抜き栓又は水抜きバルブを設置することが望ましい。

(9) 給水装置は、ボイラー、煙道等高温となる場所を避けて設置する。

(10) 結露のおそれのある場所に配管する場合は、防露工を行う。

(11) 工事の中断時又は1日の工事終了後は、管端部にプラグ等で栓をして汚水等が流入しないようにする。

3 活水器等の設置にあたっては、次によること。

(1) 活水器等の設置場所は、メーター下流側とし、メーターボックスから50cm以上離す。

(2) 磁気活水器を設置する場合は、磁気漏洩防止の措置を講じる。

4 自家水配管などの既設配管を流用する場合は、給水装置の構造材質の基準に適合していることを確認する。

〈解説〉

1 (1) ア 最終の止水機構の流出側に設置される給水用具とは、シャワーヘッド、大気圧式バキュームブレーカ等をいう。

イ 給水装置に使用する用具は、構造及び材質の基準に適合していることを自己認証又は第三者機関によって認証されたものとし、認証品であることを示すマークが表示されているものを使用すること。

ウ 主任技術者は、認証品であるかどうかを、資料、インターネットによる給水装置データベース等で確認すること。

エ 主任技術者は、施主が使用を希望する製品が基準に適合しないときは、その旨説明し理解を得ること。

(2) 管種、施工環境、施工技術等を考慮し、最も適切と考えられる接合方法及び工具を選択すること。

(3) 主配管は、建物基礎の外回りに布設するほか、小屋、外壁、庭木、コンクリート基礎、その他の工作物の下には埋設しないこと。やむを得ず工作物の下になる場合は、さや管に入れること。

(4) ア 屋外配管は、凍結深度より深く埋設すること。

イ 屋内配管は、水抜き用の給水用具を設置すること。

ウ 鳥居配管の場合、確実に水抜きが行えるようにするために最上部に吸気弁を設置すること。

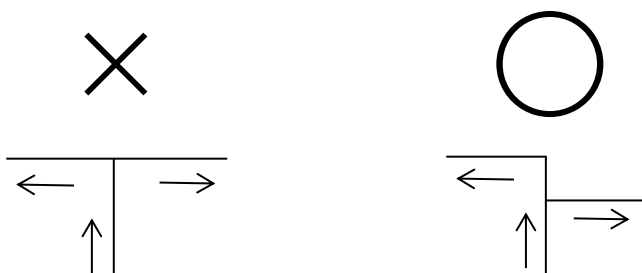
2 (2) 給水管は、将来の取替え、漏水修理等の維持管理を考慮し、建物等に平行で、かつ、直線的に配管することが望ましい。

(3) ポリエチレン管の曲げ配管（別表第17）を参照のこと。

- (4) 継手部分の圧力損失が極端に大きくなるため。
  - (5) 屋内配管は、ピット又はシャフト内配管として十分なスペースを確保するとともに、適切な場所に入出口又は点検口を設けることが望ましい。
  - (6) メーター下流側の標準配管図（別図第26）を参照のこと。
  - (7) ア 給水管の交換又は漏水修理を容易にするために、点検口を設けること。  
 イ さや管ヘッダ方式には、架橋ポリエチレン管、ポリブテン管等が使用されるが、架橋ポリエチレン管とポリブテン管の継手は、口径によって共用できないものがあるので注意すること。  
 ウ ポリエチレン管の最小曲げ半径については、ポリエチレン管の曲げ配管（別表17）を参照すること。また架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の最小曲げ半径については、架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の曲げ半径（別表第18）を参照のこと。  
 エ 架橋ポリエチレン管及びポリブテン管をやむを得ず土中に配管する場合は、保温材のほか防護管を使用すること。
- 3 (1) 給水管に直結する活水器等は給水用具であるため、その取付けは給水装置工事となる。  
 (2) 給水管の外側に取付ける活水器等は給水用具にはあたらないが、管の切断等を伴う場合は給水装置工事となる。
- 4 使用材料の確認のほか、耐圧性能についても確認すること。

別図第25 <分岐箇所の配管例>

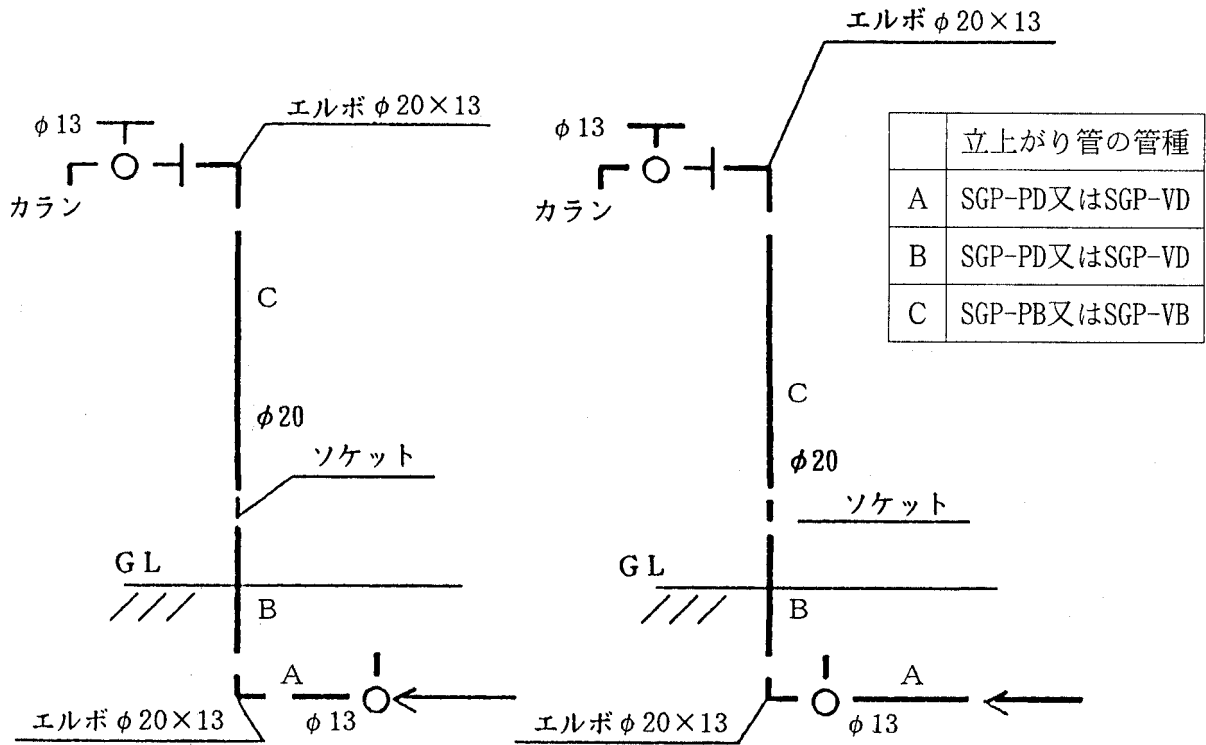
とんぼ配管



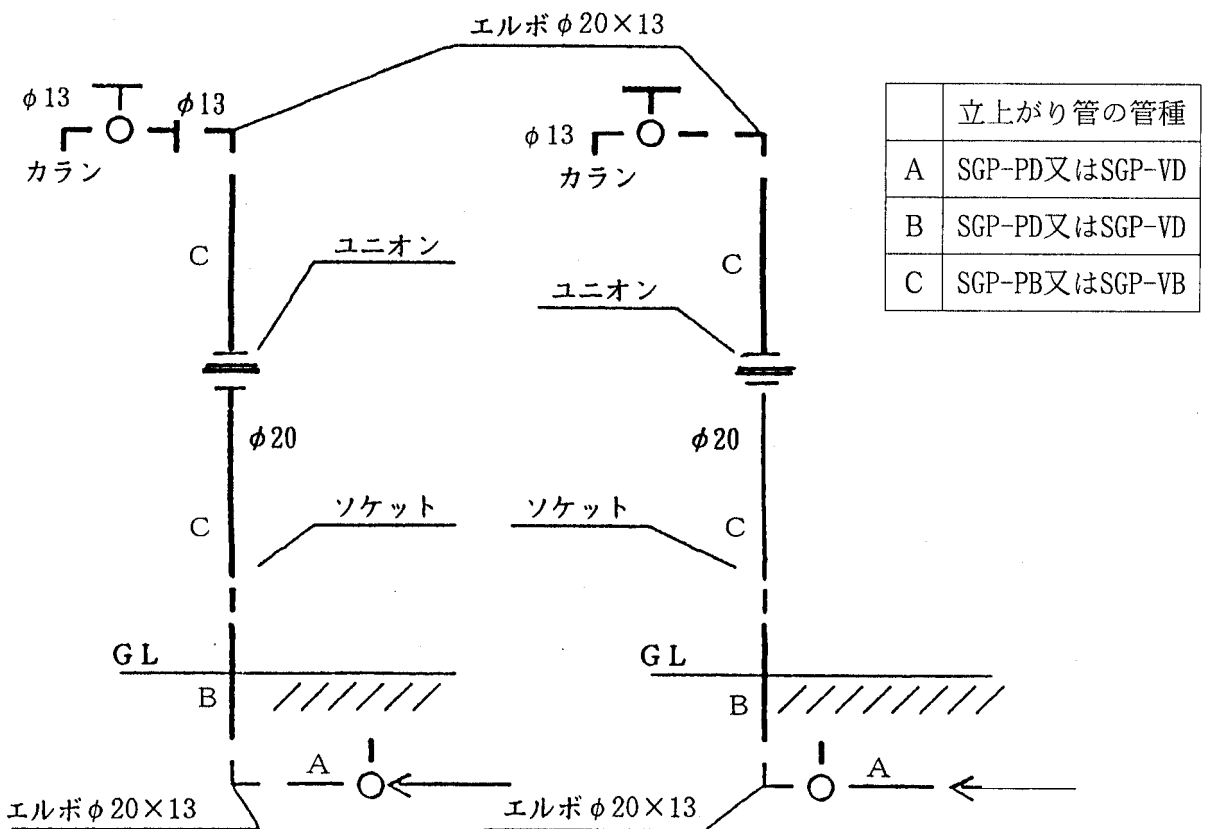


別図第26 <メーター下流側の標準配管図>

1 1階の配管

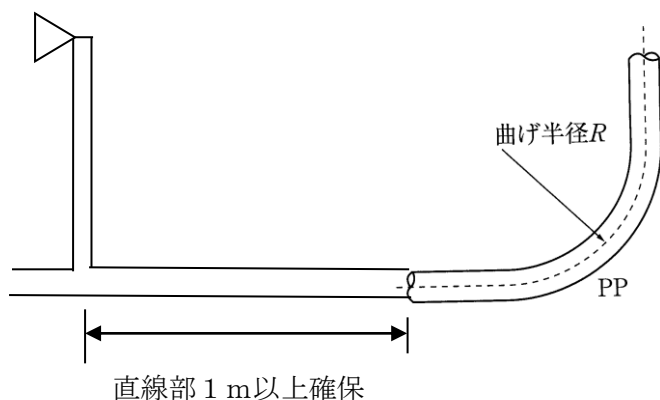


2 2階の配管



別表第17 <ポリエチレン管の曲げ配管>

- 1 (1) 水道用ポリエチレン1種二層管 (JISK6762) を生曲げによる配管とする場合は、次の表の曲げ半径以上とすること。
- (2) ポリエチレン管を水平及び垂直方向に同時に生曲げ (ねじれ配管) としないこと。
- (3) 分岐部前後や散水栓の手前、水抜栓手前でも直線部を1 m以上確保すること。



口径 (mm)	曲げ半径 R (cm)
13	55 以上
20	70 以上
25	85 以上
30	105 以上
40	120 以上
50	150 以上

(給水装置工事技術指針から引用)

別表第18 <架橋ポリエチレン管及びポリブテン管の曲げ半径>

- 1 架橋ポリエチレン管の曲げ半径等目安 (単位・mm)

呼び径	適合さや管	曲げ半径の目安 ( )内はさや管	立ち上がり曲げ	合計曲げ箇所数
13	22・25	200 (450)	150	5箇所以下
20	36	300 (1000)	350	

(架橋ポリエチレン管工業会技術資料から引用)

- 2 ポリブテン管の曲げ半径等目安 (単位・mm)

呼び径	適合さや管	曲げ半径の目安 ( )内はさや管	立ち上がり曲げ	合計曲げ箇所数
13	22・25	150 (200・250)	150	6箇所以下 (水平部4 以下、立上部2以下)
20	36	300 (450)	250	

(ポリブテンパイプ工業会技術資料から引用)

## 2・4・16 水抜き用の給水用具の設置

1 水抜き用の給水用具は、操作及び修理等が容易な場所に設置すること。

### (1) 水抜き栓の設置

ア 水抜き栓の排水口の位置は、土中の深さ 0.6m以上とする。

イ 水抜き栓の排水口の周りは、切込砕石等で置換えを行い、水を容易に排水できるようにする。(別図第27)

ウ 水抜き栓の種類は、使用条件等に適したものを選定する。

エ 水抜き栓は、維持管理上から使用用途ごとに設置すること。また、床下に設置する場合は、修理等の維持管理のため点検口を設ける。

### (2) 水抜きバルブの設置

ア 地下又は鳥居配管等で水抜き栓によることが困難な場合は、水抜きバルブを設置する。

この場合、維持管理が容易にできるように地下室又はピット内等に取り付ける。

イ 水抜きバルブからの排水は、バルブの排水口に接しないように排水管を設置し、間接排水を行う。また、排水は、専用の浸透柵等で処理する。

### (3) 外部排水式不凍給水栓の設置

ア 当該給水栓の排水口の位置は、土中の深さ 0.6m以上とする。

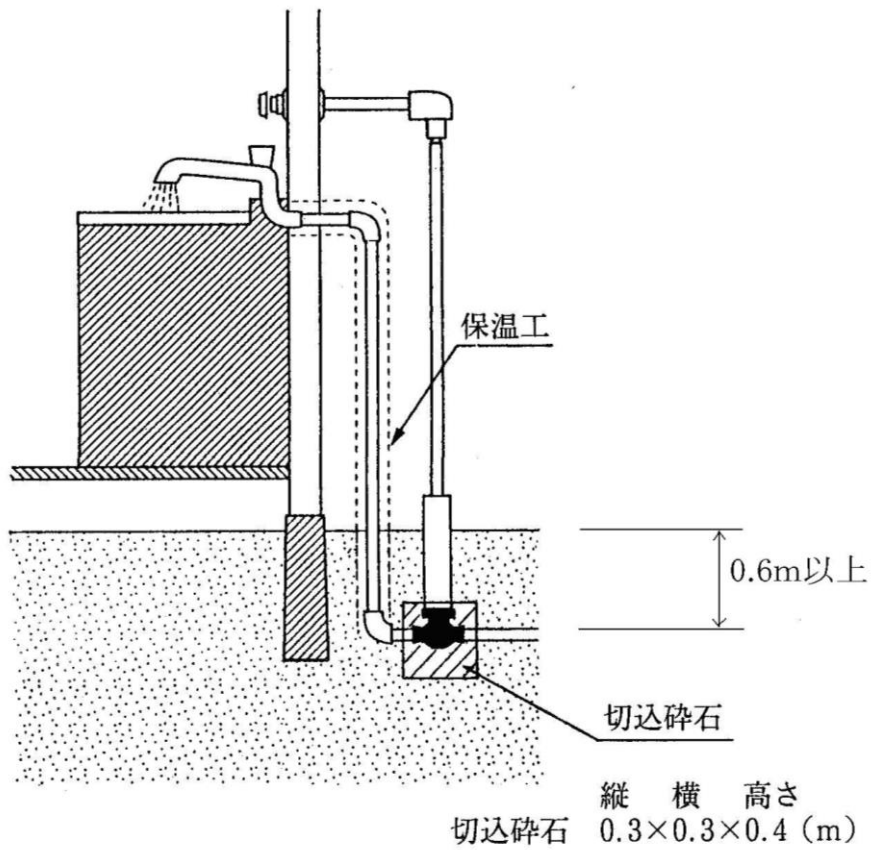
イ 当該給水栓の排水口の周りは、外部排水式不凍給水栓の排水口周りの標準図(別図第28)により切込砕石等で置換えを行い、水を容易に排水できるようにする。

### 〈解説〉

1 水抜き用の給水用具を設置できない場合は、保温工等別に凍結防止策を施すこと。

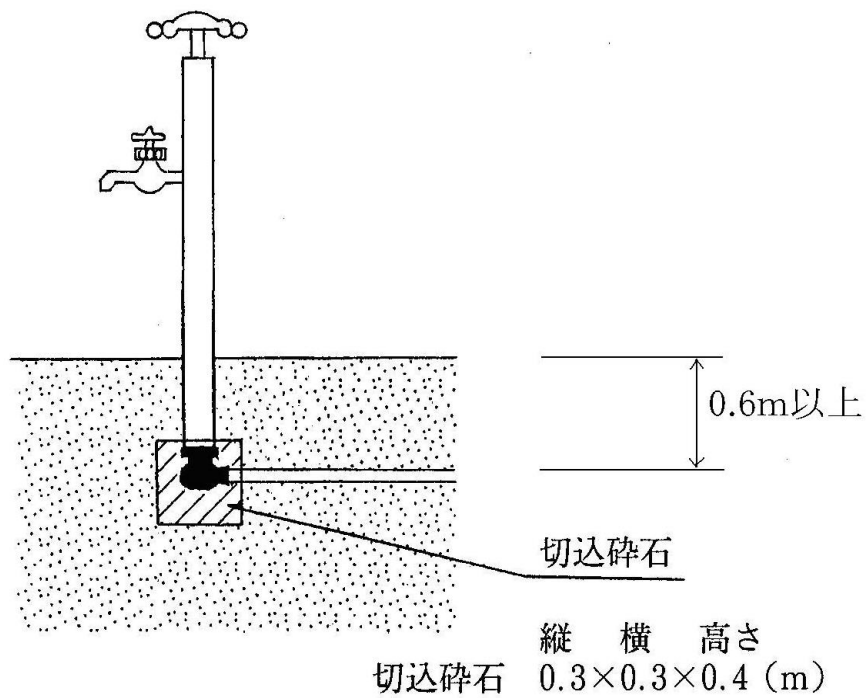
(1) 鳥居配管等の場合は、最高部に吸気弁等を設置すること。その場合、維持管理ができるようにすること。

別図第 27 <水抜き栓の排水口周りの標準図>



※ 管内の水抜き水量が多い場合は、切込碎石量について考慮すること。

別図第 28 <外部排水式不凍給水栓の排水口周りの標準図>



## 2・4・17 受水槽への給水と受水槽の構造等

1 受水槽への給水は、次によること。

- (1) 受水槽の有効容量は、計画一日使用水量の40～60%を標準とする。
- (2) 受水槽への給水にあたっては、吐水口空間（別表第20）に規定する吐水口空間を確保する。
- (3) 受水槽への給水は、給水管の口径が20mm以下にあつては複式ボールタップを、25mm以上にあつては副弁付定水位弁を使用する。
- (4) 受水槽が二槽式で定水位弁をそれぞれ設置する場合は、一段落ちの口径とする。
- (5) ボールタップで給水する場合は、波立ち防止板等を設置することが望ましい。
- (6) 受水槽への配管は、維持管理のためストップバルブを設置する。
- (7) 定水位弁等の開閉や過流量により発生するウォーターハンマー、配水管水圧への影響を防止するため、定水位弁の流量調節機能や定流量弁または減圧弁の設置等によりメーター適正流量での流入及び給水管内流速 2 m/s 以下となる対策を講じるものとする。
- (8) 立上管の途中に可とう管を設ける。
- (9) 受水槽への給水管には、給水栓を設け、立ち上がり部分には凍結対策を施すこと。

2 受水槽の構造等は、建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（昭和50年建設省告示第1597号）及び給排水設備技術基準（（財）日本建築センター）によること。

〈解説〉

1 (1) 良好な水質を保持し、停滞水が生じることのないようにするためである。

(2) 吐水口空間は、逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である。

受水槽、流し、洗面器、浴槽、ロータンク等に給水する場合は、給水栓の吐水口と水受け容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保する。この吐水口空間は、ボールタップ付きロータンクのように給水用具の内部で確保されていてもよい。

ア 吐水口空間とは、給水装置の吐水口の最下端から越流面までの垂直距離及び近接壁から吐水口の中心（25mmを超えるものは吐水口の最下端）までの水平距離をいう。

イ 越流面とは、洗面器等の場合は当該水受け容器の上端をいう。（別図第29）

また、水槽等の場合は立取り出しにおいては越流管の上端、横取り出しにおいては越流管の中心をいう。（別図第29）

(7) 受水槽への流入がメーター適正流量以上となり、配水管水圧の変動の要因となる場合があることから、メーター適正流量での流入と給水管内流速 2 m/s（2・2・5給水管内の流速）以下を確認するものとする。また、受水槽への通水を行う場合は、事前に施工連絡票（要領様式第14号）を給排水課検査係に提出し、日程等調整の上現地で立ち会いのもと通水

すること。その際に流量調節と確認を行う。

流量調節は定水位弁、定流量弁、減圧弁等により行うものとし、ストップバルブ、ゲートバルブでは行わないものとする。なお、メーター口径が30mm以上においては定流量弁の設置が望ましい。

(9) 受水槽の清掃、故障又は停電で受水槽以下の設備に支障をきたした場合等を想定し、メーター下流側の立上管までに直結の給水栓（飲用水用）を設ける。

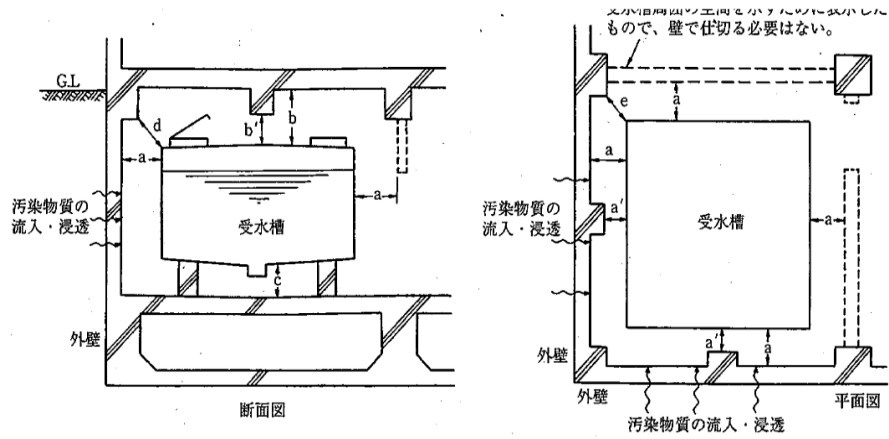
- 2 受水槽を屋内に設置する場合は、給排水設備技術基準により点検スペースを考慮のうえ配置すること。（次頁図参照）
- 3 断水や停電時等の緊急時において受水槽内の水を使用できるようにするため、受水槽以降に自然流下で使用可能なバルブ又はカラン等を設置することが望ましい。
- 4 停電時等の対策として予備電源や発電機又はエンジン付きポンプ等を確保しておくことが望ましい。
- 5 使用水量が減少した場合等にも容易に水位調整が行えるよう、水位調整が可能なボールタップの設置やオーバーフロー管の配管等について考慮すること。（オーバーフロー管については、受水槽内で立ち上げておくことにより、水位調節後の吐水口空間の確保が容易となる。）
- 6 オーバーフロー管の排水口部には排水口空間(最小150mm)を確保すること。（別図第30）
- 7 水槽式集合住宅の水道料金について

市で貸与するメーター（親メーター）で検針した水量に基づき建物の所有者等から徴収することとなるが、一定の要件の下で一般住宅程度とする認定制度がある。（別表第19）

詳細については、お客さまセンターに問い合わせること。

別表第19 <受水槽式集合住宅の認定制度の概要>

受水槽式（一括請求）集合住宅	<ol style="list-style-type: none"><li>1 親メーターにより計量する集合住宅。</li><li>2 親メーターの口径にかかわらず、入居者戸数に管理者が認定した口径（最小φ20mm）の基本料金を乗じた額を基本料金とし、親メーターにより検針した水量を、各戸が均等に使用したものとみなして算定した額を従量料金として徴収する。</li></ol>
受水槽式（各戸請求）集合住宅	<ol style="list-style-type: none"><li>1 3階以上の建物で、受水槽以下の使用水量を各戸検針する集中検針方式による隔測式メーター（子メーター）を有する集合住宅。</li><li>2 集中検針メーターの表示装置と同階に受入箱を設置する。</li><li>3 子メーターの設置と検定期限満了等による交換は、所有者が行う。</li><li>4 管理者が、親メーターと子メーターの検針を行う。</li><li>5 子メーターの口径により料金を算定し、各戸の使用者から徴収する。</li><li>6 親メーターにより検針した水量が子メーターの合計水量よりも多い場合は、所有者から徴収する。</li></ol>



a、b、cのいずれも保守点検が容易にできる距離とする（標準的には、 $c \geq 60\text{cm}$ 、 $b \geq 100\text{cm}$ ）。また、梁・柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a'、b'、d、eは保守点検に支障のない距離とする。

参考事項図-1.1 受水槽などの設置位置の例

別表第 20 <吐水口空間>

1 呼び径が 25 mm 以下の場合

口径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B <sub>1</sub>	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
13 mm 以下	25 mm 以上	25 mm 以上
13 mm を超え 20 mm 以下	40 mm 以上	40 mm 以上
20 mm を超え 25 mm 以下	50 mm 以上	50 mm 以上

※1 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端まで垂直距離は 50 mm 未満であってはならない。

※2 プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 200 mm 未満であってはならない。

※3 ※1 及び※2 は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

2 呼び径が 25 mm を超える場合

区 分		壁からの離れ B <sub>2</sub>	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
近接壁の影響がない場合			1.7 d' + 5mm 以上
近接壁の影響がある場合	近接壁 1 面の場合	3 d 以下	3.0 d' 以上
		3 d を超え 5 d 以下	2.0 d' + 5 mm 以上
		5 d を超えるもの	1.7 d' + 5 mm 以上
	近接壁 2 面の場合	4 d 以下	3.5 d' 以上
4 d を超え 6 d 以下		3.0 d' 以上	
6 d を超え 7 d 以下		2.0 d' + 5 mm 以上	
7 d を超えるもの		1.7 d' + 5 mm 以上	

※1 d : 吐水口の内径(m) d' : 有効開口の内径(m)

※2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。

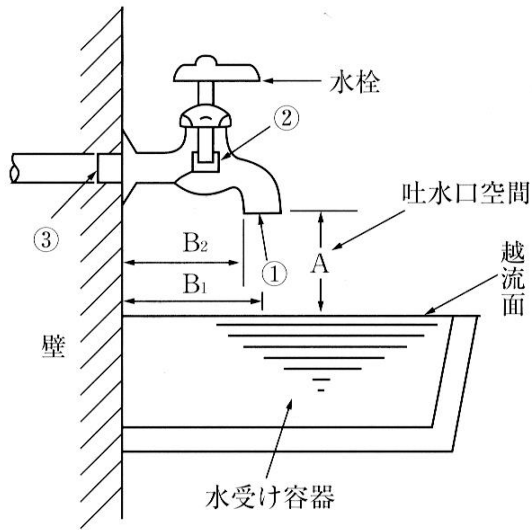
※3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

※4 浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 mm 未満の場合にあっては、50 mm 以上とする。

※5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200 mm 未満の場合にあっては、200 mm 以上とする。

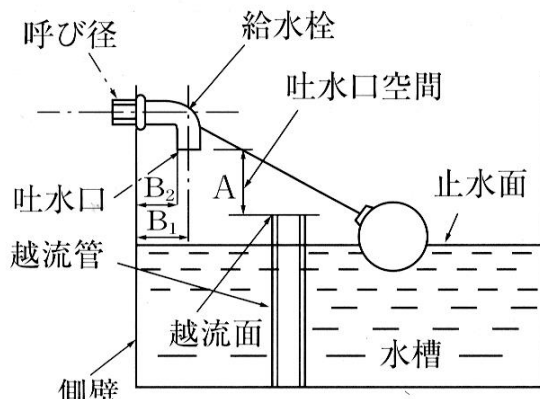


別図第 29 <水槽等の吐水口空間>

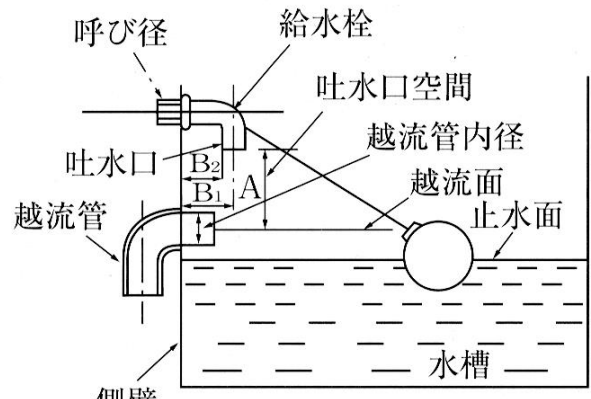


- ①吐水口の内径 $d$
  - ②こま押さえ部分の内径
  - ③給水栓の接続管の内径
- 以上三つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径 $d'$ として表わす。

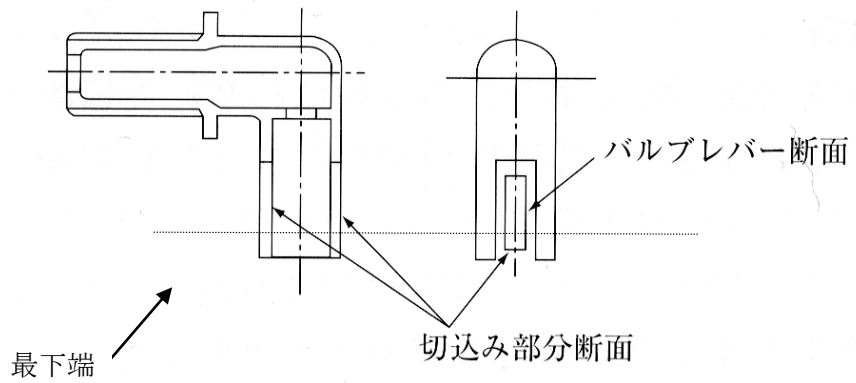
(1) 水受け容器



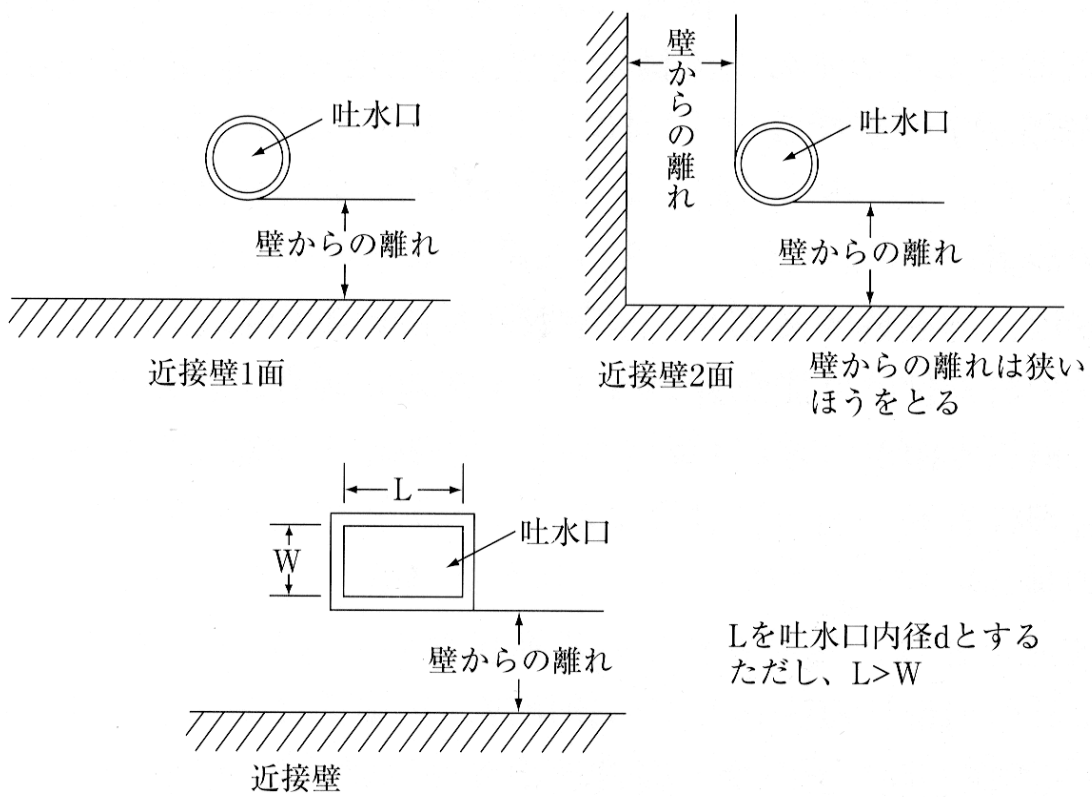
(2) 越流管 (立取出し)



(3) 越流管 (横取出し)



(4) ボールタップの吐水口  
切込み部分の断面



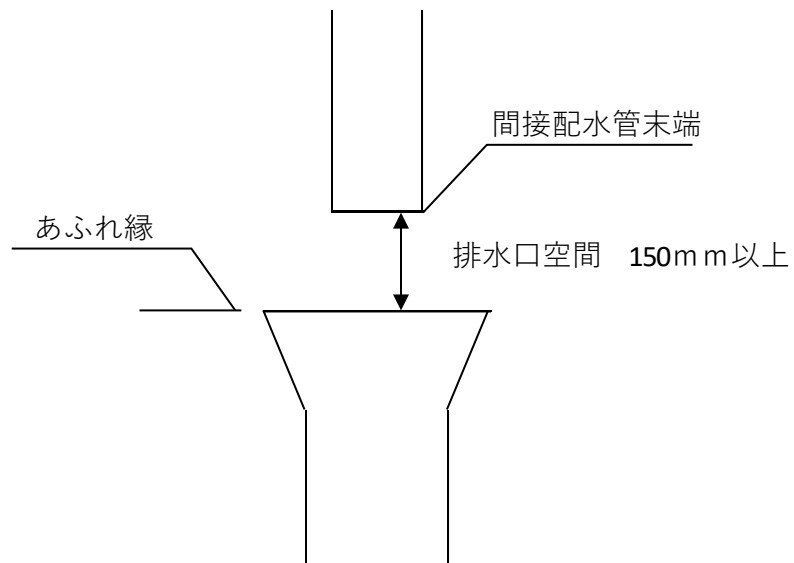
Lを吐水口内径dとする  
ただし、 $L > W$

(5) 壁からの離れ

吐水口空間

吐水口から越流面までAの設定		
呼び径の区分なし	吐水口の最下端から越流面までの垂直距離	
壁からの離れBの設定		
25 mm以下の場合	B1	近接壁から吐水口の中心
25 mmを超える場合	B2	近接壁から吐水口の最下端の壁側の外表面

別図第 30 <オーバーフロー管の排水口空間>



## 2・4・18 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置

- 1 小規模社会福祉施設等に設置する特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置にあたっては、次によること。
  - (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、消防設備士が水理計算を行い消防と協議することとなるが、給水装置工事を行う場合はその消防設備士の指導の下で工事事業者及び主任技術者が設計施工を行う。
  - (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、直結式又は受水槽式のうち必要な水圧及び水量が得られるものを選択する。
  - (3) 配水管の断水又は水圧低下によりスプリンクラー設備の性能が十分発揮されない場合が想定されることを、設置者に周知する。
  - (4) 給水装置工事の申込の際は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に関する承諾書（要領様式第21号）を提出する。
  - (5) 当該スプリンクラー設備が設置された家屋又は部屋を賃貸するときは、当該設備が条件付きであることを、借家人等に周知する。
  - (6) 当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、当該設備が条件付きであることを譲受人に周知する。
  - (7) 給水装置工事が完了したときは、消防設備士等が消防署等へ提出した書類の写し（水圧及び水量の設計方法等）を提出する。
  - (8) 当該スプリンクラー設備の維持管理上における必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示する。

### 〈解説〉

- 1 小規模社会福祉施設等にスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められたことによる。（消防法施行令及び消防法施行規則。平成21年4月1日施行。）
- 2 水理計算を行う場合の設計水圧（配水管の分岐位置における水圧）は、0.15MPa とすること。ただし、事前協議によっては0.20MPa とする場合もあるので、協議すること。

## 2・4・19 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置

1 水道の給水管に直結する非常用貯水槽（以下「非常用貯水槽」という）の設置にあたっては、次によること。

- (1) 「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて」（薬生水発0711第1号 令和5年7月11日）を確認の上申請を行うこと。
- (2) 非常用貯水槽設置箇所直近上流側に逆止弁を設置すること。
- (3) 非常用貯水槽設置箇所の上流側に水質確認用の水栓を設けること。
- (4) 給水装置工事申込みの際に、「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書」（要領様式31号）を提出すること。

〈解説〉

- 1 (1) ア 厚生労働省通知による。
  - イ 非常用貯水槽については、製造業者等から製品についての情報収集を十分に行うとともに、所有者に対して説明を行うこと。
  - ウ 非常用貯水槽を設置する際には、事前に給排水課審査係へ協議すること。
- (1) ア 管理者の水質管理範囲は、非常用貯水槽の上流側までとなる。
  - イ 非常用貯水槽を含む下流側の水質については、所有者において適切に管理すること。

### 3 施工

#### 3・1 施工の準備と現場管理

##### 3・1・1 許可等の取得と許可条件の遵守

道路、水路等の占有を伴う給水装置工事の施行にあたっては、あらかじめ当該関係官公署から許可を取得するものとし、その許可条件を遵守すること。

- 1 国県道、他市町道、水路等の占有許可は、管理者が取得する。なお、盛岡市が管理する道路（市道・法定外道路）の占有許可は、申込者が取得する。また、メーター下流側（宅地内を横断している水路等）の占有許可についても、申込者が取得すること。
- 2 所轄警察署長からの道路使用許可は、工事事業者が取得すること。
- 3 工事に伴い通行の制限を必要とする場合は、工事事業者が所轄消防署長等へ各種工事届を提出すること。
- 4 急傾斜地、埋蔵文化財等に係る許可又は届出等を必要とする事項については、申込者が取得又は届出等を行うこと。

##### 〈解説〉

- 1 申込者が取得又は届出等とあるものについては、工事の委任を受けた工事事業者がその手続を行うこと。
- 2 占有許可の工事期間は、30日を標準とする。これによりがたい場合は協議すること。
- 3 道路の場合は、掘削規制に注意すること。
  - (1) 県管理の国県道及び市道については、12月中旬～3月末の冬期間。
  - (2) 掘り返し規制箇所
- 4 道路、水路等の占有申請については、「7 占有許可申請図の作成」を参照のこと。

##### 3・1・2 分岐位置及び埋設物の確認

- 1 工事事業者は、事前調査により分岐する配水管等の位置が不明な場合又は他の埋設物の近くを施工する場合は、次のとおり確認すること。
  - (1) 当該管理者又は所有者に立ち会いを求める。
  - (2) 試掘調査を実施する。

##### 〈解説〉

- 1 「2・1・1 事前調査等」を参照のこと。

### 3・1・3 現場管理

- 1 工事事業者は、給水装置工事の施行にあたっては道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、関係法令等を遵守し、交通及び工事の安全に十分留意すること。
- 2 道路等管理者、警察署等から付される施工許可条件を精読し、内容を把握した者を現場に常駐させること。
- 3 工事に伴う騒音、振動等をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めること。
- 4 資材は適切に管理し、劣化防止に留意すること。

#### 〈解説〉

工事事業者は、次により現場管理を行うこと。

#### 1 保安施設の設置と安全管理

- (1) 工事場所の安全等を確保するために保安施設を設置し、必要に応じて交通整理員等の保安要員を配置すること。
- (2) 工事標示板を設置し、工事完了後は速やかに撤去すること。
- (3) 本復旧工事完了まで、常に工事場所を巡回し、地盤沈下又はその他の不良箇所が生じた場合は直ちに修復すること。
- (4) 道路又は水路内の給水装置工事について、当該管理者から指示を受けた場合はそれに従うこと。
- (5) 作業員等の安全について、十分留意すること。

#### 2 許可条件に不明な点がある場合は、作業前に確認すること。

#### 3 不測の事故等への対応

- (1) あらかじめ管理者並びに道路管理者、所轄警察署、消防署及び埋設物の管理者等（以下「関係機関」という。）の緊急連絡先を確認しておき、不測の事故等へ迅速に対応できるようにしておくこと。
- (2) 工事中、不測の事故等が発生した場合は、管理者及び関係機関に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 工事中、不測の事故等が発生した場合は、第三者及び作業員等の人命の安全確保を最優先すること。

#### 4 資材は関係機関の手引きや製品の説明書・仕様書等に従い適切に保管すること。特に高密度ポリエチレン管は紫外線により劣化することから留意すること。

### 3・2 土工事

#### 3・2・1 掘削

- 1 掘削は、安全かつ適切な施工を行うものとし、翌日まで掘置きとはしないで、その日のうちに埋戻しを行うこと。
- 2 舗装道路を掘削する場合は、隣接する既設舗装部分へ影響を及ぼさないように、舗装切断機を使用して周りが矩形になるように切断した後、他の埋設物に注意して所定の深さまで施工すること。
- 3 掘削幅は、安全に施工できる幅とし、分岐方法、周辺に分岐状況等に応じて適正な幅とすること。(別図第7、第8参照)

#### 〈解説〉

- 1 道路掘削を伴う工事等の場合は、当該道路管理者及び所轄警察署長への許可申請が必要となる。この場合、道路占用及び使用許可等の条件を遵守して適正に施工し、事故防止に努めること。



### 3・2・2 土留め

- 1 掘削深さが1.5mを超える場合は、土留工を施すこと。
- 2 掘削深さが1.5m以下の場合は、勾配掘りを標準とするが、自立性に乏しい地山の場合等は、土留工を施すこと。

#### 〈解説〉

- 1 掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境、給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留法とすること。
- 2 勾配掘りの場合は、土質条件等に応じた適切な安定勾配で床掘すること。

### 3・2・3 埋戻し

- 1 道路内及び宅地内の埋戻しは、20cm以下の仕上り厚となるように、層ごとに十分締固め、陥没又は沈下等が生じないように施工すること。
- 2 管の底部は、凹凸が生じないように均し、碎石又は石塊等が管に接触しないように管の周囲を10cm以上の砂又は砂質土で保護すること。

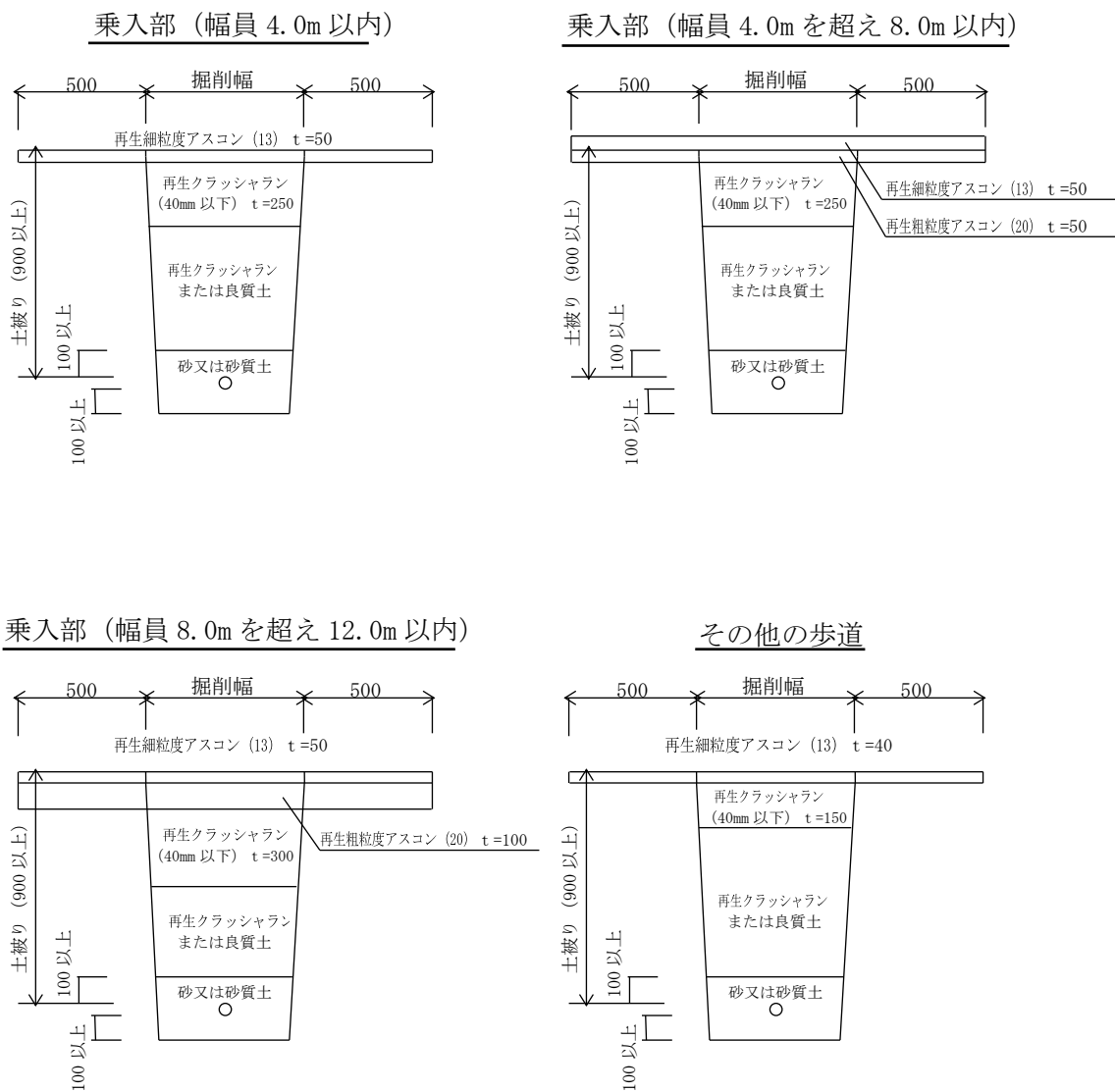
#### 〈解説〉

- 1 本復旧標準断面図（別図第31）を参照のこと。
- 2 (1) ポリエチレン管以外の管を布設する場合で、土質条件が良好な場合を除く。  
(2) 発生土による埋戻しは、掘上げた土砂のうち産業廃棄物及びその他の雑物を取り除いた良質の土砂をもって行うこと。

別図第31 <本復旧標準断面図>

1 国道4号、国道46号

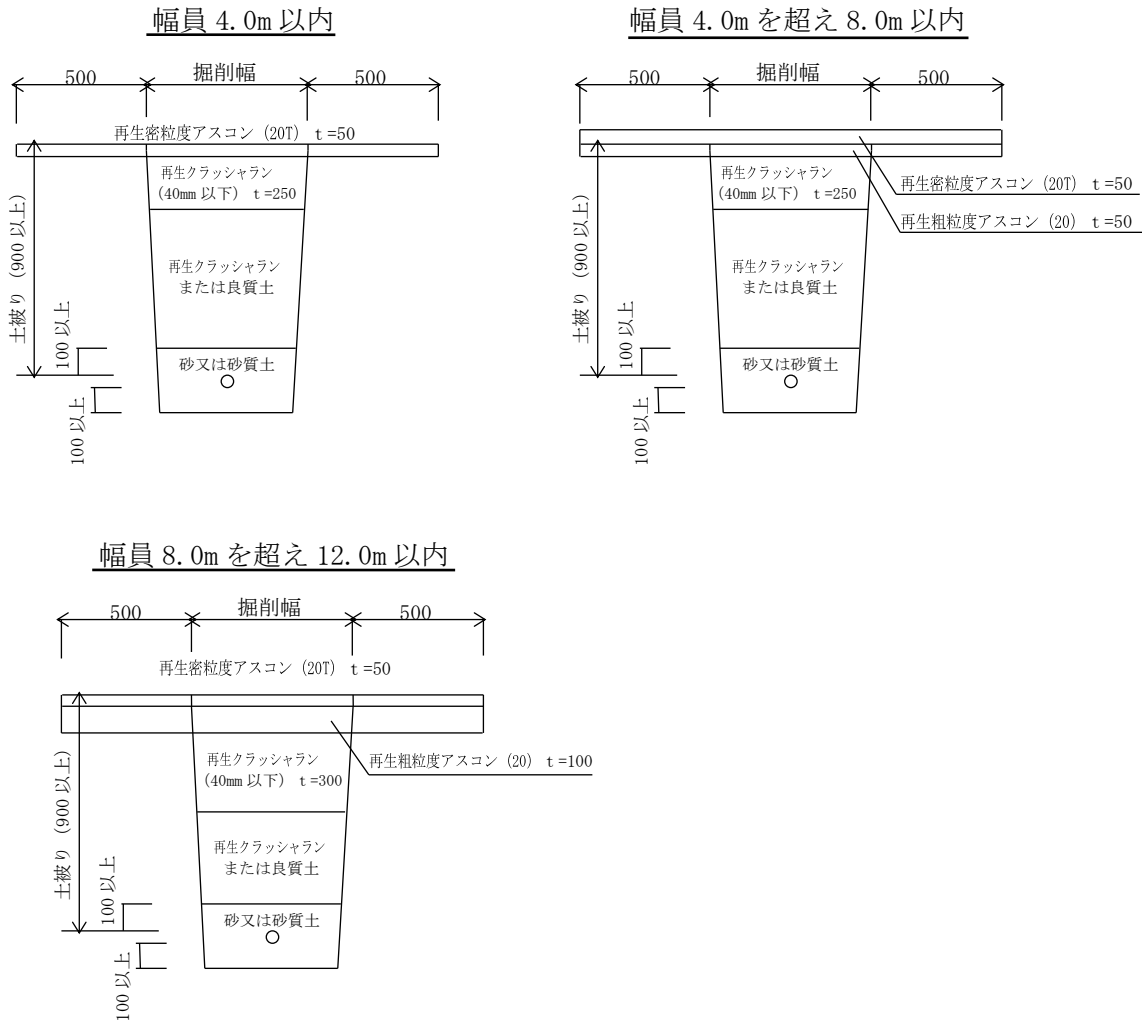
(1) 歩道



※1 ポリエチレン管以外の管を布設する場合で、土質条件の良好な場合は、管下の防護砂は必要ないものとする。

※2 舗装の影響幅は0.5mを標準とするが、舗装端までの残りの幅が1.2m未満の場合は、その幅を影響幅に含めること。

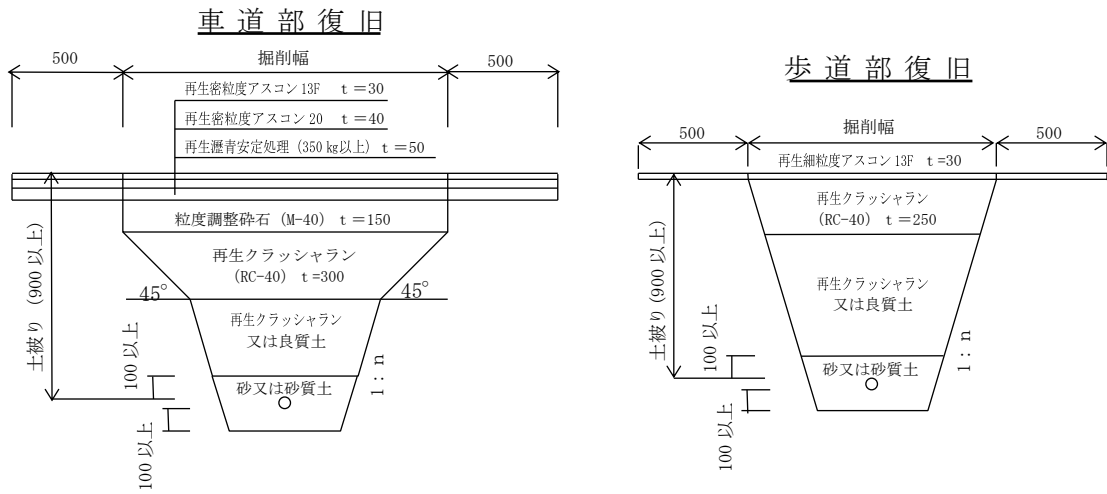
(2) 取付道路



※1 ポリエチレン管以外の管を布設する場合で、土質条件の良好な場合は、管下の防護砂は必要ないものとする。

※2 舗装の影響幅は0.5mを標準とするが、舗装端までの残りの幅が1.2m未満の場合は、その幅を影響幅に含めること。

## 2 岩手県管理の国道、主要地方道及び県道



※1 土質条件等に応じた適切な安定勾配で床掘すること。

ただし、特に地質の悪い地山の場合には、さらに緩い勾配とすること。

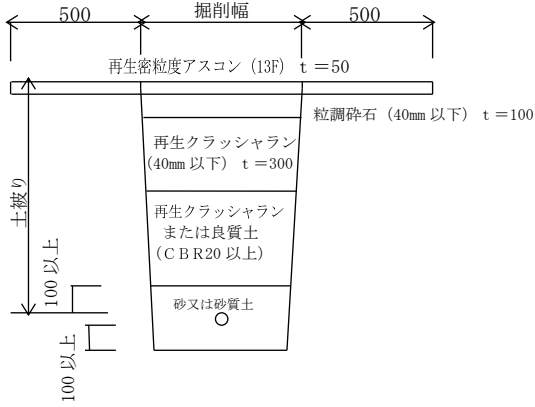
地山の種類	勾配 (1 : n)
岩盤又は堅い粘土 (N値 8 以上)	1 : 0.3
砂	1 : 1.5 以上
その他	1 : 0.5

※2 舗装の影響幅は0.5mを標準とするが、舗装端又は舗装縦目地までの残りの幅が1.5m未満の場合は、その幅を影響幅に含めること。

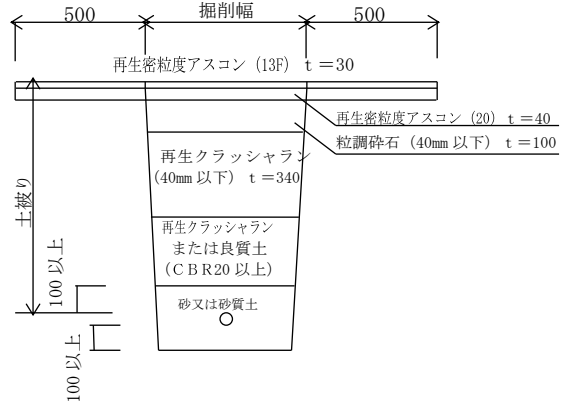
### 3 市道

#### (1) 標準

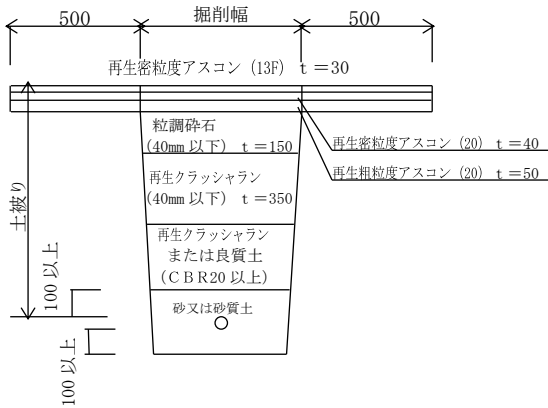
舗装幅員 5.0m 未満



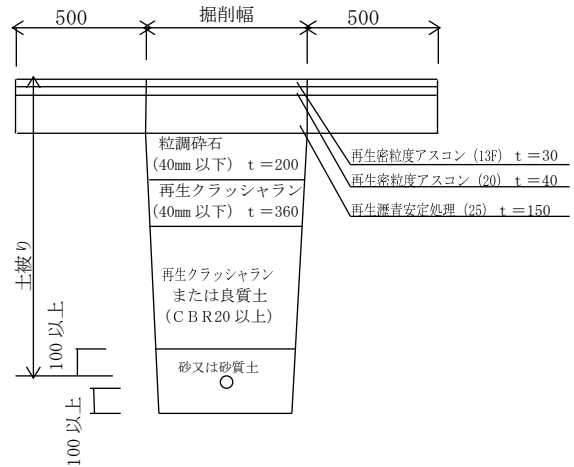
舗装幅員 5.0m 以上 8.0m 未満



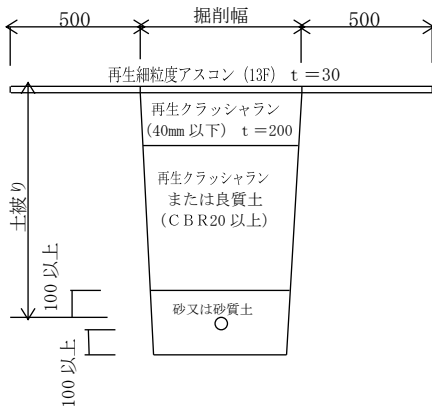
舗装幅員 8.0m 以上



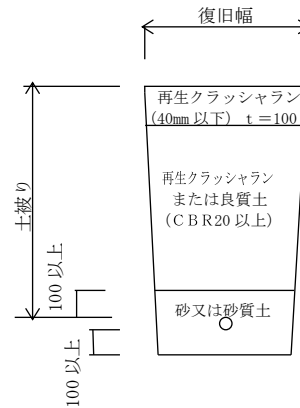
コンクリート舗装



歩道部復旧

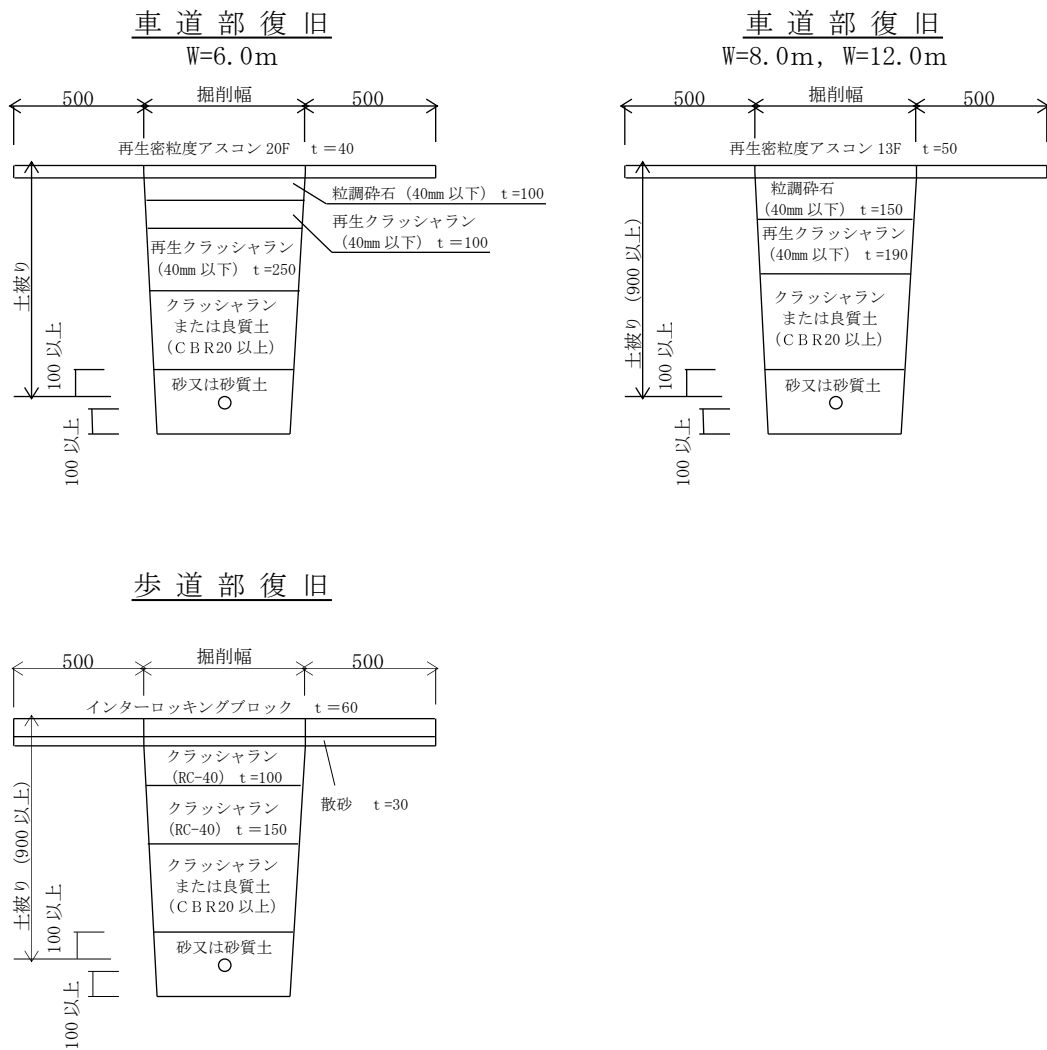


砂利道復旧



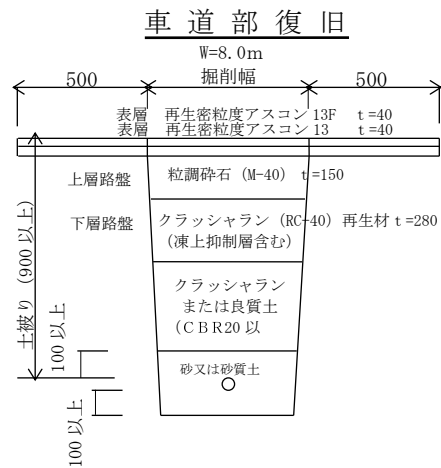
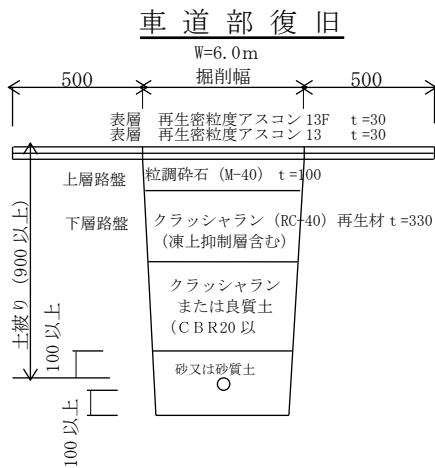
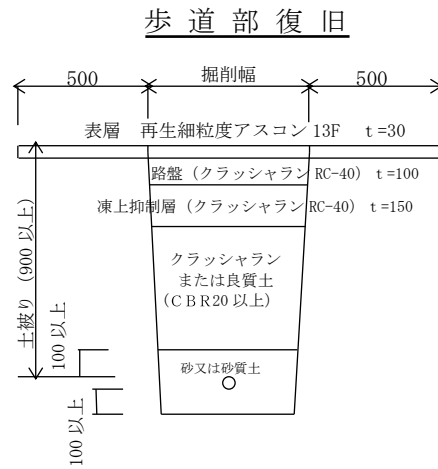
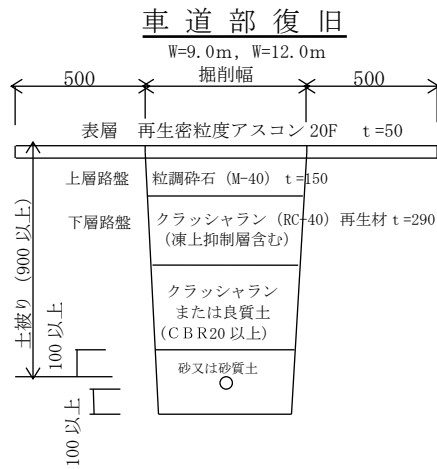
※ 舗装の影響幅は 0.5m を標準とするが、舗装端までの残りの幅が 1.2m 以下の場合、その幅を影響幅に含めること。

(2) 区画整理事業区域内（浅岸地区、太田地区）



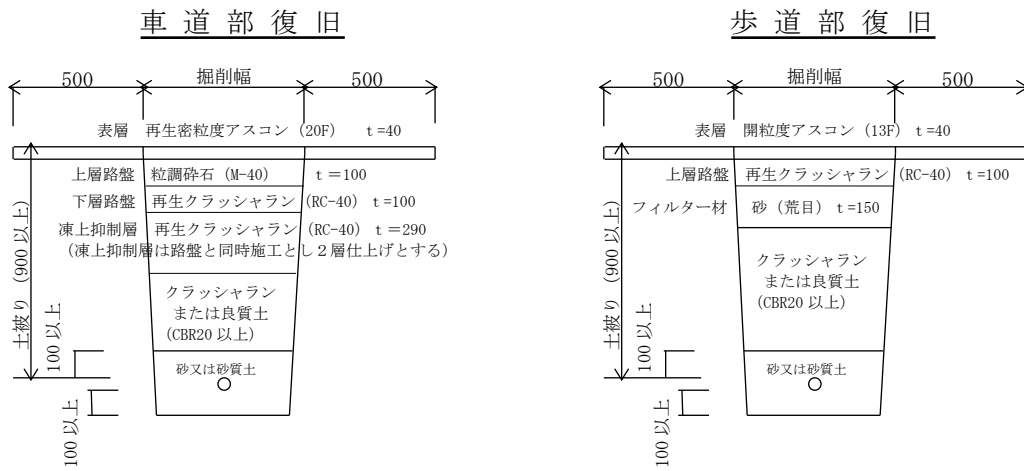
- ※1 上記に無い幅員の道路等については、別途確認すること。
- ※2 未舗装道路の復旧断面については、別途確認すること。
- ※3 舗装の影響幅は0.5mを標準とするが、舗装端までの残りの幅が1.2m以下の場合、その幅を影響幅に含めること。

(3) 区画整理事業区域内 (盛岡南新都市 (盛南開発))

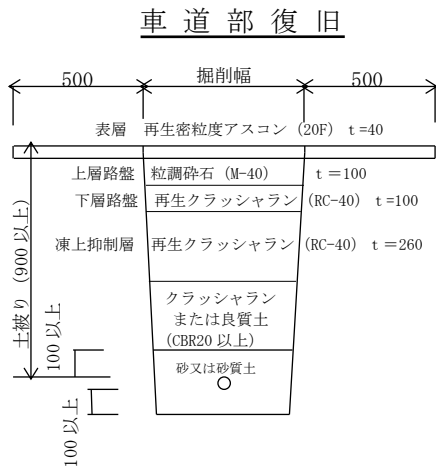


- ※1 上記に無い幅員の道路等については、別途確認すること。
- ※2 未舗装道路の復旧断面については、別途確認すること。
- ※3 舗装の影響幅は 0.5mを標準とするが、舗装端までの幅が 1.2m以下の場合は、その幅を影響幅に含めること。

※4 向中野 216・217・218・219 号線については、下図舗装構成により復旧すること。



(4) 区画整理事業区域内（都南中央第三地区、道明地区）



※1 上記に無い幅員の道路等については、別途確認すること。

※2 未舗装道路の復旧断面については、別途確認すること。

※3 舗装の影響幅は 0.5mを標準とするが、舗装端までの幅が 1.2m以下の場合、その幅を影響幅に含めること。

※4 歩道部については、施工区域により舗装構成が異なるため、盛岡南整備課に別途確認すること。



### 3・2・4 残土処理

給水装置工事の施行によって生じた建設発生土及び建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第 137号）及びその他の規定に基づき、工事事業者が責任を持って適正かつ速やかに処理すること。

〈解説〉

- 1 残土の搬出にあたっては、路面の汚損を防止するとともに、運搬路線は随時点検して路面の清掃を行うこと。また、必要に応じて散水し土砂及び粉塵を飛散させないように適切な措置を行うこと。

### 3・2・5 舗装の本復旧

- 1 道路の舗装の本復旧は、次のとおりとすること。
  - (1) 既設舗装部分への影響範囲に舗装切断機を使用し、周りが矩形になるように切断した後、本復旧標準断面図（別図第31）の舗装構成に従い施工する。
  - (2) 舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会）、舗装設計施工指針（日本道路協会）、舗装施工便覧（日本道路協会）、舗装設計便覧（日本道路協会）に準拠すること。
  - (3) 既設の区画線及び道路標示は、原状復旧する。
- 2 インターロッキングブロック又はカラー舗装等の特殊な舗装の本復旧は、当該道路管理者等の指示に従うこと。
- 3 舗装道路の本復旧は、埋戻し完了後速やかに行うこと。

〈解説〉

- 1 道路管理者等から別途道路占用許可条件を付されたときは、必ず遵守すること。

### 3・2・6 舗装の仮復旧

- 1 埋戻しを完了した後、舗装道路の本復旧を速やかに実施することが困難な場合は、仮復旧工事を行うこと。
- 2 仮復旧の表層材は、常温又は加熱アスファルト合材を用い、舗装厚は3 cm以上とし、これにより難しい場合は、道路管理者と協議すること。
- 3 既設の区画線及び道路標示は、仮復旧すること。
- 4 舗装の本復旧を行うまでは、常にパトロールを実施し、不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復を行うこと。

〈解説〉

- 1 道路管理者等から別途道路占用許可条件を付されたときは、必ず遵守すること。

### 3・3 給水管の分岐

#### 3・3・1 分岐工事を行う場合等の立ち会い及び届出

- 1 工事事業者が、配水管等からの分岐又は撤去工事等を行う場合は、管理者が現場で立ち会  
う。
- 2 工事事業者が、配水管等からの分岐又は撤去工事、洗管作業を伴う仕切弁先の工事及び凍結  
工法による工事を行う場合は、あらかじめ分岐等工事着手届（要領様式第13号）を1部提出す  
ること。
- 3 2の工事のうち、洗管作業を伴う配水管等からの分岐又は撤去工事、不断水工法による分岐  
工事、洗管作業を伴う仕切弁先の工事及び凍結工法による工事を行う場合は、分岐等工事着手  
届と併せて施工連絡票（要領様式第14号）を5部提出すること。
- 4 給水装置工事に伴い、仕切弁の操作が必要となる場合には、給排水課検査係にあらかじめ連  
絡をすること。

#### 〈解説〉

- 1 分岐工事又は撤去工事の立ち会いに関する指針（以下「指針」という。）第4に定める要件全  
てに適合する場合は、当該工事を適切に施工していることが確認できる資料の提出をもって、立  
ち会いに代えることとする。指針第4に定める要件は次のとおり。
  - （1）サドル付分水栓による分岐工事であること。
  - （2）分岐する配水管の種類はダクタイル鋳鉄管であること。
  - （3）事前調査により、埋設物の種類、布設位置、口径等が明確であること。
- 2
  - （1）施工希望日の前週の木曜日（木曜日が祝日等の場合には水曜日。）の午後3時まで、給  
排水課検査係に提出すること。
  - （2）断水を伴う給水装置工事を行う場合は、施工日について事前に給排水課検査係と調整する  
こと。
  - （3）日程調整を行い施工日が決定したならば、速やかに住民に周知等を行うこと。  
なお、直接関係する断水世帯等へ確実に周知するとともに、騒音、通行制限等を考慮して地  
区町内や周辺住民等へも広く周知すること。
- 3 施工連絡票には、施工箇所、断水範囲、操作仕切弁等を記入した住宅地図等及び給水装置工事  
設計図をA4の大きさに折りたたんで添付すること。
- 4 新たに私幹や給水装置を設置する場合でポリピッグ洗管が必要となる場合も、分岐等工事着手  
届及び施工連絡票を提出すること。
- 5 給水装置工事の通水を行う際、配水管、給水管の状況によっては、にごりが発生する場合があ  
ることから、必要に応じて上下水道局職員が仕切弁の操作を行う。
- 6 分岐工事の立ち合いで、仕切弁操作や洗管作業等を行う際に費用が発生する場合があるので、  
事前に給排水課検査係と打ち合わせること。

### 3・3・2 給水装置工事にし技能を有する者の施工・監督

工事業者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（規則第36条第1項第2号）

〈解説〉

1 給水装置工事にし技能を有する者とは、次のとおりである。

- (1) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の検定合格者。  
(旧：給水装置工事配管技能者講習会の修了者)
- (2) 公益財団法人給水工事技術振興財団が認定し発行する給水装置工事配管技能者証（旧：給水装置工事配管技能者認定証）の交付を受けた者。
- (3) φ75mm以上の管を布設する場合は、「盛岡市水道工事標準仕様書7章7-1」に定める技能者

### 3・3・3 給水管の分岐の際の留意事項

給水管の分岐にあたっては、次のことに留意すること。

- 1 サドル付分水栓又はバルブ付割T字管を取付ける部分の配水管等は、十分清掃すること。
- 2 サドル付分水栓は、栓を配水管等に対して垂直に取付けること。また、バルブ付割T字管は、ゴムリング等に滑材を塗布し、その取出し管を水平に取付けること。
- 3 サドル付分水栓又はバルブ付割T字管を取付ける場合は、異物が入らないようにし、ボルトは片締にならないように平均して締付けること。また、締付けるときは、サドル付分水栓又はバルブ付割T字管を無理に動かさないこと。
- 4 ダクタイル鋳鉄管からサドル付分水栓で分岐する場合は、穿孔端面に防食のためコアを装着すること。
- 5 サドル付分水栓は、電食及び腐食の防止のためにポリエチレンシートを使用し、サドル付分水栓全体を覆うように包み込み、確実に防食用ポリ塩化ビニル粘着テープにより密着及び固定すること。（別図第32）
- 6 耐震継手（GX形、NS形等）を使用した配水管から不断水工法で分岐する場合は、耐震型バルブ付割T字管を使用し、穿孔箇所に防食のためコアを装着すること。
- 7 非耐震継手（A形、T形及びK形等）を使用した配水管から不断水で分岐する場合は、バルブ付割T字管（非耐震型）を使用し、穿孔箇所に防食のためコアを装着すること。ただし分岐する配水管が高級鋳鉄管（CIP）の場合は不要とする。
- 8 バルブ付割T字管は、配水管等に取り付けた後、バルブが全開になっていることを確認し、

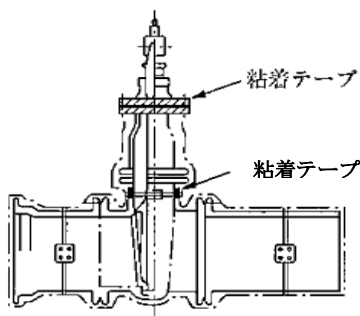
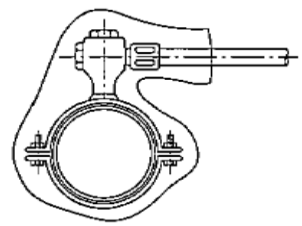
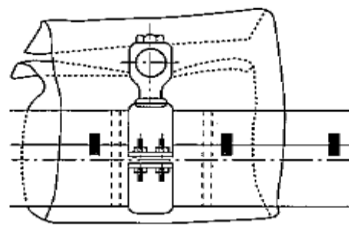
穿孔前に水圧テストを行うこと。この場合の水圧テストは、0.75MPaで10分間以上の保持を標準とする。

- 9 バルブ付割T字管又はT字管は、電食及び腐食の防止のために外面をポリエチレンスリーブで被覆し、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープにより確実に密着及び固定すること。
- 10 穿孔機は、工法に応じて適切なものを選定し、確実に取付けること。また、穿孔する場合に使用するドリルは、穿孔機の仕様及び配水管等の管種並びに管の内面処理に応じて適切なものを使用すること。
- 11 穿孔は、管の内面被膜等に悪影響を与えないように注意すること。
- 12 既設配水管から分岐する場合において、掘削範囲内に非耐震継手（A形、T形及び特殊押輪以外のK形）が露出した場合は、切落すかまたは離脱防止金具を設置すること。
- 13 既設配水管の継手が耐震継手（GX形、NS形等）である場合は、必ず切落すか伸縮防止金具を設置すること。なお、計画の段階で既設管の一体化長さを考慮した分岐位置とすること。（2・4・1〈解説〉（5）参照）
- 14 T字管又はチーズによる分岐は、分岐部分の標準配管図（別図第8）によるものとし、管の切断加工及び接合等は、配水管等の管種に適した機械器具を使用すること。

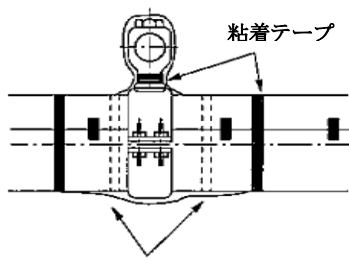
〈解説〉

- 1 給水管の分岐にあたっては、ガス管等の水道以外の管と誤って接続しないように、明示テープ、消火栓又は仕切弁等の位置の確認、試掘等により当該配水管等であることを確認して施工すること。

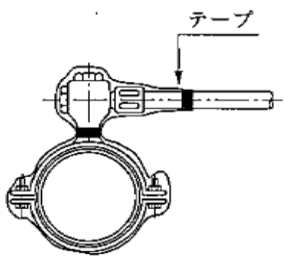
別図第32 <サドル付分水栓等の外面防食>



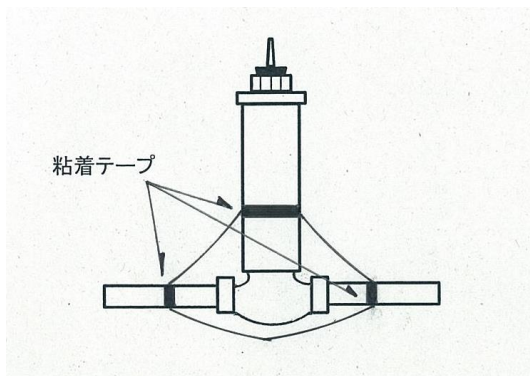
仕切弁



粘着テープ



サドル付分水栓



管理用止水栓

### 3・4 配管

#### 3・4・1 配管施工上の留意事項

配管の施工にあたっては、次のことに留意すること。

- 1 管に外傷又は亀裂を生じさせないように、ていねいに取扱うこと。
- 2 管の布設に際しては、管内部に土砂等が流入しないようにすること。
- 3 管の接合は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）によるほか、管種、使用する継手、施工環境、施工技術等を勘案して、最も適切な接合方法を選択すること。
- 4 管の切断、加工、接合等は、管種に適した機械器具を用いて施工すること。
- 5 鋳鉄管の切断面には、腐食や赤錆の発生防止のため、水道用ダクタイト鋳鉄管合成樹脂塗料（JWWA K 139）に適合した塗料を塗布し、所定の乾燥時間（別表第21）を確保すること。
- 6 鋳鉄直管を切断して使用する場合は、施工上やむを得ない場合を除き、長さを1 m以上とすること。
- 7 工事の中断時又は一日の工事終了後には、管の端にプラグ等で栓止めをし、汚水等が流入しないようにする等、衛生面に十分注意すること。
- 8 管が構造物の基礎又は壁等を貫通する場合は、配管スリーブ等を設け、スリーブと管の間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。（別図第33）
- 9 配管は、先上がり配管とし、露出の横走り配管については1／100以上の勾配とすること。
- 10 立ち上がり管及び横走り管は、屈曲部のほか直線部分についても支持金具等で1～2 mの間隔で固定すること。また、支持金具等は、他の金属と接触することのないようにすること。
- 11 水圧又は水撃作用等により給水管が離脱するおそれのある箇所には、適切な離脱防止の措置を施すこと。
- 12 管布設の際は、鋳鉄管及び仕切弁等の付属設備について、電食及び腐食の防止のために外面をポリエチレンスリーブで被覆し、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ及びゴムバンドで確実に密着及び固定すること。また、管軸方向のスリーブのつなぎ部分は、確実に重ね合わせること。（別図第34）
- 13 管の接合は、それぞれの管種や継手に応じた施工要領（日本ダクタイト鉄管協会等）に基づき行うこと。
- 14 ダクタイト鋳鉄管の継手接合終了後は、全部のボルトが規定の締付けトルクに達しているかトルクレンチを用いて確認し、「継手チェックシート」を検査申込みの際に提出すること。また、給水装置工事しゅん工図とは別に継手No.を表示した平面図・配管図を作成し、併せて提出すること。
- 15 ダクタイト鋳鉄管を配管する場合は、ポリピッグ洗管を行うこと。（概ね10m以上の場合）
- 16 防護管を布設する場合は、土砂等が流入しないように端部を処理すること。
- 17 改造工事等により不要となった既設配管を撤去とする場合には、「堀上撤去」または「残

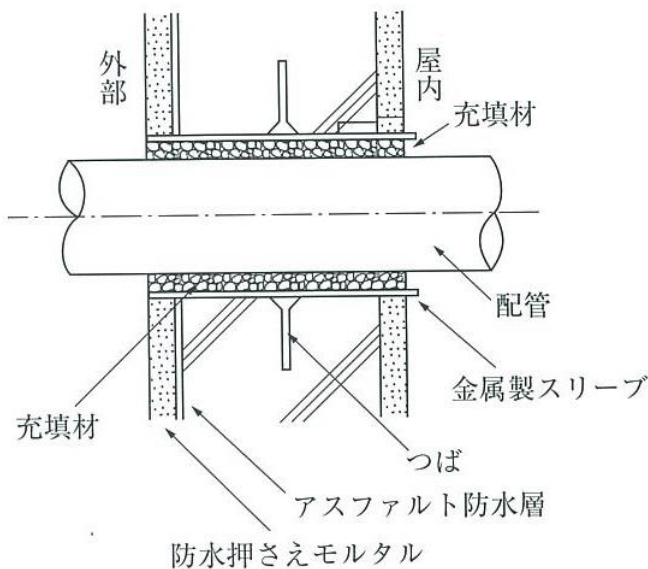
置」としゅん工図に記載するとともに、申請者及び土地所有者にその状況を十分説明すること。

〈解説〉

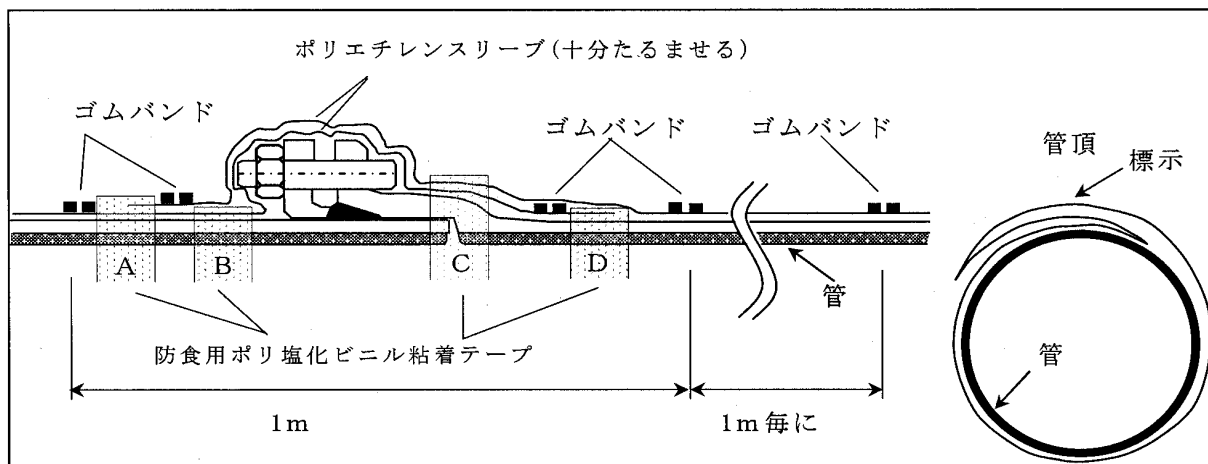
- 3 (1) 生曲げ配管を行う場合に、トーチランプ等の炎をあてて曲げ加工をしないこと。
  - (2) 曲げ配管が不適切な場合は、エルボを使用すること。
  - 14 「継手チェックシート」については、「10 参考資料」を参照のこと。
  - 17 将来の土地利用等で問題が発生しないよう、適切に対処すること。特に他人の土地に埋設されている管を撤去する場合に留意すること。
- 別表第22 <乾燥時間>

気温	乾燥時間
10℃	30分以上
20℃・30℃	15分以上

別図第33 <配管スリーブの設置>



別図第34 <ポリエチレンスリーブ施工図>



※1 ポリエチレンスリーブは、铸铁管に密着させて折り重ね部（3重部）及び標示部が管頂にくるようにすること。

- ※2 管の継手部分等においては、ポリエチレンスリーブを十分にたるませること。
- ※3 ポリエチレンスリーブ端部となるA・D及びB・Cは、ゴムバンドの他、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープでしっかり固定し、地下水の浸入を防止すること。
- ※4 直管部は、1 mごとにゴムバンドで固定すること。



### 3・4・2 撤去工事の施工

撤去工事は、次によること。

- 1 給水管の分岐部分がチーズ、T字管又はバルブ付割T字管の場合は、当該チーズ、T字管又はバルブ付割T字管を撤去し、直管に布設替えすること。ただし、これによりがたい場合は、管理者と協議すること。
- 2 給水管の分岐部分がサドル付分水栓の場合は、当該分水栓を閉とし、給水管との継手部分を取外し、上部と側部のキャップ止めを行うこと。
- 3 給水管の分岐部分が建込式分水栓の場合は、コマで閉栓した後に上部を取外し、キャップ止めを行うこと。
- 4 撤去後は、電食及び腐食の防止のために管及びサドル付分水栓等の外面をポリエチレンスリーブで被覆し、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ及びゴムバンドで確実に密着及び固定すること。
- 5 撤去工事により不要となった既設配管を存置する場合には、しゅん工図に記載するとともに申請者及び土地所有者にその状況を十分説明すること。

〈解説〉

- 1 不要となった給水装置を放置することは、配水管等への水質の影響、漏水事故等を引き起こすおそれがあることから、配水管等の分岐部から撤去すること。
- 5 将来の土地利用等で問題が発生しないよう、適切に対処すること。特に他人の土地に埋設されている管を撤去する場合に留意すること。

### 3・5 弁、栓、メーター及び筐等の設置

#### 3・5・1 仕切弁、止水栓及び筐の設置

仕切弁、止水栓及び筐の設置は、次によること。

##### 1 仕切弁及び筐の設置

- (1) 仕切弁は、底部に仕切弁台を設置のうえ、前後の給水管の管種に適した継手で接合するものとし、垂直に設置する。(別図第35)
- (2) 仕切弁筐は、基礎を十分締固め、仕切弁筐台を設置し、その上に筐を設置する。(別図第35)
- (3) 仕切弁筐は、スピンドルが中心にくるように据付け、かつ据付高さは地盤高に合わせる。
- (4) 仕切弁筐は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差を5mm以内とすること。

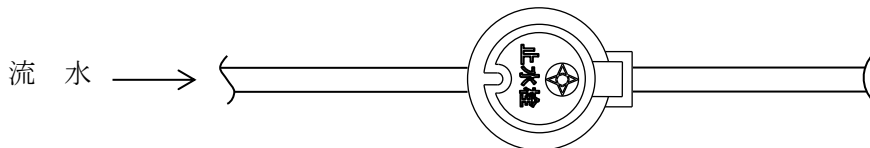
##### 2 管理用止水栓及び筐の設置

- (1) 止水栓は、前後の給水管の管種に適した継手で接合するものとし、垂直に設置する。
- (2) 止水栓筐は、基礎を十分締固めて設置し、スピンドルが中心にくるように据付け、かつ据付高さは地盤高に合わせる。
- (3) 電食等の恐れのある場所においては、管理用止水栓をポリエチレンシートで覆うように包み込み、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープで確実に密着及び固定する。
- (4) 止水栓筐の蓋の向きは、流水方向を標準とする。(下図参照)
- (5) 予定栓とする場合、キャップ止は行わず流出側をビニールテープ巻きとする。

- 3 メーター直結止水栓は、メーター前後の標準配管図(別図第15)のとおり接合し、水平に設置する。

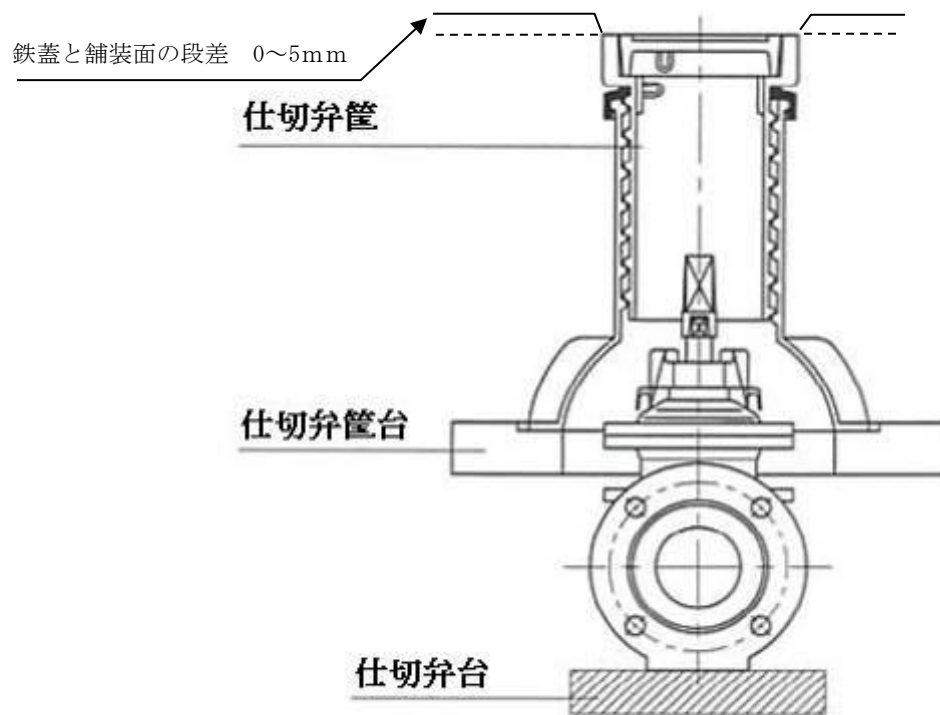
〈解説〉

- 1 (1)仕切弁筐については、給水装置工事の指定材料一覧表(別表第11)を参照のこと。
- 2 (2)止水栓筐には、スピンドルが中心にくるようにスペーサーを使用すること。  
その際、スペーサーはスピンドル上部から10cm程度に設置すること。(下図参照)



- (5)通水が確認できるようにしておくこと。

別図第 35 <仕切弁標準図>



### 3・5・2 メーター及びメーターボックスの設置

メーター及びメーターボックスの設置は、次によること。

- 1 メーターを取付ける前に管内を洗浄し、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認して水平に設置すること。
- 2 電子メーターの遠隔指示装置への電送のための配線は、合成樹脂の可とう管に入れ、水等の侵入を防止すること。
- 3 メーターボックスは、水平に設置し、据付高さは地盤高に合わせること。
- 4 メーターボックス内に土砂が流入しないように、土留板等でふさぐこと。
- 5 メーターボックス蓋の裏面には、水栓番号等を明記すること。(別図第 36)
- 6 メーターの逆取付や不進行を回避するため、
  - ① 通止水に伴うメーターパイロットの回転・停止を確認すること。
  - ② 通水によりメーター指針が順(正)進することを確認すること。

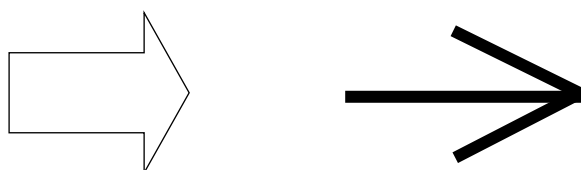
〈解説〉

- 1 メーターボックスの中に雨水等が流入しないように、地盤高より低くしないこと。
- 2 メーターボックスが凍上等により浮き上がらないように、設置する地盤及びメーターボックスの周囲を十分につき固めること。また、メーターボックスの接合部(調整枠、底板)から土砂が侵入しないように、プッシュリベットでしっかり連結すること。(別図第 37)
- 3 メーターボックス上をやむを得ず車両が通行するような場合は、鉄製蓋等の使用も検討すること。

別図第 36 <メーターボックス蓋裏面図>



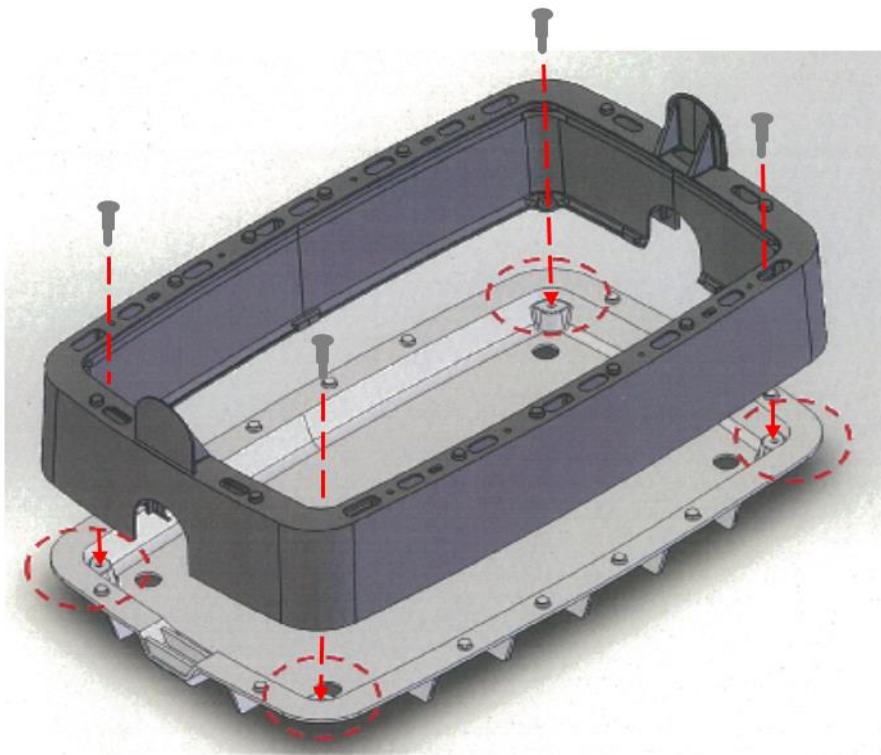
- ※ 共同住宅の場合は、水栓番号のほかに部屋番号を記載すること。
- ※ 流水方向を表示すること。(右側または左側に記載すること)
- ※ 矢印の記載例



別図第 37

メーターボックスの調整枠と底板の連結について

プッシュリベットで、確実に連結すること。



### 3・6 給水管等の明示

#### 3・6・1 給水管等の明示

給水管等の明示は、次によること。

##### 1 給水管の明示

- (1) 道路内にφ50mm以上のダクタイル鋳鉄管を布設する場合は、他の埋設物との誤認及び事故回避のため、明示テープを貼る。
- (2) 道路内にφ50mm以上の給水管を布設する場合は、埋設標識シート標準断面図（別図第38）により、車道・歩道共に土被り60cm程度の位置（下層路盤の下側等）に埋設標識シートを設置する。
- (3) 道路内にφ20～50mmの高密度ポリエチレン管を布設する場合は、管上部に管探知ワイヤを設置する。設置する区間は、分岐箇所からメーターボックス内のメーター直結止水栓手前までとする。
- (4) 給水管の分岐位置は、3点以上のオフセット測量を行い、位置を明らかにする。
- (5) 敷地が広く、将来の給水装置の維持管理に支障をきたすおそれがある場合は、給水管の埋設位置について3点以上のオフセット測量を行い、位置を明らかにする。また、この場合、明示杭も併せて設置することが望ましい。

2 管理用止水栓、仕切弁、消火栓、排水弁、空気弁等は、3点以上のオフセット測量を行い、位置を図面上で明らかにする。

##### 3 バルブ付割T字管の埋設表示

市道内にバルブ付割T字管を設置する場合は、他工事によるバルブ付割T字管の破損防止のため、バルブ上端に埋設表示を設置する。

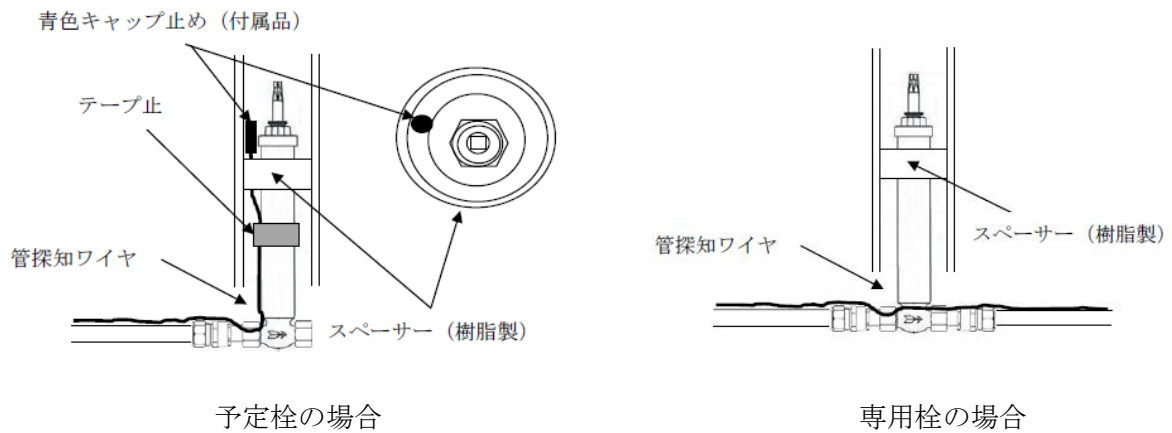
〈解説〉

1 (2) 埋設標識シート標準断面図（別図第38）を参照のこと。

- (3) 管探知ワイヤは、予定栓やメーターボックスまで設置し、予定栓の場合はワイヤ設置が確認できるようにスリット部から上に出し、ワイヤ端部を青色キャップ止め（付属品）とすること。メーターボックスの場合は内部からワイヤ設置が確認できるようにワイヤ端部を青色キャップ止め（付属品）とすること。ワイヤをスピンドル等に何重にも巻かないこと。

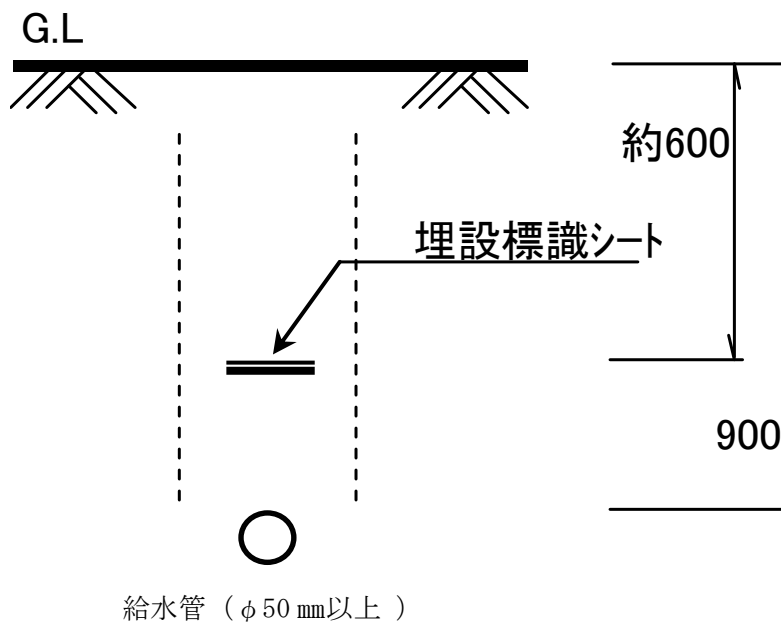
（下図参照）

上から青色キャップ止めが確認できること。

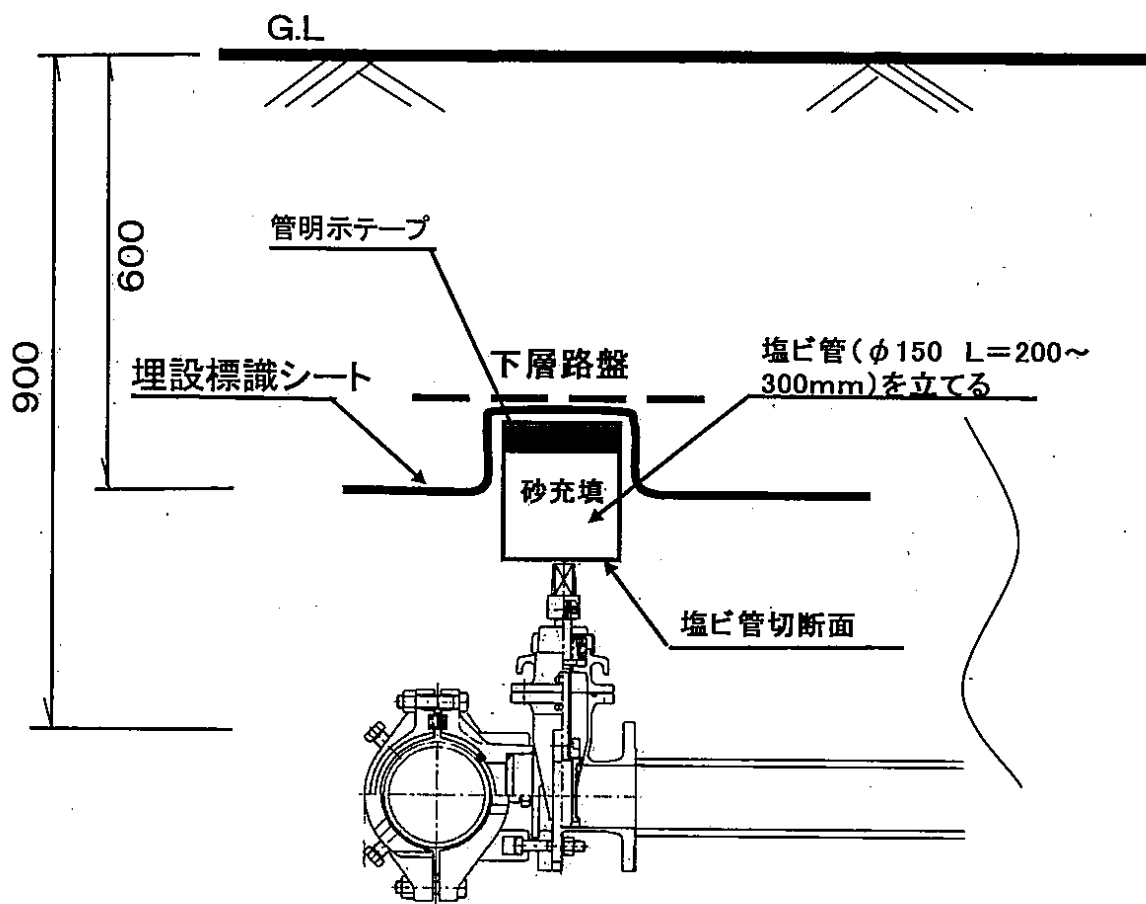


- 2 予定栓を設ける場合は、止水栓の位置を明確にするために水色の明示杭を設置することが望ましい。
- 3 バルブ埋設表示の設置参考図（別図第 39）を参照のこと。

別図第 38 <埋設標識シート標準断面図>



(不断水バルブが仕切弁タイプ, 埋設深さ0.9m)



- ※1 埋設標識シートの土被りは、600 mm以上確保すること。
- ※2 道路路盤の中に塩ビ管及び埋設標識シートを設置しないこと。
- ※3 設置対象道路は、市道とする。市道以外については設置しないこと。



## 4 申込み等の手続と設計審査

### 4・1 申込み等の手続と設計審査

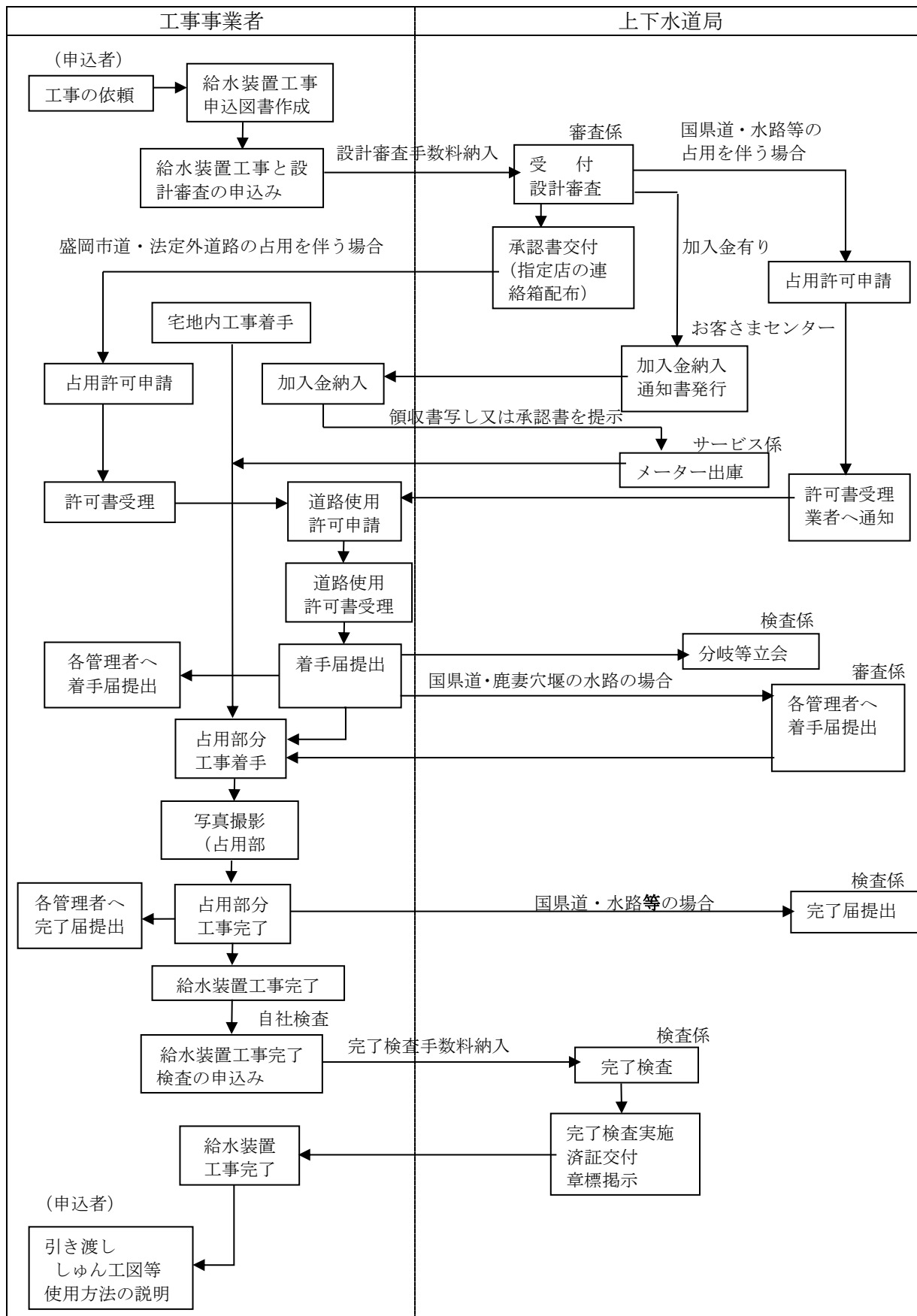
#### 4・1・1 給水装置工事の手続

- 1 給水装置工事の手続は、給水装置工事の手続フロー（別図第40）のとおりである。
- 2 工事事業者は、給水装置工事台帳チェックリスト（参考）（別表第22）等を作成し、手続状況を確認すること。

#### 〈解説〉

- 1 給水装置工事の申込み手続等は、工程管理の中で重要であることから、申請等に漏れのないように、給水装置工事台帳チェックリスト等を作成し、手続状況等の確認に努めること。

別図第40 < 給水装置工事の手続フロー >



※ 中高層建物直結給水の場合は、給水装置工事の申込み前に、事前協議が必要となります。

別表第22 <給水装置工事台帳チェックリスト(参考)>

申請者名 申請地	工事発注会社 建築工程調整確認日	工事担当主任技術者名	工事着手 竣工予定日	工事種別 (申請件数)	工事内容	部分施行 提出月日	工事申請		工事承認			工事着手		工事完了		竣工検査	
							月日	確認印	栓種番号(收受番号)	月日	確認印	月日	月日	月日	月日	確認印	
				新設 (件)	臨時給水 (有り・無し)												
				改造 (件)	加入金 (有り・無し)												
				撤去 (件)	道路占用 (有り・無し)												
					工事負担金 (有り・無し)												
				新設 (件)	臨時給水 (有り・無し)												
				改造 (件)	加入金 (有り・無し)												
				撤去 (件)	道路占用 (有り・無し)												
					工事負担金 (有り・無し)												
				新設 (件)	臨時給水 (有り・無し)												
				改造 (件)	加入金 (有り・無し)												
				撤去 (件)	道路占用 (有り・無し)												
					工事負担金 (有り・無し)												
				新設 (件)	臨時給水 (有り・無し)												
				改造 (件)	加入金 (有り・無し)												
				撤去 (件)	道路占用 (有り・無し)												
					工事負担金 (有り・無し)												
				新設 (件)	臨時給水 (有り・無し)												
				改造 (件)	加入金 (有り・無し)												
				撤去 (件)	道路占用 (有り・無し)												
					工事負担金 (有り・無し)												

#### 4・1・2 給水装置工事の申込み

- 1 給水装置工事をしようとする者は、給水装置工事申込書に必要な書類を添付して申し込むこと。  
申込みに必要な書類は、次のとおりである。
  - (1) 給水装置工事申込書（施行規程様式第1号）
  - (2) 給水装置所有者変更届（施行規程様式第18号）
  - (3) 給水装置共同所有者届（要領様式第1号）
  - (4) 給水装置工事申込者代理人選定届（施行規程様式第4号）
  - (5) 特別計量栓撤去誓約書（要領様式第2号）
- 2 申込みを省略できる給水装置工事に該当する場合を除く。

#### 〈解説〉

- 1 給水装置工事の申込みは、工事の委任を受けた工事事業者が行うこと。
  - (1) 業態については、盛岡市水道給水装置の用途の認定基準を参考に記入すること。（「10 参考資料」を参照のこと。）
  - (2) 給水装置所有者が変更となる場合、又は変更となっていたが届出されていなかった場合に提出すること。（施行規程第18条）
  - (3) 給水装置の一部又は全部を共同所有する場合に提出すること。
  - (4) 給水装置工事の申込者が市内に居住しない場合に提出すること。
  - (5) 特別計量栓の工事を申込み場合に提出すること。
- 2 申込みを省略できる給水装置工事については、「4・2 申込みを省略できる給水装置工事」を参照のこと。
- 3 漢字は楷書とする等、文字等は明瞭に記入すること。

#### 4・1・3 給水装置工事設計審査の申込み

- 1 工事事業者が、給水装置工事の設計審査を受けようとする場合は、給水装置工事の申込みと同時に、給水装置工事設計審査申込書のほか必要な書類に設計審査手数料を添えて申し込むこと。
- 2 申込みに必要な書類は、次のとおりである。
  - (1) 給水装置工事設計審査申込書（施行規程様式第5号）
  - (2) 給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第3号）
  - (3) 給水装置工事設計図（要領様式第25号）
  - (4) 給水装置工事使用材料一覧表（要領様式第4号（その1））
  - (5) 加入金納付書送付先届（要領様式第5号）
  - (6) 占用許可申請用図書（要領様式第27号等）

- (7) 給水装置の水利計算書及び計画一日使用水量算定資料
- (8) 給水装置の分岐同意書の写し
- (9) 給水装置の土地使用同意書の写し
- (10) 占用許可書の写し
- (11) 中高層建物直結給水事前協議回答書の写し
- (12) その他管理者が必要と認めた書類

〈解説〉

- 1 ア 午前9時から午後3時までに給排水課審査係に申し込むこと。
  - イ 申請にあたっては最新の様式を使用すること。
- 2 (1) 業態については、盛岡市水道給水装置の用途の認定基準を参考に記入すること。（「10 参考資料」を参照のこと。）
  - (2) ア 給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第3号）は、管理者が印刷作製したものを使用すること。
    - イ 設計審査手数料は、「1・6 加入金・手数料」を参照のこと。
  - (3) 給水装置工事設計図の作成方法は、「6 給水装置工事図の作成」を参照のこと。
  - (4) ア 分岐からメーターまでの使用材料一覧表（その1）を提出すること。
    - イ なお、メーター先に特殊な給水用具を使用する場合は、認証品であることを証する書類を添付すること。
  - (5) ア 給水装置の新設又は増径（給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。）する場合に提出すること。
    - イ 加入金は、「1・6 加入金・手数料」を参照のこと。
  - (6) 道路・水路等を占用する場合に提出すること。
 

ただし、法定外道路、盛岡市道及び河川水路で盛岡市建設部河川課所管のものは個人申請となるので、確認用図面(占用許可申請図)の提出とする。

    - ア 占用許可申請図の作成方法及び提出部数等については、「7 占用許可申請図の作成」を参照のこと。
    - イ 工程上の理由等により給水装置工事設計審査の申込みと別に提出する場合は、施工日程に合わせて提出すること。その場合は、給水装置工事承認書の写しを添付すること。
    - ウ メーター先の占用申請は申請者から直接、各管理者へ提出すること。
- (7) 水利計算は最高地点と最遠地点からの損失水頭を計算し、大きい方を提出する。
  - (7) ア 次の場合は水利計算書の提出を省略することができる。
    - (ア) 給水栓数や給水栓の高さ、給水管の延長が標準的な2階建て以下の直結直圧式の戸建て住宅等。
    - (イ) 2階に直圧式トイレ（作動水圧0.05MPaを超えないもの）を設置する場合。

(ただしその場合は、作動水圧を確認できる資料(カタログ、仕様書等)を提出すること。

(ウ) その他管理者が省略を認めた場合

イ 2階に作動水圧0.05MPaを超えるトイレ(直圧式トイレ、フラッシュバルブ式トイレ、センサー式トイレ等)を設置する場合は、水理計算を行うこと。

(8)、(9)「1・5 給水装置工事の施行」の第2項に該当する場合に提出すること。

(10) メーター先における宅地内の道路又は水路等の占用を伴う場合は、その占用の許可書の写しを提出すること。

(12)「4・1・11 給水装置工事の事前着工」に基づき部分施行を行った場合は、その承認書の写しを提出すること。

3 漢字は楷書とする等、文字等は明瞭に記入すること。

4 「鉛製給水管布設替え工事費補助金」「私設配水管等設置費補助金」「給水装置工事資金融資」の申込みは、工事の承認後に行うこと。ただし、「盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱」第2第5号の規定による軽微な修繕工事は除く。

#### 4・1・4 給水装置工事及び給水装置工事設計審査の一括申込み

給水装置工事の申込み及び給水装置工事設計審査の申込み(以下「給水装置工事等の申込み」という。)については、次のとおり一括申込みができる。

1 連合栓となる集合住宅等(事務所・テナント等を含む)の場合

(1) 次の全てに該当する場合は、一括申込みができる。

ア 申込者及び工事事業者がそれぞれ同一であること。

イ 一棟ごとの申込みであること。

ウ 同時に検査を受けるものであること。

(2) 給水装置工事等の申込みは、「4・1・2」及び「4・1・3」によるほか、次のとおりとすること。

ア 給水装置工事申込書及び給水装置工事設計審査申込書は、各一通にまとめて記載する。

イ 給水装置工事一覧表(要領様式第6号)を添付する。

ウ 加入金納付書送付先届は、新設及び改造工事ごとに各一通にまとめて記載する。

エ 給水装置工事設計審査手数料内訳書(要領様式第3号)は、給水装置工事の設計審査手数料区分別にまとめて記載する。

2 同一場所で臨時用と一般用の給水装置が必要な場合

(1) 次の全てに該当する場合は、一括申込みができる。

ア 申込者及び工事事業者がそれぞれ同一であること。

イ 一般住宅又は集合住宅等(事務所・テナント等を含む)の申込みであること。

ウ 配水管等からの分岐が一箇所の申込みであること。

エ メーター口径が、臨時用と一般用で同一であること。

(2) 給水装置工事等の申込みは、1 (2) の規定を準用する。ただし、単独栓の場合は、給水装置工事一覧表の添付を不要とする。

(3) 一般用の工事は臨時用の工事の完了検査前であっても着手できる。

### 3 複数の予定栓を設ける場合

(1) 次の全てに該当する場合は、一括申込みができる。

ア 申込者及び工事事業者がそれぞれ同一であること。

イ 宅地開発等で、設置場所が近接していること。

ウ 同時に検査を受けるものであること。

(2) 給水装置工事等の申込みは、1 (2) ア、エの規定を準用するほか、予定栓一覧表（要領様式第7号）を添付すること。

〈解説〉

2 臨時用又は一般用とは、給水装置工事申込みにおける用途区分が、臨時用又は一般用である工事をいう。（条例第28条第1項第2号参照）

(3) ア 便宜上、申込みについて一括して受付けて承認するものであるが、臨時用の工事の完了検査前であっても、次の改造工事に着手できることとする。

イ 臨時用の検査はしゅん工後速やかに受けること。

### 4・1・5 設計審査

「4・1・2」及び「4・1・3」に規定する給水装置工事等の申込みにより提出された書類が、条例、施行規程、本要領等に適合しているか審査する。

〈解説〉

1 給水装置の構造および材質が、政令第6条の基準に適合していることを審査する。

2 給水装置の配水管の取付け口から水道メーターまでの材料、工法、工期その他の工事上の条件に関する指定事項に適合していることを審査する。

3 給水装置工事の申込みに必要な書類及び図面等が、適正であるか審査する。

### 4・1・6 給水装置工事及び給水装置工事設計審査の承認

1 管理者は、給水装置工事の申込みが設計審査の結果適当と認めるときは、給水装置工事承認書を申込者に交付する。

2 管理者は、給水装置工事設計審査の申込みが設計審査の結果適当と認めるときは、給水装置工事設計審査承認書を工事業者に交付する。

〈解説〉

- 1 給水装置工事承認書は、工事の委任を受けた工事事業者に交付するが、申込者に引き渡すこと。

#### 4・1・7 主任技術者の変更の届出

工事事業者は、給水装置工事設計審査承認書の交付を受けた後に、当該給水装置工事の主任技術者を変更したときは、給水装置工事主任技術者変更届（要領様式第19号）を提出すること。

〈解説〉

- 1 給排水課検査係に提出すること。

#### 4・1・8 設計変更の場合の給水装置工事設計審査の申込み

- 1 工事事業者は、給水装置工事設計審査承認書の交付を受けた後に、次のいずれかの設計変更をしようとする場合は、当該給水装置工事の着手前に、再度給水装置工事設計審査の申込みをすること。

- (1) 給水方式を変更する場合
- (2) 配水管等からの分岐位置を、2 mを超えて変更する場合
- (3) 配水管等からの分岐工法又は口径を変更する場合
- (4) メーター位置を、2 mを超えて変更する場合
- (5) メーター口径を変更する場合
- (6) 分岐対象管を変更する場合
- (7) 用途区分を変更する場合
- (8) 配管経路または配管方法を変更する場合
- (9) 2階のタンク式トイレを、直圧式トイレに変更する場合
- (10) 特殊器具を追加する場合
- (11) その他管理者が必要と認めた場合

- 2 工事事業者は、給水装置工事設計審査申込書のほか、必要な書類に給水装置工事の設計審査手数料を添えて申し込むこと。

申込みに必要な書類は、次のとおりである。

- (1) 給水装置工事設計審査申込書（施行規程様式第5号）
- (2) 給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第3号）
- (3) 給水装置工事設計変更図（要領様式第25号）
- (4) 給水装置工事使用材料一覧表（要領様式第4号（その1））
- (5) その他管理者が必要と認めた書類

〈解説〉

- 1 工事完了日の変更がある場合にはその旨を記載すること。



(2) 施工前に審査係と協議すること。

(8) 先分岐方式をヘッダ方式に変更する場合、またはヘッダ方式を先分岐方式に変更する場合を含む。

(9) 申込み時に、水理計算書を添付すること。なお、最低必要水圧が0.05MPaである直圧式トイレに変更する場合は、タンク式トイレと同等の取り扱いとし設計変更は不要とするが、事前に資料（カタログ、仕様書等）を提出すること。

2 午後3時までに給排水課審査係に申し込むこと。

(4) 使用材料が変更となる場合に提出すること。

(5) ア 加入金が増減する場合

(ア) 当初の加入金が納付済みのときは加入金納入通知書兼領収書の写しを、未納のときは加入金納付書を添付すること。

(イ) 変更後の加入金納付書送付先届（要領様式第5号）を添付すること。

イ 加入金が不要となる場合

加入金が納付済みのときは加入金納入通知書兼領収書の写しを、未納のときは加入金納付書を添付すること。

#### 4・1・9 給水装置工事の取消し

1 申込者が承認を受けた給水装置工事を取り消したい場合は、給水装置工事取消届（施行規程様式第3号）に当該給水装置工事の給水装置工事承認書及び給水装置工事設計審査承認書を添えて提出すること。

2 申込者が承認を受ける前に給水装置工事を取り消したい場合は、給水装置工事申込取消届（要領様式第22号）を提出すること。

〈解説〉

1 加入金を伴う給水装置工事については、加入金が納付済みのときは加入金納入通知書兼領収書の写し及び加入金還付申出書を、未納のときは加入金納付書を添付すること。

#### 4・1・10 占用許可の変更及び取消し

1 工事事業者は、給水装置工事の工期延期又は設計変更等の理由により、管理者の取得した占用許可の内容を変更する場合は、その旨を管理者に報告し、占用許可変更（取消）願（要領様式第23号）、占用許可申請函（要領様式第27号）等を速やかに提出すること。

2 工事事業者は、給水装置工事の取消し又は工期延期等の理由により、管理者の取得した占用許可を取り消す場合は、その旨を管理者に報告し、占用許可変更（取消）願（要領様式第23号）を速やかに提出すること。

〈解説〉

- 1 占有許可の内容を変更することのないように、適正に工程等の管理を行うこと。
- 2 占有許可変更（取消）願（要領様式第23号）の提出は、許可を受けた工事期間内に提出すること。

#### 4・1・11 占有許可の完了の届出等

工事事業者は、管理者の取得した占有許可の内容を完了したときには、すみやかに完了届及び施工状況の写真を2部、検査係へ提出すること。

##### 〈解説〉

給水装置工事全体の完了が未了でも、提出すること。

#### 4・1・12 給水装置工事の事前着工

工事事業者が、やむを得ない理由により給水装置工事等の申込みの前に当該給水装置工事の一部を施行したい場合は、給水装置工事部分施行願（要領様式第9号）に必要な書類を添付して申し込むこと。

申込みに必要な書類は、次のとおりである。

- 1 給水装置工事部分施行願（要領様式第9号）
- 2 給水装置工事設計図（要領様式第25号）
- 3 給水装置工事使用材料一覧表（要領様式第4号（その1））
- 4 その他管理者が必要と認めた書類

##### 〈解説〉

- 1 給水装置工事の事前着工とならないように、適正に工程等の管理を行うこと。
- 2 やむを得ない理由とは、先行する工事が検査前である場合等をいう。
- 3 事前に給排水課審査係に協議すること。
- 4 給水装置工事設計審査の申込みを行う際に、承認書の写しを添付すること。

#### 4・1・13 口径変更の届出

工事事業者は、メーター口径の変更を伴う給水装置工事を行う場合は、口径変更届（要領様式第8号）を提出すること。

##### 〈解説〉

- 1 検査を受ける前に、工事事業者がお客さまセンターに提出すること。
- 2 検査の際に確認を行うので、提出漏れがないようにすること。

#### 4・1・14 しゅん工予定日の変更

工事事業者がしゅん工予定日を延期したい場合は、給水装置工事しゅん工予定日変更届（要領様式第18号）を提出すること。

〈解説〉

- 1 給排水課検査係に提出すること。

#### 4・2 申込みを省略できる給水装置工事

##### 4・2・1 給水装置工事申込みを省略できる工事の範囲

- 1 次に該当する改造工事は、給水装置工事の申込みを省略することができる。

- (1) メーター下流側の部分的な改造工事

- ア 新たに散水栓を設置する工事

- イ 既設の散水栓を交換又は撤去する工事

- ウ 屋内立ち上がり管から分岐し、元止め式の給湯器具及び給水栓・弁類を設置する工事

- エ 屋内立ち上がり管から分岐されている元止め式の給湯器具及び給水栓・弁類を撤去又は交換する工事

- オ 建物の部分的な増改築等による小規模な給水管の布設替え、管種変更、切り廻し等を行う工事

- (2) 一般住宅等（事務所・テナント等を含む）の建替え等に伴い、既設の専用給水装置を利用し、工事用給水として使用する臨時用の給水装置への改造工事の場合で、次の要件をすべて満たした工事

- ア メーター口径が25mm以下であること。

- イ 引続き本設用の工事を予定していること。

- ウ 既設の給水装置にメーターが設置されていることを原則とするが、メーターが撤去されている場合であっても引き続き行われる本設用の工事でメーター口径が変わらない場合

- エ メーター下流側において、既設の給水装置の不要となる部分を最上流部で切り離し、必要な給水装置のみ在置又は必要な給水装置を設置して臨時用の給水装置とする工事であること。

- (3) 盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱第2第5号の規定による軽微な修繕工事

- (4) 盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱第3第3号オの規定による軽微な管種の変更

- (5) その他管理者が申込みを省略できると認めた工事

- 2 給水装置の修繕工事は、申込みを省略することができる。

〈解説〉

- 1 申込みが必要な改造工事と判別が難しい場合があるので、その場合は着工前に給排水課（サー

ビス係又は審査係)に協議すること。

(2) イ ①本設用の工事には、改造及び撤去工事を含む。

②引続き行われる本設用の工事は、概ね2年以内とする。

ウ 引続き行われる本設用の工事においてメーターの口径を変更しない予定である場合は、新たにメーターの出庫を受けることができる。

(3) 軽微な修繕工事とは、水道メーター周りの老朽化した鉛製給水管の更新のみを目的とした管理者が認めた工事をいう。

(4) 軽微な管種の変更とは、盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱第2第5号の規定による更新工事と同時に施工する既設給水管の切替等を目的とした管理者が認めた工事をいう。

2 修繕工事は、給水管及び給水用具の部分的な破損箇所を修理する等給水装置の原形を変えない工事であるが、改造工事と判別が難しい場合があるので、その場合は着工前に給排水課(サービス係又は審査係)に協議すること。

修繕工事完了後に、使用水量の減額認定の申請等をする場合は、「盛岡市水道事業に関する使用水量の認定要綱」に基づき申請することができる。

詳細については、お客さまセンターに問い合わせること。

漏水修繕工事に伴い使用水量の減量認定を申請する場合は、

① 修繕工事により漏水が解消されたこと(メーターパイロット停止)を確認すること。

② 修繕完了時にメーター指針を確認し記録しておくこと。

#### 4・2・2 工事の設計及び完了検査等

- 1 給水装置工事申込みを省略できる工事については、設計審査についても省略できる。この場合、主任技術者が本要領に従って設計を行うこと。
- 2 給水装置工事申込みを省略できる工事のうち、部分的な改造工事を行おうとする工事事業者は、事前に管理者と協議すること。
- 3 給水装置工事申込みを省略できる工事については、完了検査についても省略できる。この場合、工事事業者は給水装置工事自社検査票(要領様式第15号)に基づき点検を行うこと。

〈解説〉

1 設計審査は、「4 申込み等の手続と設計審査」を参照のこと。

2 完了検査は、「5 検査」を参照のこと。

3 完了検査前の点検は、「5・3 工事事業者が行う自社検査」を参照のこと。

#### 4・2・3 工事の届出等

工事事業者が給水装置工事申込みを省略できる工事を行った場合は、次の書類を提出すること。

1 部分的な改造工事を施行した場合

(1) 図面の右側に施行年月日及び「軽易な改造工事」と記載した給水装置工事しゅん工図

2 一般住宅等の建替え等に伴い、既設の専用給水装置を利用し、工事用給水として使用する臨時の給水装置への改造工事を施行した場合

(1) 一般住宅等改築工事に伴う仮設給水装置工事届（要領様式第24号）

(2) 図面の右側に施行年月日及び「軽易な改造工事」と記載した給水装置工事しゅん工図

3 盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の規定による軽微な修繕工事を施行した場合

(1) 盛岡市鉛製給水管布設替え工事費補助金交付要綱の規定による。

4 盛岡市水道私設配水管等設置費補助金交付要綱の規定による軽微な管種変更工事を施工した場合

(1) 更新工事を行った配水管から水抜栓までの切替図

5 修繕工事を施行した場合

(1) 給水装置修繕工事報告書（要領様式第29号）

(2) しゅん工図（管理者が必要と認めた場合に限る。）

#### 〈解説〉

1、2 施行後15日以内に給排水課審査係に提出すること。

3 詳細については「10 参考資料」を参照のこと。

4 検査の申込みと同時に提出すること。

5 (1) 報告書は一月分をまとめて、翌月の10日までに給排水課サービス係に提出すること。（ファックス又はメール可。）

(2) 図面の右側に施行年月日及び「修繕工事」と記載して、施行後15日以内に給排水課サービス係に提出すること。

## 5 検査

### 5・1 管理者が行う給水装置工事の検査

管理者が行う給水装置工事の検査は、次のとおりである。

- 1 中間検査 完了検査時に確認できない部分の出来形の検査、又は水圧試験等の検査をいう。  
現場の進行状況に合わせ適切な時期に申し込むこと。
- 2 完了検査 給水装置工事がしゅん工した後に行う検査であり、書類検査、現場検査及び写真検査をいう。給水装置工事がしゅん工した後、遅滞なく申し込むこと。
  - (1) 書類検査 給水装置工事設計図に基づき、給水装置工事しゅん工図等の確認を行う検査をいう。
  - (2) 現場検査 給水装置工事しゅん工図と現場との照合、機能試験、水圧試験及び水質の確認を行う検査をいう。
  - (3) 写真検査 給水装置工事しゅん工図と工事写真を照合し、確認を行う検査をいう。
- 3 再検査 中間検査又は完了検査において不合格の部分があった場合に再度行う検査をいう。  
当該部分を修正のうえ、速やかに申し込むこと。
- 4 管理者が現場検査を行う場合は、必ず主任技術者等が立ち会うこと。

#### 〈解説〉

給水装置工事の検査は、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うものであり、工事事業者は、給水装置工事の進捗にあわせて必要な検査を受けること。(条例第8条)

- 4 主任技術者は、中間検査又は現場検査に自ら立ち会うか、又は主任技術者がその責任において指名した者で、施行した給水装置が構造・材質基準に適合していること等、当該給水装置工事の内容について検査員に説明できる者を立ち合わせなければならない。

## 5・2 検査の申込み

- 1 工事事業者が、給水装置工事の検査を受けようとする場合は、管理者が指定した日時に申し込むこと。  
なお、完了検査（写真検査、再検査を含む。）の場合は完了検査手数料を添えて申し込むこと。
- 2 申込みに必要な書類は、次のとおりである。
  - (1) 中間検査（再検査を含む。）
    - ア 給水装置工事中間検査願（要領様式第12号）
    - イ 検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類
  - (2) 完了検査（再検査を含む。）
    - ア 給水装置工事完了検査申込書（施行規程様式第7号）
    - イ 検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類
  - (3) 写真検査
    - ア 給水装置工事完了検査申込書（施行規程様式第7号）
    - イ 検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類
    - ウ 給水装置工事自社検査報告書（要領様式第17号）
    - エ 写真検査撮影箇所一覧表（別表第24）に定める写真

### 〈解説〉

- 1 (1) 検査の申込みは、現場検査前に書類検査を行う必要があるほか、現場検査の日程調整の必要があることから、管理者が指定した日時に申し込むこと。  
(2) 管理者は、申込みを受けた検査の日時等について調整を行い、検査日の前日までに検査日時を通知する。  
(3) 完了検査手数料は、「1・6 加入金・手数料」を参照のこと。  
(4) 申請にあたっては、最新の様式を使用すること。
- 2 (1) 検査の申込みは、検査を希望する日より前の月・水・金曜日（休祭日の場合は、次の通り）の正午までに給排水課検査係に申し込むこと。
  - ア 月曜日が休祭日の場合は、火曜日を受付日とする。
  - イ 水曜日が休祭日の場合は、木曜日を受付日とする。
  - ウ 金曜日が休祭日の場合は、木曜日を受付日とする。  
(2) 年末年始、ゴールデンウィーク等連休や年度末・年度始めの申込日については、事前に受付窓口に掲示するので確認すること。
- 3 検査日時の変更が必要となった場合は、直ちに給排水課検査係に連絡するとともに、給水装置工事完了検査変更願（要領様式第16号）を提出すること。

別表第 23 < 検査時添付書類一覧表 >

検査の種類		提出書類	給水装置 工事 しゅん工 図	給水装置 工事 使用材料 一覧表 (その2)	給水装置 工事自社 検査票	工事写真	分岐写真	備 考
中間 検査	出来形検査		○	△	○	△	×	給水装置工事 中間検査願に 添付する。
	水圧検査		△	×	○	△	×	
完了 検査	写真 検査	臨時 水栓	×	×	×	○	×	給水装置工事 完了検査申込 書に添付す る。
		戸建 住宅	○	○	○	○	○	
		予定栓 ・ 撤去	○	×	○	○	○	
	現場 検査	新設 ・ 改造	○	○	○	△	○	
		撤去	○	×	○	○	×	

凡例 ○：添付 △：必要に応じて添付 ×：添付不要

<解説>

- ※ ダクタイル鋳鉄管の継手接合を行った場合は、継手チェックシートを提出すること。また、分岐写真・継手チェックシートは「10 参考資料」を参照のこと。
- ※ 受水槽式給水の場合は、水理計算書と受水槽施設設置報告書（要領様式第 30 号）を提出すること。また、凍結対策等で立ち上がり部分を覆う場合は、配管状況が分かる写真を提出すること。
- ※ 撤去については、写真検査・現場検査とも撤去した状況が分かる写真を提出すること。（施工前後、配管状況等）
- ※ 分岐写真は、他の継手と近接していない（両側離隔0.3m以上）ことや、耐震管の一体化長さ（L=1.0m以上）が確保されていることが判別できるように撮影し、提出すること。



別表第24 <写真検査撮影箇所一覧表>

撮影種目 写真検査種別	メータ 番号 ・ 指針	ボール 止水栓 ・ メータ ・ 逆止弁	蓋への 水栓番 号記入	止水 栓	水圧 試験 ・ 全景 接写	自己・ 第三者 認証 器具	章票 ・ 全景 接写	残塩 測定	配管 状況
(1) 建物の新築・改築工事等のため臨時に設ける給水装置工事		○						○	
(2) トイレの水洗化工事（直圧式トイレを除く）に伴い既存の給水装置に給水用具を増設する工事							○		○
(3) 既存の給水装置から一部の給水用具を取除く工事							○		○
(4) 私幹新設工事・私幹改造工事と同時施工でない予定栓工事				○					○
(5) 特別計量栓新設工事・特別計量栓撤去工事	○	○	○	○	○	○	○	○	
(6) 分岐箇所からの全装置撤去工事									○
(7) 自家水道を併用していない戸建住宅（メーターが2個ついている二世帯住宅は除く）の新築・改造工事。ただし管理者が認めた工事事業者に限る。	○	○	○	○	△	○	○	○	
(8) その他管理者が、写真検査が適切であると認めた工事	別 途 指 示								

<解説>

- ・提出する写真は、メーターの取り付け方向や残塩濃度等、検査員が容易に判定でき得るものであること。
- ・自己・第三者認証器具を設置する場合、器具の全景及び型式等が判る写真を添付すること。
- ・ボール止水栓・メーター・逆止弁の種目は、蓋の矢印（流水方向）とメーターボックス内部が一緒に写るように撮影すること。

### 5・3 工事事業者が行う自社検査

工事事業者は、給水装置工事のしゅん工後、管理者の検査を受ける前に、給水装置工事自社検査票（要領様式第15号）に基づき次の点検を行うこと。

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの確認
- 2 施工した給水装置の水圧試験及び機能・水質の確認
- 3 管理者が行う検査に必要な提出書類の確認

#### 〈解説〉

工事事業者に選任された主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督のほか、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことが責務となっている。（法第25条の4、規則第23条）

したがって、給水装置工事が適正に施工されたことの点検・確認等を行なわなければならない。

#### 1 給水装置の構造・材質の確認

給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合していることを確認すること。

#### 2 水圧試験及び機能・水質の確認

（1）管理者が行う検査と同様に行うこと。

（2）水圧試験において配管等の条件から試験ができない場合は、管理者と協議すること。

#### 3 書類の確認

（1）給水装置の大部分は埋設部又は隠ぺい部となることから、主任技術者は、使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者から確認する等、提出するしゅん工図等の書類と実際の施工内容が相違ないことを確認すること。

（2）給水装置工事しゅん工図の作成方法は、「6 給水装置工事図の作成」を参照のこと。

## 5・4 管理者が行う完了検査

### 5・4・1 書類検査

書類検査は、提出されたしゅん工図等の書類の検査を行う。

- 1 管理者は、「5・2 検査の申込み」の2項に規定する書類が提出されたときは、検査予定日の前日までに書類検査を行う。
- 2 書類に疑義や不備がある場合には、その結果を工事事業者に通知する。
- 3 書類検査において、その書類に重大な錯誤等があり現場検査の実施に支障がある場合には、現場検査を中止することがある。

### 5・4・2 現場検査

現場検査は次のとおりである。

- 1 メーター設置に係る検査
  - (1) 水道メーターが正しい方向に、かつ交換に支障がないよう設置されていること。
  - (2) 設置位置が検針及びメーター交換に支障がないこと。
  - (3) メーターボックスについては、凍結・凍上防止が行われていること。
- 2 給水装置の構造・材質・寸法の検査
  - (1) 給水装置工事しゅん工図及び材料一覧表をもとに確認できる範囲で、構造・材質・寸法を確認する。
  - (2) 露出管、メーター等凍結のおそれがある部分の凍結対策が適切であるかを確認する。
  - (3) 埋設部や隠ぺい部分について、工事写真や主任技術者からの聞き取りにより確認するが、検査員が特に指示した場合は、現地を掘削すること等により目視で確認することがある。
- 3 水圧試験
  - (1) 給湯配管を除く給水管の水圧試験を行う。
  - (2) メーター設置場所等から水圧テストポンプにより加圧し、所定の時間水圧の低下がないことを確認する。
  - (3) 加圧する範囲は、上流側の第一止水栓から下流側の水栓までとする。ただし、私幹及び予定栓の水圧試験は検査係と相談のうえ実施すること。
  - (4) 配管等の条件から所定の水圧試験ができない場合は、事前に検査係と協議すること。

(5) 試験水圧及び加圧時間は次のとおりである。

布設した給水管の 最大口径	試験水圧	加圧時間
φ25mm以下	1.00 MPa	3分以上
φ30～50mm未満	1.00 MPa	5分以上
φ50mm以上	0.75 MPa	10分以上

#### 4 機能検査

- (1) 給水栓、増圧設備等の吐出量や動作状況等の機能を確認する。
- (2) 定水位弁、ボールタップ等により給水する場合は、吐水口空間（別表第20）が確保されていることを確認する。

#### 5 通水検査

- (1) 各給水栓が水道メーターを経由していることを確認する。
- (2) 受水槽給水の場合、メーター適正流量の範囲内での流入となっていることを確認する。

#### 6 水質確認

- (1) ダクタイル鋳鉄管を10m以上新設する場合はポリピッグによる管の洗浄を行う。なお、これによらない場合は別途協議すること。
- (2) 末端の給水栓において簡易5項目水質検査（残留塩素、色、濁り、臭い、味）を行う。
- (3) 残留塩素が、0.1mg/l以上であることを確認する。
- (4) その他の項目においては異常がないことを確認する。

#### 〈解説〉

現場検査の準備は、工事事業者が行うこと。

直結増圧設備を設置する場合は、「中高層建物直結給水技術基準」（10 直結増圧設備完成時の確認・試験）掲載の「直結増圧給水チェックリスト」に基づき確認を行うこと。

#### 5・4・3 写真検査

給水装置工事の内容が次のいずれかに該当する場合は、現場検査を省略し写真検査とすることができる。

- 1 新設・改造工事の一括申請工事のうち、臨時給水用の新設工事
- 2 単独栓で給水している建物で、水洗化工事等により給水用具を増設する工事で、メーター口径の変更を伴わない工事
- 3 既存の給水装置から一部の給水用具を取除く工事
- 4 私幹新設工事又は私幹改造工事と同時施工ではない予定栓工事
- 5 特別計量栓新設工事又は特別計量栓撤去工事

- 6 分岐箇所からの全装置撤去工事
- 7 自家水道を併用していない戸建住宅（メーターが2個ついている2世帯住宅は除く）の新設・改造工事。ただし管理者が認めた工事事業者に限る。
- 8 その他管理者が、写真検査が適当であると認めた工事

#### 5・5 管理者が行う完了検査の可否

- 1 完了検査を実施した場合は、給水装置工事完了検査実施済証（要領様式第20号）を交付する。
- 2 完了検査に合格した場合は、章標（水栓プレート）（施行規程様式第8号）を掲示すること。
- 3 完了検査において、次のような不適合事項が確認された場合は、不合格とする。
  - （1）水圧試験において、試験水圧を定められた時間以上保持できなかったもの
  - （2）給水装置工事しゅん工図と現場の給水装置が整合しないもの
  - （3）凍結対策が不十分であるもの
  - （4）構造・材質基準に適合していないもの
  - （5）その他条例及び施行規程に定める基準に適合しないもの

#### 〈解説〉

- 2（1）章標（水栓プレート）の設置位置は、玄関ドア周辺上部等容易に確認できる場所に掲示すること。
  - （2）工事事業者は、掲示する位置について検査前に申込者から了承を得ておくこと。
- 3（1）軽微な手直し工事又は給水装置工事しゅん工図の訂正を行うことにより、管理者が必要ないと認めた場合を除く。
  - （2）当該事項について修正のうえ、速やかに再検査を受けること。
  - （3）給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。（法第16条）

#### 5・6 給水装置所有者への引き渡し

工事事業者は、工事検査完了後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

#### 〈解説〉

- 1 給水装置工事しゅん工図（写し）等の関係書類を引き渡すこと。
- 2 工事内容等について説明すること。特に器具の使用法や冬期間における水抜きの方法については詳しく説明を行うこと。

## 6 給水装置工事図の作成

### 6・1 図の作成

給水装置工事設計図（以下「設計図」という。）及び給水装置工事しゅん工図（以下「しゅん工図」という。）は、正確かつ明瞭に作成すること。

〈解説〉

- 1 (1) 図の作成にあたっては、誰にでも容易に理解できるように大きくはっきりと表現すること。
- (2) 漢字は楷書とし、文字や数字等は複写した場合でも明瞭となるよう表記すること。
- (3) 給水管について、わかり易くするために他の線と比較して太く表示すること。線が交差する場合は、跨いでいることが容易に判断できるように表示すること。（別表第25・4を参照のこと。）

## 6・2 設計図及びしゅん工図の様式等

- 1 設計図は、給水装置工事設計図（要領様式第25号）により作成すること。
- 2 しゅん工図は、給水装置工事しゅん工図（要領様式第26号）により作成すること。
- 3 設計図及びしゅん工図は、CADソフトを使用して作成すること。
- 4 設計図は、新設する給水装置を赤色表示、それ以外を黒色表示とすること。
- 5 しゅん工図は、全て黒色表示とすること。
- 6 図面番号等を記載すること。

### 〈解説〉

- 1 (1) 用紙の大きさが日本産業規格A3により難しい場合は、A2又はA1のいずれかの大きさとすることができる。  
(2) 図面の折り方については、給水装置工事設計図（要領様式第25号）のとおりである。  
(3) A2又はA1の場合の図面の折り方については、A3に準じること。  
(4) 給水装置、地下埋設物及び装置場所等の諸元表について記入すること。
- 2 1と同様とする。
- 3 これによりがたい場合は、製図用ペンを使用して作成することができる。
- 4 (1) 「6・5 設計図に記載する図」を参照のこと。  
(2) 設計変更の場合は、「6・9 設計変更の場合の設計図の作成」を参照のこと。  
(3) 部分施行の場合は、「6・10 部分施行の場合の設計図の作成」を参照のこと。
- 6 (1) 図面が複数枚となる場合は、図面タイトル右下にページ数を記載すること。（分母を全体ページ数、分子を当該ページ数とする。）  
(2) 予定栓を使用する場合は、図面タイトル右下に予定栓番号を記載すること。  
(3) 私幹又は専用給水装置を幹栓とする場合は、図面タイトル右下に幹栓番号を記載すること。  
(4) 幹栓と予定栓の両方を記載する場合は、予定栓番号を上にする。  
(5) 図面が複数枚ある場合は、すべての図面に上記の(1)～(4)を記載すること。
- 7 給水切替えをした場合は、しゅん工時に、タイトルを「給水装置工事切替図」とし、図面の右側に「専用栓○○○の○○工事に伴う切替図」と記載した給水装置工事切替図を提出すること。記載する項目はしゅん工図と同様とする。（6・11 しゅん工図に記載する図等を参照）

### 6・3 作図記号及び地図記号等

- 1 設計図及びしゅん工図の作図記号は、設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表（別表第25）によること。
- 2 設計図及びしゅん工図の地図記号等は、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。



#### 6・4 口径及び延長等の単位

- 1 給水管の口径の単位は、mmとし、単位記号は記載しないこと。
- 2 給水管の延長の単位は、m、小数点第一位止めとし、小数点以下第二位を四捨五入すること。単位記号は記載しないこと。
- 3 横断面図及びオフセット図等の寸法の単位は、mとし、単位記号は記載しないこと。
- 4 構造図等の単位は、m又はmmとし、単位記号は記載しないこと。

〈解説〉

- 1 図面が煩雑にならないように考慮したものである。

## 6・5 設計図に記載する図

- 1 設計図に記載する図は、次のとおりである。
  - (1) 位置図
  - (2) 平面図
  - (3) 配置図
  - (4) 配管図
  - (5) 立面図
  - (6) 横断面図
  - (7) 詳細図
  - (8) 構造図
  - (9) 参考図
- 2 改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となるものを除き全て記載すること。
- 3 自家水道等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分がある場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。
- 4 自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。

### 〈解説〉

- 1 (1) 位置図及び平面図以外は、必要に応じて作成すること。
  - (2) 平面図、配管図、立面図、横断面図、詳細図及び構造図において、既設の給水装置及び配水管等は黒色破線で、新設する給水装置は赤色実線で表示すること。また、同時施工がある場合には他の給水装置工事の申請部分は赤色破線とすること。
  - (9) 管理者が必要と認めた場合に提出すること。(例：やむを得ず受水槽給水とする場合の二次側配管図等。)
- 2 (1) 未承認工事部分がある場合、自家水配管等の既設配管を流用する場合等は、必ず立面図を記載すること。
  - (2) 既設配管を流用する部分は、黒色破線とし、流用する旨を表記すること。
  - (3) 大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。また、大規模施設の判断については審査係と事前に協議すること。
- 3 給水装置と自家水道がクロスコネクションとなっていないことを現地で確認するため。
- 4 平面図、立面図等の頁に、口径や栓数を整理したカラン表 (1) を記載すること。

工種	既 設		新 設		撤 去		合 計	
	口径	個数	口径	個数	口径	個数	口径	個数
分岐取出	φ13	—	φ20	—	φ13	—	φ20	—
メーター	φ13	—	φ20	—	φ13	—	φ20	—
給水栓	φ13	3	φ13	8	φ13	3	φ13	8
浄水器			φ13	1			φ13	1
給湯器具等			φ20	1			φ20	1
自己メーター			φ13	2			φ13	2

カラ表 (1)

〈解説〉 4 特殊器具（給湯器具、浄水器、直圧式トイレ、製氷器等）は給水栓数に含めず別項目で記載する。

## 6・6 位置図の作成

設計図に記載する位置図は、次により作成すること。

- 1 縮尺は、1／5,000を基本とする。
- 2 設計図の左上に配置する。
- 3 必ず真上が北になるように作成する。
- 4 申請地が位置図の中心付近となるように作成し、引き出し線で表示する。
- 5 付近の目標物を記載すること。

〈解説〉

- 1 (1) 目標物等が少ない場合においては、1／10,000とすることができる。  
(2) 位置図は次のデータの写しを使用できる。

ア もりおか便利マップ (<https://www2.wagmap.jp/morioka/Portal>)

イ 道路網図(縮尺1／5,000)

ウ 盛岡広域都市計画図(縮尺1／10,000)

ただし、これによりがたい場合（新規の開発行為によるもの等）は、管理者の指示によること。

- 2 図面が複数枚となる場合は、必ず一枚目の図面の左上の端に記載すること。（大きさは、概ね10cm～12cm角の正方形とする。）
- 4 (1) 申請地を赤色で表示し、枠外に表示すること。  
(2) アクセス経路がわかり易いものが望ましい。

## 6・7 平面図の作成

設計図に記載する平面図は、次により作成すること。

- 1 縮尺は、1／100又は1／200とする。
- 2 真上が北になるように作成する。
- 3 記載する内容は次のとおりとする。
  - (1) 給水装置等
    - ア 分岐から末端の給水栓等までの管種、口径、延長、給水用具等
    - イ 当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等
    - ウ 隣接地の水栓番号又は予定栓番号
  - (2) 給水装置等以外
    - ア 給水装置場所の敷地境界、建物の形状、間取り、駐車場等
    - イ 道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等
    - ウ 他の地下埋設物（公設柵の位置等）
    - エ 土地の所有者名
- 4 臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込む場合の臨時用の平面図は、余白に枠を設けて分岐から給水用具までを作成するか、又は一般用の図面と分けて別紙とする。
- 5 集合住宅等を一括で申し込む場合、建物全体のメーター先の水抜栓までの平面図と各戸のメーター以降のタイプ別平面図に分けて作成する。
- 6 複数の予定栓を一括で申し込む場合は1枚の平面図に作図できるものとし予定栓を設置する区画内に区画番号等を記載する。また予定栓一覧表（要領様式第7号）を添付すること。
- 7 平面図に、配水管分岐からメーターまでの立面図を別途余白に記載すること。ただし、立面図が必要な場合は不要とする。

### 〈解説〉

- 1 100分の1とすることが望ましい。
- 2 土地の形状等によりこれにより難しい場合は、方位を記載のうえ左右45度以内の角度で回転することができる。
- 3 (1) ア (ア) 既設部分も含めて全て表示すること。ただし、水理計算を伴わない一般住宅等で新設工事の場合は、宅内配管延長の記載は不要とする。ただし、改築工事で記載がある場合は除く。
  - (イ) 撤去する部分は、新設した部分と被らないようにずらして記載し、赤色斜線で表示すること。また、道路内等においては「掘上撤去」または「存置」と記載すること。ただし、メーター先全装置撤去の場合は、既設部分の図示は不要とし、「メーター以降全装置撤去」と赤色で記載すること。
  - (ウ) 1階以外（2階以上）については、余白に記載すること。

- (エ) 管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・4）としないこと。
  - (オ) 給湯器については給湯器の種類を記入すること。
  - (カ) 給湯器具以外の特殊な給水用具等(直圧トイレ、加湿器等)については、製造業者名、型式等を表示し、第三者機関の認証品であることを確認できる書類の写しを添付すること。
  - (キ) 管理用止水栓及び水抜栓等は、口径、型式、長さ等を表示すること。
  - (ク) 仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名、口径、型式等を表示すること。
  - (ケ) 給湯器等の二次側配管は表示しないこと。
  - (コ) 連合栓の場合は、関係する給水装置を分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。
  - (サ) 当該敷地内に連合ではない別な給水装置がある場合は、分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。
  - イ (ア) 当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専用給水装置又は私幹の番号を表示すること。
    - (イ) 管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・4）としないこと。
  - ウ (ア) 隣接地は、隣接する敷地のほか、道路等の対面に存する敷地も表示すること。
    - (イ) 隣接する道路等に他の給水装置等が縦断的に埋設されている場合等は、その装置について分岐からメーターまで表示すること。この場合、線が交差しないように跨ぐように表示すること。
  - (2) ア (ア) 敷地境界線及び建物の形状は太線で表示すること。
    - (イ) 小屋、駐車場、植栽、外壁、コンクリート基礎（エコキュート、エアコン室外機、オイルタンク、外階段等）等の計画について表示すること。
  - イ 幅員、舗装の種別等を表示すること。
  - ウ 位置、種類、管種及び口径等を表示すること。ただし、道路掘削を伴わない場合は、平面図、横断図ともに水道以外の地下埋設物の記載は不要とするが、従前のしゅん工図に横断面図が記載されている場合は、しゅん工図に地下埋設物を記載する。なお、道路掘削を伴う場合は今まで通り記載すること。
  - エ 申込者以外が所有する土地の場合は、表示すること。
- 4 縮尺は、1/100とすること。
- 5 (1) 建物全体のメーターまでの平面図は、分岐からメーター先の水抜栓までを作図し、メーター脇に各戸の戸番号・水栓番号等を、建物枠内に各戸の戸番号・水栓番号等及びタイプ名を表示すること。
- (2) 各戸のメーター以降のタイプ別平面図は、メーターから下流側の全てを作図し、各戸の諸元表を記載すること。

## 6・8 その他の図の作成

設計図に記載するその他の図は、次により作成すること。

- 1 配置図 広範囲に作図する必要があり、平面図に表示しきれない場合等
- 2 配管図 ダクティル鋳鉄管を使用する場合等
- 3 立面図 平面図の縮尺が1/100以外の場合又は1/100であっても平面図で書き表すことができない場合等
- 4 横断面図 道路（私道を含む。）内の掘削を伴う場合等
- 5 詳細図 水路又は軌道等を横断して給水管を布設する場合等
- 6 構造図 受水槽、地下式消火栓、空気弁又は排水弁を設置する場合等

### 〈解説〉

- 1 (1) 敷地が広大な場合、又は連合栓の工事等で全域を平面図に表示しきれない場合に作図すること。この場合、メーターまで表示すること。  
(2) 縮尺は、作図範囲を考慮して決定すること。
- 2 平面図と同方向に作成すること。
- 3 配管が複雑で、平面図では確認できない場合等に作図すること。  
鳥居配管となる場合は作図すること。
- 4 (1) 断面ごとに作図すること。  
(2) 縮尺は、1/100又は1/50とすること。  
(3) 記載する内容は次のとおり。
  - ア 道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界、幅員、舗装の種別等を表示すること。
  - イ 他の地下埋設物の位置、種類、管種、口径等を表示すること。
  - ウ 配水管等の位置、種類、管種、口径、工事番号等を表示すること。
  - エ 当該給水装置の分岐から宅地内の管理用止水栓又は仕切弁までを図示し、管種、口径、延長、埋設深さ等を表示すること。
- 5 適切な縮尺とすること。
- 6 (1) 適切な縮尺とすること。  
(2) 受水槽について
  - ア 構造、材質、寸法、吐水口空間及び壁面からの寸法、公称容量、有効容量等を表示すること。
  - イ 水抜き用の給水用具等から下流側について表示すること。
- (3) 地下式消火栓、空気弁、排水弁等について、弁室の形状、寸法、材料等を表示すること。  
この場合、弁栓類のほか配管も併せて記載すること。

## 6・9 設計変更の場合の設計図の作成

- 1 設計内容を変更する場合の設計図は、次のとおり作成すること。
  - (1) 変更する部分は、当初設計を黄色で、変更設計を赤色で表示すること。
  - (2) 変更しない部分は、当初設計と同じ線種とし、全て黒色で表示すること。
- 2 図面タイトルの表示は、次のとおりとすること。
  - (1) 図面のタイトルを給水装置工事設計変更図と記載すること。
  - (2) 当初設計と変更設計を同じ図面に表示する場合は、タイトル枠の右と下を黄色で、左と上を赤色で表示すること。
  - (3) 当初設計と変更設計の図面を分ける場合は、当初設計図のタイトル枠の全周を黄色で、設計変更図のタイトル枠を赤色で表示すること。

### 〈解説〉

- 1 当初設計と変更設計を同じ図面に表示する場合は、線が重ならないように当初設計内容等をずらして表示すること。

#### 6・10 部分施行の場合の設計図の作成

- 1 給水装置工事部分施行願を提出する場合の設計図は、次のとおり作成すること。
  - (1) 線種は、給水装置工事の申込みの際の設計図と同様とすること。
  - (2) 施行したい部分を赤色で、それ以外を黒色で表示すること。

〈解説〉

- 1 「4・1・11 給水装置工事の事前着工」を参照のこと。



## 6・11 しゅん工図に記載する図等

- 1 しゅん工図に記載する図は、次のとおりである。
  - (1) 位置図
  - (2) 平面図
  - (3) 立面図
  - (4) 配置図
  - (5) 配管図
  - (6) 横断面図
  - (7) 詳細図
  - (8) 構造図
  - (9) オフセット図
- 2 装置場所記入欄の上部に収受番号を記入すること。
- 3 給水装置の撤去工事について撤去部分の表示は、次のとおりとすること。(新設、改造工事を除く)
  - (1) 配水管等から給水管を分岐し直した場合は、分岐からメーターまでについて、従前の給水装置を新設した部分と重ならないようにずらして作図し、斜線表示とする。
  - (2) メーター以降の撤去部分についての表示は不要とする。
- 4 臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込んだ場合は、次のとおりとすること。
  - (1) 臨時用のしゅん工図は不要とする。
  - (2) 臨時用で工事した給水装置のうち、一般用で残った部分は一般用のしゅん工図に実線で表示する。
  - (3) 臨時用で配水管等から給水管を分岐し直した場合は、3(1)と同様とする。
- 5 改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となったものを除き全て記載すること。
- 6 既設の図面に記入されていない情報(止水栓の種類、管種、口径等)についても、工事の際に確認できるものは記入すること。
- 7 自家水配管等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分があった場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。
- 8 平面図に、配水管分岐からメーターまでの立面図を別途余白に記載すること。ただし、立面図が必要な場合は不要とする。
- 9 平面図、立面図、配管図いずれかの項に、器具表及びカラン表を記載すること。
- 10 自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。

### 〈解説〉

- 1 (1) 位置図、平面図及び立面図以外は、必要に応じて作成すること。

(2) 位置図、平面図、配置図、配管図、横断面図、詳細図及び構造図の作成は、設計図の作成に準じること。ただし、一般住宅等で、平面図の縮尺を1/100とした場合は、水抜き栓から末端の給水栓まで延長の記載を省略することができる。

(3) すべて黒色で表示すること。

(4) 止水栓については、種類（M型、甲止水）口径及びサイズ（長さ等）を表記すること。

（例）M型止水栓φ20×0.65 甲止水栓φ20 など

3 (1) 道路内等で、不要な管を残置したことを確認できるようにするためである。

(2) 敷地内等に不要な管を存置する場合においては、図示しておくことが望ましい。

5 (1) 大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。

9 器具表及びカラン表は下記の例を参考とすること。

No	口径	器具名	水抜き栓
①	φ13	混合栓	ヘッダー方式 ヘッダー前 PDφ20 ヘッダー後 架橋ポリエチレン管 XPEPφ16・13 さや管 有 MX-Dφ20×1.0（電動）
②	φ13	浄水器	
③	φ13	混合栓	
④	φ13	混合栓	
⑤	φ13	シャワー付き混合栓	
⑥	φ13	混合栓	
⑦	φ13	ボールタップ（1F）	
⑧	φ13	ボールタップ（2F）	
⑨	φ20	石油給湯器	
⑩	φ13	万能水栓	

器具表

工種	口径	数量
分岐取出	φ20	—
メーター	φ20	—
給水栓	φ13	10
〃		
給湯器具等	φ20	1

カラン表（2）

器具表は水抜き栓の系統ごとに記入すること。

## 6・12 立面図の作成

しゅん工図に記載する立面図は、次により作成すること。

1 記載する内容は次のとおりである。

(1) 当該給水装置の分岐から末端の給水栓等までの配管（既設装置及び給湯器等の二次側配管を含む）

(2) 当該給水装置の分岐対象である配水管等の管種、口径及び工事番号

2 平面図と整合を図る。

3 水平な配管は水平に、水平方向に直角な配管は45度の角度に、立ち上がり配管は垂直に作図し、給水管の管種、口径及び各区間の延長を記載する。

4 給水管及び給湯器等の二次側配管の表示は、既設管を破線で、新設管を実線で表示する。

5 管理用止水栓及び水抜き栓は、口径・型式等を表示する。

6 仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名及び口径・型式等を表示する。

7 集合住宅等の場合は、建物全体のメーター先の水抜き栓までの立面図と、各戸のメーター以降のタイプ別立面図に分けて作成する。

〈解説〉

- 7 (1) 建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図は、分岐からメーター先の水抜栓までの部分  
を  
作図し、メーター脇には各戸の戸番号及び水栓番号を、建物内には各戸の戸番号、水栓  
番号及びタイプ名を記載すること。
- (2) 各戸のメーター以降のタイプ別立面図は、メーターから下流側の部分を作図し、各戸の器  
具表を記載すること。

6・13 オフセット図の作成

オフセット図は、次により作成すること。

- 1 適切な縮尺を選定すること。
- 2 分岐位置のオフセット図は、分岐位置の中心から3箇所以上の一定不変な構造物等までの距  
離を実測し、記載すること。
- 3 管理用止水栓、仕切弁、地下式消火栓、空気弁、排水弁等のオフセット図は、筐又は人孔の  
中心から3箇所以上の一定不変な構造物等までの距離を実測し、記載すること。
- 4 撤去工事で生じた継ぎ手や分水栓キャップ止め位置についても、同様にオフセット図を作成  
すること。
- 5 平面図とは別枠で記載すること。

〈解説〉

- 4 新たに分岐工事等を行う際、次工事の設計施工の参考となるため継ぎ手位置等の離隔を正確に  
記載する。
- 5 平面図と重なって見づらくなならないようにするため。

## 6・14 立面図の省略

一般住宅等（中高層建物直結給水を除く）の給水装置工事において、平面図を次のとおり作成する場合は、立面図を省略できる。

- 1 縮尺が1/100であること。
- 2 取付器具ごとに番号を付け、器具名及び水抜き栓等の口径・型式等を器具表で書き表していること。
- 3 給水管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。
- 4 給湯管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。また、給湯器具及び湯抜き栓を給水管の平面図にも書き表していること。
- 5 ヘッダー方式による給水装置の場合は、器具表の中にヘッダー方式と記入し、ヘッダー前後の管種・口径及びさや管の有無を記入していること。

### 〈解説〉

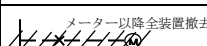
- 1 平面図で書き表すことができない場合等は、当該部分の立面図を記載すること。
- 2 一般住宅等とは、一般住宅のほか事務所・テナント等を含む場合であり、メーター口径が25mm以下のものとする。

別表第25 設計図及びしゅん工図等の作図記号一覧表

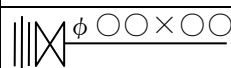

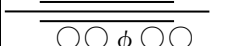


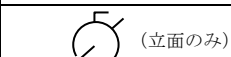


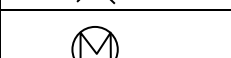

1 管種記号

名 称	記 号	名 称	記 号
铸铁管	<u>CIP φ○○</u>	波状ステンレス鋼管	<u>SSP φ○○</u>
铸铁管（更生）	<u>CIP-L φ○○</u>	硬質ポリ塩化ビニル管	<u>VP φ○○</u>
タクトイル铸铁管〇形	<u>DIP-〇 φ○○</u>	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	<u>HIVP φ○○</u>
塗覆装鋼管	<u>SP φ○○</u>	ポリエチレン管（軟質2層管）	<u>PP φ○○</u>
亜鉛めっき鋼管	<u>GP φ○○</u>	高密度ポリエチレン管（PE100）	<u>HPPE φ○○</u>
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	<u>SGP-PB φ○○</u>	鉛管	<u>LP φ○○</u>
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	<u>SGP-PD φ○○</u>	架橋ポリエチレン管	<u>XPEP φ○○</u>
硬質塩化ビニルライニング鋼管	<u>SGP-VB φ○○</u>	ポリブテン管	<u>PBP φ○○</u>
硬質塩化ビニルライニング鋼管	<u>SGP-VD φ○○</u>	銅管	<u>CP φ○○</u>
石綿セメント管	<u>ACP φ○○</u>	被覆銅管	<u>CP-D φ○○</u>
被覆可とう管	<u>FJ φ○○</u>		

2 給水管等の表示

区 分	線形・色別	区 分	線形・色別
新 設	<u>（設計図-赤）</u> <u>（しゅん工図-黒）</u>	設計変更部分（変更前）	黄色
既 設	--- 黒色破線 ---	設計変更部分（変更後）	赤色
撤 去	破線上を斜線 -// -// -// -// -// -// -// -// -// -//	全装置撤去	 <small>メーター以降全装置撤去</small>

3 弁栓類・その他

名 称	記 号	名 称	記 号
地上式単口消火栓		割T字管取出し	
地上式双口消火栓		さや管（〇〇は管種・口径記入）	
地下式単口消火栓		ソフトシール仕切弁	
地下式双口消火栓		仕切弁	
排水弁（弁室有）		ストップ弁	
排水弁（弁室無）		サドル付分水栓	
空気弁（単口）		管理用止水栓 メーター直結止水栓	
空気弁（双口）		メーター（量水器）	
片落管		逆止弁	
管の渡り		受水槽	

4 継手記号

名 称	記 号	名 称	記 号
A形継手		異種管継手 (CVS)	
A形特殊押輪		異種管継手(CVS-A)	
K形継手		異種管継手 (スッポンMDV)	
K形特殊押輪		異種管継手 (スッポンMDV-K)	
離脱防止型特殊押輪 (K型・3DkN)		異種管継手 (スッポンロング MVF)	
OTキャッチャー		異種管継手 (スッポンショート MVF-K)	
NS形継手		フランジ継手	
NS形継手 (ライナ使用箇所)		シモク	
SII形継手		LA・MC・KG継手	
SII形継手 (ライナ使用箇所)		90° エルボ	
GX形継手		45° エルボ	
GX形継手 (ライナ使用箇所)		被覆可とう管	
P-L i n k		異種管伸縮継手	
G-L i n k		径違エルボ	
S50形継手		チーズ	
S50形継手 (ライナ使用箇所)		径違チーズ	
S50形継手 (抜け止め押輪)		ヘッダー	
		ブッシング	
		ユニオン	
		径違いソケット	
		異種管継手 (材料名記入)	

5 異形管記号



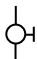

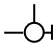



名 称	記 号	名 称	記 号
十字管		栓	
T字管		割T字管	
受さし片落管		短管1号	
さし受片落管		短管2号	
曲管		排水T字管	
フランジ付T字管		短管1号片落	
継輪		短管2号片落	

6 給水栓類 (平面図)

(給水配管)		(給湯配管)	
名 称	記 号	名 称	記 号
給水栓類 <small>(センサー式) または (自動水栓)</small>		一般給湯栓類	
湯水混合水栓類		湯水混合水栓類	
給湯器具等 <small>(給湯以外は種別を表示)</small>		給湯器具等 <small>(給湯以外は種別を表示)</small>	
水抜き栓		湯抜き栓	
バルブ		バルブ	
ボールタップ		不凍水栓柱	
フラッシュバルブ			

7 給水栓類 (立面図)

(給水配管)		(給湯配管)	
名 称	記 号	名 称	記 号
給水栓類 <small>(センサー式) または (自動水栓)</small>		一般給湯栓類	
湯水混合水栓類 <small>(シャワー付)</small>		湯水混合水栓類 <small>(シャワー付)</small>	
給湯器具等 <small>(給湯以外は種別を表示)</small>		給湯器具等 <small>(給湯以外は種別を表示)</small>	
水抜き栓		湯抜き栓	

バルブ		バルブ	
ストレート止水栓		ストレート止水栓	
アングル止水栓		アングル止水栓	
ボールタップ		不凍水栓柱	
フラッシュバルブ	